

令和2年第7回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 11月27日（金曜日）

会期 1 日間

閉 会 11月27日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
11. 27	金	本会議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和2年第7回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年11月27日					
招 集 の 場 所	北中城村議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年11月27日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和2年11月27日 午前10時49分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	10 番 議 員		比 嘉 義 弘			
	11 番 議 員		山 田 晴 憲			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和2年11月27日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第48号	令和2年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
4	議案第49号	感染症に対応した災害備蓄品確保事業の契約について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和2年第7回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉義弘議員及び山田晴憲議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（名幸利積）

日程第2．会期決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間

にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3．議案第48号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第48号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第48号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案第48号

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年11月27日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第5号）

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,666,362千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		111,435	1,862	113,297
	1 負担金	111,435	1,862	113,297
17 国庫支出金		3,758,094	1,000	3,759,094
	2 国庫補助金	2,666,234	1,000	2,667,234
21 繰入金		615,709	28,752	644,461
	2 基金繰入金	615,506	28,752	644,258
歳入合計		11,634,748	31,614	11,666,362

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,087	511	96,598
	1 議会費	96,087	511	96,598
2 総務費		3,934,277	862	3,935,139
	1 総務管理費	3,735,655	6,208	3,741,863
	2 徴税費	107,315	△5,402	101,913
	3 戸籍住民基本台帳費	66,006	56	66,062
3 民生費		3,117,906	25,289	3,143,195
	1 社会福祉費	1,483,203	3,051	1,486,254
	2 児童福祉費	1,634,703	22,238	1,656,941
4 衛生費		1,148,504	10,149	1,158,653
	1 保健衛生費	753,884	10,149	764,033
6 商工費		285,703	△18,292	267,411
	1 商工費	285,703	△18,292	267,411
9 教育費		1,591,554	13,095	1,604,649

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	352,376	9,407	361,783
	5 社会教育費	445,562	3,786	449,348
	6 保健体育費	249,450	△98	249,352
歳 出 合 計		11,634,748	31,614	11,666,362

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得費	令和2年度 ～ 令和7年度	541,000千円に利率5%以内及び延滞金を加えた額
沖縄県町村土地開発公社アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得事業資金借入金に対する債務保証	令和2年度 ～ 令和7年度	541,000千円に利率5%以内及び延滞金を加えた額

詳細については、副村長のほうに説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

それでは、一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に国の10割補助である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の計上となっておりますが、国から第3次分の交付額がまだ示されない中、今年度の事業期間が残り4か月余りとなっており、早期の事業執行のために補正予算を計上しております。

なお、財源は一時的に一般財源で立て替えた上で、交付額が決定した後に財源組替えを行う考えですので、御理解のほどお願いいたします。

初めに、3ページをお願いします。

第2表の債務負担行為補正追加が2件ござい

ます。

アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得費、期間が令和2年度から令和7年度、限度額が5億4,100万円に利率5%以内及び延滞金を加えた額となっております。

続きまして、沖縄県町村土地開発公社アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得事業資金借入金に対する債務保証、期間及び限度額は、先ほどの用地取得費と同じとなっております。

この2件の債務負担行為につきましては、平成28年度から令和2年度までの期間11億8,672万円を議決をいただいていた債務負担行為のうち、村立体育館及びスポーツクラブ用地部分を5年間延長するために計上しております。

なお、今回の債務負担行為では、前回含めていたアリーナ用地部分は除いた額となっております。

次に、歳入につきまして、事項別明細書で主

な補正について御説明いたします。

6ページをお願いします。

15款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金186万2,000円の補正につきましては、保険者機能強化推進事業を行うための介護保険広域連合からの10割交付金でございます。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金100万円につきましては、疾病予防対策として、新型コロナウイルス感染症対応を行うための国の2分の1補助金でございます。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金2,875万2,000円につきましては、財源不足を補うための繰入金です。

なお、地方創生臨時交付金の第3次分の交付額が決定次第、財源組替えをして基金の戻入れを行ってまいります。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いします。

1款1項1目議会費、17節備品購入費51万1,000円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために議場のアクリル板等を購入するための予算でございます。

8ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、12節委託料、発券呼出し器設置委託料につきましては、役場窓口の3密対策を軽減するため、発券呼出しシステムを導入するための予算でございます。

9ページをお願いします。

2項徴税費、2目賦課徴収費540万2,000円の減額補正につきましては、ウェブ口座振替サービスの導入を検討していましたが、費用対効果の面で大きな効果が得られないとの見通しとなったことから、全額減額補正しております。

11ページをお願いします。

3款の民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、12節委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者等を対象と

したPCR検査の委託に係る予算を計上しております。

5目介護保険事業費、12節委託料につきましては、介護保険広域連合の10割交付金を受けて、高齢者のウォーキングや通いの場事業を行うための予算を計上しております。

12ページをお願いします。

2項児童福祉費につきましては、1目児童福祉総務費から3目の児童福祉措置費にかけて2つの事業を計上していますので、その御説明いたします。

初めに、子育て応援給付金につきましては、子育て世帯の生活支援を図るため、子育て世帯臨時特別給付金に子ども1人当たり5,000円を上乗せして給付するための予算です。

次に、ひとり親世帯等子育て応援給付金につきましては、18歳までの児童を育てているひとり親世帯等の生活支援を図るため、1世帯当たり2万円を給付するための予算でございます。

13ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費772万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症と症状が酷似するインフルエンザの流行を抑えるため、60歳未満の基礎疾患を有する者や妊婦、乳幼児等を対象にインフルエンザ予防接種費用を助成するための各予算を計上しています。

4目の保健事業費、17節備品購入費242万9,000円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、庁内で使用するサーモカメラを購入するための予算を計上しています。

14ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費1,834万5,000円につきましては、工事着手前に先に管理者を定めた上で保健所とその管理者で細かな運用の調整が必要となったことから、工事を見送るために減額補正しております。

15ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

引き続きまして、教育予算の主な内容について御説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料の828万3,000円につきましては、村立小中学校校内ネットワーク設備整備事業の入札執行残として減額補正してございます。

17節備品購入費につきましては、タブレットパソコンの予備機の購入及び機能の充実を図るため1,694万7,000円を増額補正してございます。

続きまして、16ページをお開きお願いします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、12節委託料として、社会教育等事業ライブ配信機器設置委託料47万9,000円計上しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない状況下があります。来年1月に行われます成人式及び式典が開催できない場合や開催できたとしても参加が難しい方や、あるいは来場制限により会場へ入れない方などに向けて、インターネットを介したライブ配信を実施し、新成人の門出を祝うことを皮切りに、当該機器を活用した村民の学習意欲を維持するため、そして各種講座のリモート配信による学習の推進を展開していけるようにするため計上しております。

9款5項2目公民館費、12節の委託料としての施設予約システム構築委託料3,773万円を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点より、窓口での対面による受付をオンライン上で行えるようにすること、また、本村の料金体系にしっかりと合致した内容でのシステム構築を行うため計上しております。

また、13節使用料において計上してあります施設予約システム使用料については、当該システム構築と合わせて実施するため減額としております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

質問させてもらいます。

今、事務局のほうから御説明ありましたけれども、ちょっと再度確認させてください。11ページのこれは3款1項3目ですかね。12節の委託料の新型コロナウイルス、詳細をすみません、内容等を詳しく御説明。

これと、それから13ページの衛生費、4款1項2目の委託料、12節と19節の扶助費、執行部のほうから説明ありましたけれども、詳細等を再度また御説明してください。

それと、私が9月議会で、今回新型コロナの補正ということで出てきていますけれども、その中でとりわけ村内の子育て世帯といいますかね、そういった意味で、今回この新型コロナ、予防接種等で出てきていますけれども、医療現場とか介護施設とか、学校等々も含めて御検討、予防対策というんですかね、お考えになったのかどうかということ、この1点と、それから教育現場のほうも支援体制が大丈夫なのか、そういう私質問もしていますんで、その件についても御検討されたのかなど。

あと、村内の中小企業等々が大変疲弊して困っておられるということを現状も聞きますんで、そういった面での村での支援体制等々も御検討、お考えになったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

11ページですね。3款1項3目老人福祉費におけます新型コロナウイルス感染症対策委託料についてでございます。

この事業につきましては、国から示されております疾病予防対策事業費補助金を活用いたしまして、県がおおむねガイドラインを示しておりますけれども、高齢者を対象とした通所事業所とか、そういった高齢者が通われる施設に通われている高齢者を対象にしてPCR検査を実施する体制を構築していこうという事業でございます。具体的な数といたしましては、100名程度の予算を計上してございます。

詳細については、実施できる委託業者等を県がまだ確定していない状況もございますけれども、村といたしましては、早急に、検査実施体制を整えるという意味で予算措置を今回行っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

山田議員の御質問にお答えいたします。

ページ、13ページ、4款1項2目の予防費の中の12節委託料と19節扶助費、併せて御説明いたします。まず予防接種委託料のほうは、例年行っております老人に対するインフルエンザの助成とは別で、厚生労働省による優先者ということで、妊婦、64歳以下の基礎疾患をもちいらっしゃる方、主に身障手帳1級の方が対象です。それと乳幼児、6か月から小学2年生までの方たちに対する補助です。

また、扶助費としましては、インフルエンザ

の予防接種は大体、10月1日ぐらいから医療機関で始まるんですが、村の助成事業が26日からということになっていきますので、その期間に自費で払った方に対する償還払いとなっております。以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

再度ちょっと質問させていただきます。

最初に老人福祉費の業者等々についてはまだこれからということですが、もちろん時間的な問題とかいろいろあるかと思えますけれども、今お分かりのとおり、新型コロナの3波、4波、そういった感じで恐らく早急に安全安心も考えて必要かと思えますけれども、その辺、一刻も早くと思えますけれども、ちなみに通所の方を対象に100名ぐらいとおっしゃいましたけれども、その辺は完璧にやる体制でぜひとも早急な対策、対応を一番に考えていただければよろしいかと、答えは結構です。

それから、次の予防接種の件ですが、国のほうからそういった面で指針があったということは、私も承知おきしております。そういった面では、早々な取組をしていただいたことは一番結構なことかと思えますけれども、先ほどちょっと質問との重複もありますけれども、そういった面では、これ村のほうで単独という形になるか分かりませんが、あとは介護施設関係とか、私は学校現場なども大変そういった面では、悲鳴を上げて困窮しているんじゃないかなと。その辺の部分の村でお考えになったかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

予防接種等に関しまして、今回は、大体私たちのほうでは年齢等を基準に置いています。そのほかに妊婦とか基礎疾患という形でやっていますので、読谷村みたいに全村民というわけにはいかなかったですので、この予算との関係もありますので、その優先順位でやっています、特に職業であるとか学校であるとかというふうな場面設定は考えておりません。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

というのは、これは前回の議会のほうで執行部の答弁の中で、第3波、第4波、実際もう第3波が来ているのかなど。そういった面では、そういったところも配慮、考慮しながら、ぜひ検討したいという答弁をいただいたもんですから、今、執行部、課長のほうから御説明あった件については私も承知おきしています。ただ、そういった面では、学校も休校等々があったり、それから介護施設等々におきましても、大変医療に従事している方たちがお困りになっていると。または休みも取れないと、そういうお話も報道等々で、また私の近くの方からも耳にしておりますのでね、学校現場についてもそうです。保護者の方たちがやはり心配されていて、現場の先生方が一生懸命やっておられると私も承知おきしていますけれども、村の中で、村の単独になるか分かりませんが、そういった面ではもう少し裾野を広げていただいて、これ以外に学校現場に従事する先生の皆さんをはじめ医療施設等々についてもお考えになっているのかなど。もしくは今後お考えになる予定があるのか、そういうことを聞いておる次第です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質問ありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

8ページの2款1項4目12節委託料619万3,000円ですか、発券呼出し器設置委託料とありますが、全体に設置してあるのか、また、何台を見込んで予算計上しているのかお聞かせください。

11ページの3款1項3目12節の、先ほど山田議員からも質問がありましたが、課長の回答だと100名の高齢者が対象ということでしたが、PCR検査というのは、今100名だと200万の計上されていますよね。1人当たり2万円ぐらいでPCR検査ができるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

14ページの6款1項3目12節、14節の1,800万が減となっていますが、シェアキッチンを造って運営するというところでよろしいんですね。これはなぜ減になったのか、ちょっとこの理由をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

金城議員の御質問にお答えします。

私は、8ページ、2款1項4目の12節ですね。今、発券機は新庁舎の1階、1台を予定しています。使う課は税務課と住民生活課を中心に考えているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

続きまして、11ページの先ほどのPCR検査

の関連の予算でございますけれども、単価につきましては、現在、県のほうを取りまとめという形で業者を選定している状況でございますので、1人当たり2万円という単価での指示が出ているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

14ページのシェアキッチンですけれども、1,800万円の減は、工事を見送ったということが結論になりますけれども、見送った理由としては、保健所といろいろ調整をしたんですけれども、工事の前に管理者を先に定めて、それによって例えば食中毒対策をどうするとか、アレルギー対策をどうするとかということを含めて工事のほうへ持っていったほうがいいということで、その調整をしていますと、ちょっと工事の工期が間に合わないんで、今回は見送っております。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

14ページのほうで再質問していきます。

このシェアキッチンですけれども、管理者を決めて、それから運営すると。このシェアキッチンというのは今、民間企業でも2、3万円の人を呼んでやったりしているんですけれども、北中城村で予算を出して場所を提供して、今後の運用をどのようにやるというのを考えていたのかそのへんを具体的にお聞かせ下さい。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

このコロナ対策費のほうで設備を造った後に、指定管理者を募集して、指定管理者から、一応、村内の事業者さんから試作品を作る場所が欲しいとか、あと、大量の注文が入ったときに自分

たちのお店では賄い切れないんで、そういう借りるスペースが欲しいという御要望があったので、そういうものを造ろうかなということで計画した次第です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

これ運営の仕方というのは、予算も国、県からの予算で賄えると思うんですが、一般財源から1,800万円の減もなっているんですけれども。この施設を造った場合に、運営費とかそういったことはかからないですか。それを管理者が、住民が商工会のいろんなコロナ対策で食品を作ったり、北中城村の何かを作ろうというものでやると思うんですけれども、かかった後の経費、例えば管理者決まらなかったとか、これを使用する業者がいらないとかなると、これそのままほったらかしにもならないんで、これ運営の仕方というのは明確にやらないと、利用者がいなくなって、運営費だけかかるとなると、また経費的に村でそれを補うとなると、行く行く何のために造ったのかなっていうふうにならないかなと思うんですけれども、その辺、何か具体的に計画があってやっていると思うんですけれども、その辺ちょっと見えない部分があるもんですから。建物の設備にこれだけかけてしまうと、どうしても長年の運営に、無駄な経費が出てくると思うんですけれども。これまた再開する予定ですか。そのままもう断念してやめるということで理解してもよろしいんですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

実際当初計画したときは、中央公民館の空いた部屋に造るだけなので、造った後の経費というのはほとんどかからずに、水道光熱費等だけかかると。それは利用者に負担していただくということで賄っていけるかなと思っていたんで

すけれども、その前にもう少し、保健所のほうからアレルギー対策の細かい面とかという話があったんで、逆に継続するのであれば、先に管理者を決めて、その管理者と保健所さんが話をしてもらって、それを踏まえた施設にしているほうがいいんじゃないかというふうに思った次第なんで、それで、今回は取り下げをしております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ただいま金城議員から質問された項目であります。14ページ、商工振興費ですか。これは12節、14節をお聞きしたい。いろいろな条件が保健所から出ていたりということなんですね。それで、この工事費とか、工事は発注されているわけですよ。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

いや、一切、工事とか発注はしていません。ですから、丸々金額を今回落としていているということです。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それで、こちらに計上する以前にですよ、予算に計上する以前に、そのもろもろの造るときの条件というものについては、関係する保健所、あるいは県の出先機関とかは全てクリアして、取下げというようなことがないような対応をしていたかかないと、計上して、これは許可が下りそうもないので減額にしますとなれば例えば工事を契約していたら、違約金が出てくる可能性があるんですよ。これが1,000万、何億とかなると、かなりの違約金請求される。ですから、計上する場合には、その辺のもろもろの

許可関係はしっかり調査をして計上していただければというふうに思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

まだ工事は一切契約していません。これは地方創生の事業でお金があるものですから、先ほど企画振興課長からあったように、生産者の皆さん、要するにお菓子作ったりとか、いろいろ皆さんから新しい商品開発するためにそういう施設が欲しいねと。こういうコロナ禍だから、結構、保健所も厳しくチェックするんですね。だから、そうであるならば、もう一度立ち止まって、そういう保健関係もしっかり構築して、それから事業を執行しようということです。たまたま今回、こういう指摘がいろいろあったものですから、かなり厳しい指摘を受けたんですよ。ですから、恐らくコロナ禍で継続していくためには、ここでしっかり構築して事業を執行しようということなんですね。

確かに甘いんじゃないかと、そうかもしれませんが、そういう声を聞いて、そういう事業費があるのであれば、早めに対策を取って何とかやってみたいなという気持ちがあったんですね。そういうことで、保健所から結構指摘を受けて、やはりしっかりしたものをやるのであれば、細かいところまで念頭に置いて事業をしたほうがいいよという指摘があったものですから、分かりましたと。それが今回間に合わないんで、一度取り下げて、しっかり準備をして工事をやっていこうということです。

だから、保健所からそこまで言われるとは思っていませんでしたので、この辺は勉強したなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

以上です、分かりました。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ただいまの14ページの6款1項の委託料と工事請負費に関することなんですけれども、これまで工事はしていないとおっしゃっておりますけれども、設計はやっているのでしょうか。もしできているんだったら、その費用はどうなったんでしょうか。

それから、この管理者ですね。それは見つかる可能性があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

設計までは終わっております。村内の設計事務所に発注をしております。もし事業が再開するのであれば、その設計がそのまま使えることになります。

管理者については、ほとんどのシェアキッチンが民間事業者がされてはいるんですけれども、全国を調べたら、観光協会がやっているところもあって、観光協会のほうに打診をしたんですけれども、観光協会もやる意思はあるんですけれども、現時点ではちょっと人材足りないということで、今すぐには受けられないということでした。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

観光協会からも良い返事をいただいていないようですので、それをまた今度、公募して募集をすることがあるのか。そして、設計のかかった費用はお幾らだったんでしょうか。お願いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

設計の資料がちょっと手元にはないんですけれども、100万円ちょっとだったように記憶しております。前回の予算取りのほうには出ていたと思います。今後進めるかどうかはもう少し検討していきたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

北中城村の産業を育てる意味で、また村の事業者が意欲がかき立てられるような事業ではあると思うんですけれども、慎重に、やはりこれを踏まえて実施してほしいんですが、いずれにせよこれは実行していく覚悟であるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

前回の議会のときに後ろに事業者さんが傍聴に来られて、事業者さんはやっぱり期待はされてます。ただ、いろいろ条件がありますので、本当に条件がクリアできたということになれば、また議会のほうへ予算をあげたいと思います。それまでは、慎重に検討していきたいと思いません。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

3ページの第2表、債務負担行為補正となっておりますけれども、アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得費、令和2年度から令和7年度のこの補正が出ていますけれども、これは今じゃなくちゃ駄目なんですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

なぜこのタイミングかという御質問なんです

けれども、既に先行取得済みの公民体育館及びスポーツクラブ用地について、5年の借入期間の期日が令和2年12月17日となっております。借入期間を延長するために手続きが必要なことから、今回補正予算で計上させていただいております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

日付を聞いたら理解できましたけれども、もしかすると、それでいわゆる補正をしたのかなど。次の村長でもよかったのかなどと思って質問してますけれども、そのあたりはどうですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

執行部としては、12月17日という期限があるので、早いほうが安心しますので、そうさせていただきます。

○10番（比嘉義弘議員）

分かりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の債務負担行為の件なんですけれども、この提案の仕方なんですけれども、債務負担行為の補正として組み替えたんですよね。さっき説明あったんですけれども、はっきり聞こえなかったんですけれども、前回の11億8,000万円やったときの追加にみえるんですよ。今ちょっと確認したいんですけれども、あの11億8,000万は、もう債務負担行為は終わるんですか。新たにこの5億4,100万円だけが残るという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

前回のはもう期限を終えるんで、新たに、これは令和2年から7年後の期限で追加しますよということになります。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃその件は分かりました。

じゃあの分は期限だったんですね、20年じゃなかったんですね、あれね。そうだったかなど思って、私前のものをちゃんと調べてないから分からないんですけれども。それで、5億4,100万という、この体育館分だけなんですけれども、アリーナ部分の4億あまりですが、結局これは公社が銀行から借入れをして、その分をまだ土地を買っていないもんですから、農協にあずけていますよね。その分返済するということで、あれを取ってね。前に調整監が一般質問に答えていたんですけれども、今回計上していないということは、あれをもう返済したんですか。それと、やるとしたらいつまでにやるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

アリーナ用地分の今後についてお答えします。

今後の債務負担行為には含めておりませんので、今後、地権者との交渉により用地購入することが決まった場合は議会へ再度計上させていただく考えでございます。この件については、沖縄県土地開発公社とも調整を終えております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

分かりました。

じゃ計上しないということは、あの残っている分は返済するんですよね。結局はもう債務保障をしていますでしょう、この5億4,100万ではなくて残りの4億余りも。債務保障となっているから、公社は借りて農協に預けている。これがなくなる限り、再計上と言ったからなくなる事なんですけれども、という意味だと思うんですけれども。はっきりこれは返してなくなるんですよね。なくならんかったら、債務保証が残りますから。再度お願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

返します。

○7番（比嘉盛一議員）

分かりました。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第48号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第49号 感染症に対応した災害備蓄品確保事業の契約について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第49号 感染症に対応した災害備蓄品確保事業の契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

議案第49号 感染症に対応した災害備蓄品確保事業の契約について御説明します。

議案第49号

感染症に対応した災害備蓄品確保事業の契約について

下記のとおり物品類購入契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：感染症に対応した災害備蓄品等購入
2. 契約の方法：指名競争入札
3. 契約金額：¥15,280,969－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥1,389,179－）
4. 契約の相手方：沖縄県那覇市三原3-12-20-1F
アースウイング株式会社
代表取締役 羽地 万寿雄

令和2年11月27日 提出
北中城村長 新垣 邦男

別添、物品類購入契約書を添付してございます。そして、入札結果、添付をしてございます。よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 感染症に対応した災害備蓄品確保事業の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第49号 感染症に対応した災害備蓄品確保事業の契約については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、議長に委任することに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第7回北中城村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

令和 2 年第 8 回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 12月11日（金曜日） 会期 8 日間
 閉 会 12月18日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
12. 11	金	本会議 委員会	午前10時	議員全員協議会 開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 議会運営委員の選任 中城村北中城村清掃事務組合議会議員の選挙 行政報告 議案説明
12. 12	土	休 会		各 自 研 究
12. 13	日	休 会		各 自 研 究
12. 14	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等） 委員会審査
12. 15	火	本会議	午前10時	一般質問
12. 16	水	委員会	午前10時	委員会審査
12. 17	木	委員会	午前10時	委員会審査 議員全員協議会
12. 18	金	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（条例、陳情案件等） 閉会中の継続審査及び調査の申出 閉 会

令和2年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月11日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年12月11日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年12月11日 午前11時06分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

令和2年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月11日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年12月11日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年12月11日 午前11時06分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和2年12月11日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		副議長選挙	
4		議会運営委員の選任	
5		中城村北中城村清掃事務組合議会議員の選挙	
6		行政報告	
7	議案第50号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第51号	北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
9	議案第52号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	〃
10	議案第53号	令和2年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について	〃
11	議案第54号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃
12	議案第55号	令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について	〃
13	議案第56号	令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
14	議案第57号	北中城村立小中学校情報機器整備事業契約について	〃
15	議案第58号	学校ICT活用支援事業（大型提示装置等購入事業）契約について	〃
16	議案第59号	北中城小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約について	〃
17	議案第60号	北中城村役場第一庁舎改築事業改定契約について	〃
18	同意第12号	北中城村監査委員の選任同意について	即 決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	報告第11号	専決処分事項の報告について（3号調整池整備工事（第2期）変更契約）	報 告

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和2年第8回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告をします。

9月4日から9月24日までの21日間、9月定例会を開催しました。

14日、村社会福祉協議会会長、事務局長から福祉施策及び予算充実の要望書の提出があり、要望書を受け取りました。

17日、沖縄県市町村総合事務組合議会定例会が開催され、出席しました。

30日、中城北中城消防組合議会が開催され、出席しました。

10月6日、中部地区町村議会議長会10月定例会が開催され、出席しました。

12日、沖縄県町村議会議長会定例総会が那覇市で開催され、出席しました。

23日、沖縄県町村議会議員、事務局職員研修会が嘉手納町で開催され、多くの議員とともに出席しました。

26日、生活介護フレンズハウス開所式が開催され、出席し、挨拶を述べました。

27日、中部広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、出席しました。

11月20日、久米島町議会活性化特別委員会の行政視察研修受入れを行い、出席し、挨拶を述べました。

24日から26日までの日程で第64回町村議会議長会全国大会が東京都で開催され、出席しました。

27日、第7回11月臨時議会を開催しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として、12月8日に議会運営委員会を開きましたので、報告します。また、令和2年9月定例会以降に受理しました請願・

陳情はお手元に配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年9月から令和2年11月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしておりますので、御参照ください。

また、村教育委員会より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、令和元年度北中城村教育事務点検評価報告書（令和元年度事業）が提出され、お手元にお配りしてありますので、御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉義彦議員及び比嘉次雄議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月18日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は本日から12月18日までの8日間に決定しました。

日程第3．副議長選挙

○議長（名幸利積）

日程第3．副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に喜屋武すま子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した喜屋武すま子議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました喜屋武すま子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました喜屋武すま子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま副議長に当選されました喜屋武すま子副議長より御挨拶の申出がありますので、許可いたします。登壇してください。

○副議長(喜屋武すま子)

ただいま栄誉ある北中城村議会の副議長に御選任いただき、心から議員各位に厚く感謝を申し上げます。

今、副議長として責任の重さをひしひしと感じております。歴代の議長、副議長、議員各位の御指導とお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会基本条例の制定等に向け、議

長を補佐し、議会のさらなる活性化に努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、当局におかれましては、当局と議会は車の両輪と言われ、お互い切磋琢磨し、村民の福祉の向上に努めていきたいものです。当局の皆さん、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第4. 議会運営委員の選任

○議長(名幸利積)

日程第4. 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、喜屋武すま子議員を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員に喜屋武すま子議員を選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時08分 再開

○議長(名幸利積)

再開します。

これから諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、御報告いたします。

議会運営委員長に比嘉義彦議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

日程第5. 中城村北中城村清掃事務組合議会議員の選挙

○議長(名幸利積)

日程第5. 中城村北中城村清掃事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城村北中城村清掃事務組合議会議員に喜屋武すま子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した喜屋武すま子議員を中城村北中城村清掃事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました喜屋武すま子議員が中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました喜屋武すま子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第6. 行政報告

○議長(名幸利積)

日程第6. 行政報告を行います。村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長(新垣邦男)

それでは、行政報告をいたします。令和2年9月から11月までの間であります。

9月24日、26日、2日間ですが、トーカチ祝いの慶祝訪問をいたしました。今年95名の皆さんがトーカチを迎えられております。

10月8日、沖縄振興の政策ツールに関する内閣府の意見交換ということで、内閣府から来て、村長室で意見交換をしたところであります。

10月23日、カジマヤーの慶祝訪問をいたしました。今年カジマヤーを迎えられた皆さんが19人いらっしゃいました。新100歳も6名いらっしゃって、非常にお元気な皆さんでした。

11月5日、北中城中学校がダンスと駅伝大会の県大会で優秀な成績ということで、表彰報告をいただきました。ダンスが金賞、駅伝が7位ということで、大活躍でありました。

11月12日、プレミアム商品券の記者発表を行いました。非常に好評で、3,000セット準備したんですが、12月1日で完売ということとなっております。

11月17日、内閣府大臣官房審議官による駐留軍用地の跡地等の視察が行われ、御案内いたしました。ライカム地区内とロウワープラザ地区を御案内いたしましたところであります。

11月24日、オリンピック・パラリンピックのホストタウンのフレーム切手の贈呈式が沖縄空手会館で行われました。県内では豊見城市と本村の2つの行政機関であります。

11月25日から26日、全国町村長大会が東京で行われ、参加をしております。

以上が行政報告といたします。

○議長(名幸利積)

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第7. 議案第50号 北中城村固定資産

税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

学校情報機器整備事業契約について

日程第 8. 議案第 5 1 号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 1 5. 議案第 5 8 号 学校 I C T 活用支援事業（大型提示装置等購入事業）契約について

日程第 9. 議案第 5 2 号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

日程第 1 6. 議案第 5 9 号 北中城小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約について

日程第 1 0. 議案第 5 3 号 令和 2 年度北中城村一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 1 7. 議案第 6 0 号 北中城村役場第一庁舎改築事業改定契約について

日程第 1 1. 議案第 5 4 号 令和 2 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（名幸利積）

日程第 7. 議案第 5 0 号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 1 7. 議案第 6 0 号 北中城村役場第一庁舎改築事業改定契約についてまでの 1 1 件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

日程第 1 2. 議案第 5 5 号 令和 2 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第 5 0 号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

日程第 1 3. 議案第 5 6 号 令和 2 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 4. 議案第 5 7 号 北中城村立小中

議案第 5 0 号

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成 2 4 年条例第 8 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 1 日 提出

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要があるため。

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 促進区域対象施設 地域未来投資促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u>(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設をいう。</p> <p>(6) 青色申告者等 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は法人税法第81条の22第1項の規定による申告書を提出する法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該<u>連結親法人</u>との間に同条第12号の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖振法第9条等の地方</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 促進区域対象施設 地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設をいう。</p> <p>(6) 青色申告者等 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は法人税法第81条の22第1項の規定による申告書を提出する法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該____親法人との間に同条第12号の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖振法第9条等の地方</p>

税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は建造物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。）又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の

税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は建造物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。）又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取

日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(促進区域における課税免除)

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が令和3年3月31日以前である者)に限る。以下この条において「同意日」という。)から起算して5年以内に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(促進区域における課税免除)

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成31年3月31日以前である者)に限る。以下この条において「同意日」という。)から起算して5年以内に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の北中城村固定資産税の課税免除に関する条例第3条から第6条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

新旧対照表がございます。左のほうですが、
下線部分が改正ということになっております。

続きまして、議案第51号 北中城村国民健康

保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第 5 1 号

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

北中城村国民健康保険税条例（昭和 4 7 年北中城村条例第 5 9 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 1 日 提出
北中城村長 新 垣 邦 男

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険税条例（昭和 4 7 年北中城村条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>

保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 省略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

ア～カ 省略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 省略

2 省略

附 則

1 省略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第17条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

3～14 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 省略

2 省略

附 則

1 省略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第17条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

3～14 省略

2 この条例による改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

めくっていただいて、新旧対照表が添付をされております。お目通しをお願いしたいと思います。

この改正内容ですが、第17条、保険税の減額とございますが、これは低中間所得層の負担を減らすための減額制度に係る軽減判定所得基準の改正となっております。平成30年の地方税法改正によりまして、給与所得控除や公的年金控除の10万円引き下げ、基礎控除の10万円引上げが行われたことにより、国民健康保険税もそれに準じた見直しを行うということになっております。これは働き方改革を後押しするものであり、給料や年金の控除から全てのものに適用さ

れる基礎控除に振り替える見直しとなっております。

基礎控除額相当分の基準額43万円、現行は33万円なんです、43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える軽減判定所得となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを御説明申し上げます。

議案第52号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務を加えると同時に、同組合規約を以下のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

提案理由

障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務を共同処理するに伴い、同組合の規約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出する。

中部広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改正前	改正後																																									
<p>第1条・第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。 (1)～(6) (略) (新規)</p> <p>第4条～第17条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">共同処理する事務</th> <th style="width: 80%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号まで及び第6号に関する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2・別表第3 (略)</p> <p>別表第4 (第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> <th style="width: 55%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号に係る負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第4号に係る負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第5号に係る負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第6号に係る負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	共同処理する事務	市町村	第3条第1号から第3号まで及び第6号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	区分	市町村	負担割合	第3条第1号から第3号に係る負担金	(略)	(略)	第3条第4号に係る負担金	(略)	(略)	第3条第5号に係る負担金	(略)	(略)	第3条第6号に係る負担金	(略)	(略)	<p>第1条・第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。 (1)～(6) (略) <u>(7) 障害福祉サービス事業者等の指導及び 実地検査に関する事務</u></p> <p>第4条～第17条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">共同処理する事務</th> <th style="width: 80%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2・別表第3 (略)</p> <p>別表第4 (第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> <th style="width: 55%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号に係る負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第4号に係る負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第5号に係る負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第6号に係る負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第7号に係る負担金</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市</td> <td>均等割 10% 利用者数割 90%</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	市町村	第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	区分	市町村	負担割合	第3条第1号から第3号に係る負担金	(略)	(略)	第3条第4号に係る負担金	(略)	(略)	第3条第5号に係る負担金	(略)	(略)	第3条第6号に係る負担金	(略)	(略)	第3条第7号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市	均等割 10% 利用者数割 90%
共同処理する事務	市町村																																									
第3条第1号から第3号まで及び第6号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村																																									
区分	市町村	負担割合																																								
第3条第1号から第3号に係る負担金	(略)	(略)																																								
第3条第4号に係る負担金	(略)	(略)																																								
第3条第5号に係る負担金	(略)	(略)																																								
第3条第6号に係る負担金	(略)	(略)																																								
共同処理する事務	市町村																																									
第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村																																									
区分	市町村	負担割合																																								
第3条第1号から第3号に係る負担金	(略)	(略)																																								
第3条第4号に係る負担金	(略)	(略)																																								
第3条第5号に係る負担金	(略)	(略)																																								
第3条第6号に係る負担金	(略)	(略)																																								
第3条第7号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市	均等割 10% 利用者数割 90%																																								

		<u>北谷町</u> <u>嘉手納町</u> <u>西原町</u> <u>読谷村</u> <u>北中城村</u> <u>中城村</u>	
--	--	--	--

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

これも新旧対照表を添付をしてございます。
これは右のほうで改正後というふうになっております。下線部分に変更となっております。

附則といたしまして、この規則は、令和3年

4月1日から施行するとなっております。

続きまして、議案第53号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてを御説明申し上げます。

議案第53号

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣 邦男

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第6号）

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,112,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2,395,490	126,451	2,521,941
	1 村 民 税	863,638	126,451	990,089
2 地 方 譲 与 税		35,910	690	36,600
	5 森 林 環 境 譲 与 税	610	690	1,300
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		78,000	△2,991	75,009
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,000	△2,991	75,009
11 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金		245,000	△1,773	243,227
	1 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	245,000	△1,773	243,227
17 国 庫 支 出 金		3,759,094	△4,599	3,754,495
	1 国 庫 負 担 金	871,423	4,687	876,110
	2 国 庫 補 助 金	2,667,234	△9,286	2,657,948
18 県 支 出 金		1,216,746	4,039	1,220,785
	1 県 負 担 金	421,766	2,343	424,109
	2 県 補 助 金	755,451	1,634	757,085
	3 委 託 金	39,529	62	39,591
20 寄 附 金		150,001	102,311	252,312
	1 寄 附 金	150,001	102,311	252,312
21 繰 入 金		644,461	54,722	699,183
	2 基 金 繰 入 金	644,258	54,722	698,980
23 諸 収 入		103,940	167,050	270,990

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 雑入	101,939	167,050	268,989
歳入	合計	11,666,362	445,900	12,112,262

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,935,139	382,091	4,317,230
	1 総務管理費	3,741,863	378,921	4,120,784
	2 徴税費	101,913	1,625	103,538
	3 戸籍住民基本台帳費	66,062	1,545	67,607
3 民生費		3,143,195	5,015	3,148,210
	1 社会福祉費	1,486,254	1,398	1,487,652
	2 児童福祉費	1,656,941	3,617	1,660,558
4 衛生費		1,158,653	4,898	1,163,551
	1 保健衛生費	764,033	4,339	768,372
	2 清掃費	381,020	559	381,579
5 農林水産業費		316,998	4,915	321,913
	1 農業費	309,702	4,915	314,617
	2 林業費	4,492	0	4,492
6 商工費		267,411	6,827	274,238
	1 商工費	267,411	6,827	274,238
7 土木費		422,900	10,029	432,929
	1 土木管理費	53,890	2	53,892
	2 道路橋梁費	85,406	8,968	94,374
	3 都市計画費	283,604	1,059	284,663
9 教育費		1,604,649	32,125	1,636,774
	1 教育総務費	361,783	11,457	373,240
	2 小学校費	335,500	15,980	351,480
	3 中学校費	139,909	△1,841	138,068
	4 幼稚園費	68,757	421	69,178
	5 社会教育費	449,348	4,234	453,582
	6 保健体育費	249,352	1,874	251,226
歳出	合計	11,666,362	445,900	12,112,262

第2表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
役場第一庁舎改築事業 (庁用備品リース)	令和3年度～令和22年度	82,239		0
合 計		82,239		0

詳細については、企画振興課長のほうに説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

議案第53号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明いたします。

歳入につきまして御説明いたします。

4ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為補正」、変更が1件ございます。役場第一庁舎改築事業（庁用備品リース）、変更前の期間が令和3年度から令和22年度、限度額が8,223万9,000円、変更後が期間なし、限度額がゼロ円となっております。この債務負担行為は、7月臨時議会で議決をいただきましたが、庁舎整備基金を活用し備品購入を行うほうが一般財源負担を軽減できることとなったことから今回変更として計上しております。

7ページをお願いします。

1款村税につきましては、これまでの課税実績や今後の徴収見込みを勘案して、所要の補正を行っております。

1項村民税、1目個人につきましては7,645万1,000円、2目法人につきましては5,000万円の増額補正でございます。

8ページをお願いします。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金468万7,000円につきましては、特

定教育・保育施設運営費負担金への国の3分の1補助金で、公定価格の高い3歳以下の児童数が増加したことによる増額補正です。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金99万円の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制を実際の摂取より前に着実に整備することを目的とした国の10割補助金です。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金399万8,000円につきましては、交付金の追加交付決定文と各事業の執行状況に合わせた補正を行っております。

9ページをお願いします。

12目特別定額給付金1,857万9,000円の減額補正につきましては、新型コロナウイルスの緊急経済対策として、1人当たり10万円を支給する定額給付金が終了したことによるものです。

26目総務費国庫補助金367万2,000円の補正につきましては、マイナンバーカードの交付事務に係る補助金でございます。

10ページをお願いします。

20款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、ふるさと納税寄附金1億円につきましては、今年度の寄附実績を勘案し、1億5,000万円から2億5,000万円増額補正しております。

続きまして、企業版ふるさと納税寄附金231万1,000円につきましては、村が実施する地方創生事業に対する企業からの寄附金の補正でございます。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整

基金繰入金7,278万6,000円の減額補正につきましては、歳入歳出差額を基金へ戻し入れるための補正でございます。戻入れ後の財政調整基金の残高は3億5,435万3,000円となっております。

5目ふるさと応援基金繰入金7,151万6,000円につきましては、ふるさと納税の事務費及び児童福祉施設や学校教育施設の備品購入や修繕費へ充当するための基金繰入金です。

7目庁舎建設基金繰入金5,749万2,000円につきましては、役場第一庁舎建設に伴う備品購入費や工事費へ充当するための繰入金でございます。

23款諸収入、3項雑入、2目雑入1億6,705万円につきましては、浦添市、中城村、北中城村で新たに整備する廃棄物処理施設の建設費のために一部事務組合で積み立てていた積立金をそれぞれの団体の基金で積み立てることになったことによる償還金でございます。

次に、歳出につきましては、主な補正について御説明申し上げます。

なお、人件費の増減につきましては、説明を省略させていただきます。

12ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、各節にまたがってふるさと納税の補正を計上していますが、これはふるさと納税寄附金が大幅に増加していることに伴う事務費となっております。

13節使用料及び賃借料、役場第一庁舎賃借料255万7,000円につきましては、役場第一庁舎建設後に支払うリース料として、本年度は2か月分を計上しております。

13ページをお願いします。

18節負担金、補助及び交付金、中部市町村会負担金37万1,000円につきましては、中部医師会からの要望で中部市町村会において、新型コロナウイルスの感染対策として情報収集等を目的とした新たなポータルサイトを立ち上げるた

めの費用負担分となっております。

8目電算費、12節委託料282万円につきましては、説明欄の各事業の電算システム対応業務の補正でございます。

11目特別定額給付金1,838万4,000円につきましては、定額給付金事業の終了に伴う減額補正でございます。

14ページをお願いします。

23目ふるさと応援基金費1億円につきましては、ふるさと応援寄附金を基金へ積み立てるための補正です。

35目庁舎建設費5,478万6,000円につきましては、役場第一庁舎建設に当たって必要な各操作盤の移設工事費や新庁舎で使用する備品購入費を計上しております。

37目一般廃棄物処理施設建設等基金費1億6,700万円につきましては、浦添市、中城村、北中城村で整備する新たな一般廃棄物処理施設建設費に必要な費用を基金へ積み立てるための補正です。

17ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費116万2,000円につきましては、現在の入居者の介護サービス利用料の見込みが増加したことによる増額補正でございます。

19ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料、予防接種委託料につきましては、実績見込みによる増額補正でございます。

21ページをお願いします。

5款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、8節旅費、地域おこし企業人の費用弁償及び特別旅費につきましては、地域独自の魅力や価値の向上の業務を行ってもらうために民間企業から職員を派遣してもらうため、県外の企業と調整を行うための費用を計上しています。

なお、費用の2分の1は特別交付税で措置されます。

12節委託料におきまして、企業版ふるさと納税を活用した食物残渣によるバイオガス発電に向けた残渣収集・運搬対応及び経費等に関する検討業務を計上しております。

23ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、10節需用費の修繕費、しおさい市場592万2,000円につきましては、結露防止及び自動ドアへの取替えを行うための費用を計上しております。

3目観光費、12節委託料、観光周遊バス運行委託料につきましては、夜間の増便に伴う費用を計上しております。

25ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路修繕費、10節需用費、道路修繕費300万円につきましては、本年度の実績見込みからの増額補正です。

17節備品購入費、車両購入費用、道路維持管理車両174万6,000円につきましては、道路パトロール車両が老朽化していることから防衛予算を活用して購入するための予算を計上しております。

2目道路新設改良費、14節工事請負費、新庁舎乗り入れ工事につきましては、県道から役場敷地への乗り入れ部分の工事費を計上しております。

26ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、3目公園費、10節需用費、施設等修繕費105万円につきましては、村内公園遊具の修繕及び撤去のための予算を計上しております。

9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

引き続き教育予算の主な内容について御説明

を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、7節報償費につきましては、教育支援委員会に係る児童生徒の臨床心理士による面談のための謝礼金として補正計上してございます。

18節負担金、補助及び交付金の1,284万円につきましては、本村に住所を有する園児が通う認定こども園等に対して交付するもので、本年度の実績に基づき計上してございます。

28ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費につきましては、北中城小学校の非常階段の転落防護柵修繕及び消防点検により改善指示があった消防設備の修繕費として計上してございます。

12節委託料の1,104万5,000円につきましては、島袋小学校のクラス増に伴う教室不足を解消するため、校舎増築の実施設計費として計上してございます。

また、17節備品購入費につきましては、次年度のクラス増に伴う机、椅子などの備品購入費として計上してございます。

29ページをお願いします。

3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費の15万9,000円につきましては、小学校費と同様に消防点検により改善指示があった消防設備の修繕費として計上してございます。

2目教育振興費、19節扶助費につきましては、コロナウイルス感染症の流行により修学旅行が県外を予定していましたが、県内に変更となり、準要保護生徒の修学旅行費補助金が減額となったため、補正減としてございます。

続きまして、生涯学習課の主な予算につきまして説明いたします。

31ページをお願いします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、17節備品購入費として248万3,000円を

計上しておりますが、夜間パトロール地点の拡大や中頭視聴覚協議会の解散により、視聴覚教材を教育委員会のもので確保し、その借用のための搬出が新たに発生することを受け、整備することとしております。

同ページの9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、10節修繕費として129万8,000円を計上しております。中央公民館の2階研修室、会議室の空調機器の入替え修繕として90万2,000円、中央公民館の電話回線を役場との内線化として改修する費用として39万6,000円を計上しております。

17節備品購入費として99万円を計上しております。公民館ホール、舞台の絞りどんちょうが

しみや劣化などによる買い替えの費用として計上しております。

32ページをお願いします。

6項保健体育費、2目体育施設費、17節備品購入費として、島袋小学校へ設置してありますサッカーゴールの腐食がひどく、倒壊のおそれ等があるため、買い替えの購入費として33万円を計上しております。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第54号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案第54号

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,928千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,318,291千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		382,916	33	382,949
	1 国民健康保険税	382,916	33	382,949
6 県支出金		1,500,544	11,995	1,512,539
	1 県負担金・補助金	1,500,543	11,995	1,512,538
12 諸収入		172,521	3,900	176,421
	4 雑入	172,516	3,900	176,416
歳入合計		2,302,363	15,928	2,318,291

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		67,644	132	67,776
	1 総務管理費	54,725	132	54,857
2 保険給付費		1,434,736	11,925	1,446,661
	1 療養諸費	1,212,225	436	1,212,661
	2 高額療養費	200,810	11,122	211,932
	6 傷病手当金	0	367	367
9 諸支出金		3,007	3,871	6,878
	1 償還金及び還付加算金	3,007	3,871	6,878
歳出合計		2,302,363	15,928	2,318,291

詳細については健康保険課長のほうに説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第54号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に実績を見込んでの補正となっております。

5ページをお開きください。

事項別明細書をもって御説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうですが、6款県支出金、1項県負担金、補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金の1,155万8,000円の増は、歳出7ページから8ページの歳出2款保険給付費へ充当されます。

2節の特別交付金43万7,000円は、歳出9ページ、2款保険給付費、6項1目傷病手当金へ充当されます。

12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠陥補填収入の390万円の増につきましては、歳入歳出の調整分でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

主な歳出ですが、2款保険給付費、2項高額

療養費、1目一般被保険者高額療養費1,112万2,000円の増額は、10月分までの支払い実績を基に年度分の支払いを推計した予算計上となっております。

9ページをお開きください。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金36万7,000円の増ですが、新型コロナに罹患した等の理由で給料が支払われなかった被用者に対しての手当金となっております。

10ページをお開きください。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金、22節償還金、利子及び割引料387万1,000円の増につきましては、令和元年度分の普通交付金の精算額となっております。

以上でございます。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第55号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案第55号

令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業収益	353,110 千円	0 千円	353,110 千円
第1項 営業収益	99,690 千円	0 千円	99,690 千円
第2項 営業外収益	251,420 千円	0 千円	251,420 千円
第3項 特別利益	2,000 千円	0 千円	2,000 千円

	<u>支 出</u>		
第1款 下水道事業費用	346,443 千円	0 千円	346,443 千円
第1項 営業費用	309,593 千円	0 千円	309,593 千円
第2項 営業外費用	34,430 千円	0 千円	34,430 千円
第3項 特別損失	2,032 千円	0 千円	2,032 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予算第4条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出に対し不足する額51,975千円」を「資本的収入が資本的支出に対し不足する額51,987千円」に、「引継金49,557千円」を「引継金49,569千円」に改める。

<u>科 目</u>	<u>収 入</u>		<u>計</u>
	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	
第1款 資本的収入	290,550 千円	0 千円	290,550 千円
第1項 企業債	101,500 千円	0 千円	101,500 千円
第2項 他会計補助金	96,300 千円	0 千円	96,300 千円
第3項 県補助金	92,750 千円	0 千円	92,750 千円

	<u>支 出</u>		
第1款 資本的支出	342,525 千円	12 千円	342,537 千円
第1項 建設改良費	221,730 千円	12 千円	221,742 千円
第2項 企業債償還金	119,795 千円	0 千円	119,795 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

令和2年度 北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）

資本的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1				342,525	12	342,537	
資本的支出	1 建設改良費			221,730	12	221,742	
		1		195,542	12	195,554	
		管渠建設改良費	17 旅費	28	12	40	通勤手当 12 (会計年度任用職員)

補正予算（第3号）の詳細については、上下 水道課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、議案第55号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、会計年度任用職員が年度途中で異動がございまして、それに伴う人件費の一部に不足が生じるため、増額補正をするものでございます。

1ページをお開き願います。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入が資本的支出に対し不足する額5,197万5,000円」を「資本的収入が資本的支出に対し不足する額5,198万7,000円」に、「引継金4,955万7,000円」

を「引継金4,956万9,000円」にそれぞれ改めるものでございます。

続いて、同じ第3条の下の段になりますけれども、支出、1款資本的支出、1項建設改良費を1万2,000円増額補正するものとなっております。その内容といたしましては、次のページ、2ページをお願いいたします。

1目管渠建設改良費、17節旅費といたしまして、これは会計年度任用職員の通勤手当で不足する額1万2,000円を増額補正するものでございます。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第56号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第56号

令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年12月11日 提出

北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和2年度北中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	587,022 千円	0 千円	587,022 千円
第1項 営業収益	528,993 千円	0 千円	528,993 千円
第2項 営業外収益	58,027 千円	0 千円	58,027 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	563,020 千円	△1,227 千円	561,793 千円
第1項 営業費用	558,142 千円	△1,227 千円	556,915 千円
第2項 営業外費用	1,876 千円	0 千円	1,876 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	3,000 千円	0 千円	3,000 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	176,785 千円	0 千円	176,785 千円
第1項 企業債	1 千円	0 千円	1 千円
第2項 出資金	1 千円	0 千円	1 千円
第3項 他会計からの長期借入金	1 千円	0 千円	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円	0 千円	1 千円
第6項 工事負担金	3,000 千円	0 千円	3,000 千円
第7項 その他資本的収入	173,781 千円	0 千円	173,781 千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	77,937 千円	△138 千円	77,799 千円
第1項 建設改良費	63,791 千円	△138 千円	63,653 千円
第2項 企業債償還金	11,782 千円	0 千円	11,782 千円
第3項 国庫補助金返還金	1,364 千円	0 千円	1,364 千円
第5項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

令和2年度 北中城村水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
---	---	---	---	-------	-------	---	-----

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1				563,020	△1,227	561,793	
水道事業 費用	1			558,142	△1,227	556,915	
	営業費用	3		80,539	△1,227	79,312	
		総係費	2	11,125	△530	10,595	期末勤勉手当 △332 扶養手当 △138 児童手当 △60
			3	2,524	△88	2,436	賞与引当金繰入額 △88
			5	4,886	△500	4,386	会計年度任用職員 報酬 △500
			6	6,901	△89	6,812	共済組合負担金 △89 (短期)
			7	513	△20	493	法定福利費引当金繰入額 △20

令和2年度 北中城村水道事業会計補正予算(第2号)

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1				77,937	△138	77,799	
資本的支 出	1			63,791	△138	63,653	
	建設改良 費	2		8,718	△138	8,580	
		拡張費	2	2,903	△138	2,765	扶養手当 △78 児童手当 △60

これも詳細については、上下水道課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長(名幸利積)

上下水道課長。

○上下水道課長(安次嶺正春)

それでは、令和2年度北中城村水道事業会計

補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回の補正につきましては、人件費関係でございまして、現時点での実績を踏まえて減額の見通しが出てきたものですから、その減額補正として改めるものでございます。

その主な内容について、明細のほうで御説明

いたします。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用、3 目総経費、そのうち主立ったものとしたしまして、2 節の手当、これは勤勉手当、扶養手当、児童手当等になっておりますけれども、合わせて53万円の減、続いて、5 節報酬、これは会計年度任用職員の給与に当たるものですが、これが50万円の減となっております。これは当初の想定よりも単価と、あと勤務時間が減少しております、

そのために減額となるものでございます。

続いて、3 ページ、お願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目拡張費、2 節手当といたしまして、扶養手当、児童手当等の合わせて13万8,000円の減額補正となっております。

以上です。

○村長（新垣邦男）

議案第57号 北中城村立小中学校情報機器整備事業契約について御説明申し上げます。

議案第 5 7 号

北中城村立小中学校情報機器整備事業契約について

下記のとおり物件購入契約の締結について、北中城村議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：北中城村立小中学校情報機器整備事業
2. 納入場所：北中城村内
3. 契約の方法：指名競争入札
4. 契約金額：¥147,198,920－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥13,381,720－)
5. 契約の相手方：宜野湾市大山1丁目17番1号
株式会社 o k i c o m
代表取締役 小 渡 玠

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣邦男

別添、物品供給契約書、さらに入札結果を添付してございます。

続きまして、議案第58号 学校ICT活用支

援事業（大型提示装置等購入事業）契約についてを御説明申し上げます。

議案第58号

学校ICT活用支援事業（大型提示装置等購入事業）契約について

下記のとおり物件購入契約の締結について、北中城村議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：学校ICT活用支援事業（大型提示装置等購入事業）
2. 納入場所：北中城村内
3. 契約の方法：指名競争入札
4. 契約金額：¥22,424,600－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥2,038,600－）
5. 契約の相手方：宜野湾市大山1丁目17番1号
株式会社okicom
代表取締役 小 渡 玠

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣邦男

これも物品供給契約書と入札結果を添付してございます。よろしく申し上げます。

議案第59号 北中城小学校校舎防音機能復旧

工事（除湿換気）請負契約についてを御説明申し上げます。

議案第59号

北中城小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約について

北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約の締結について、議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：北中城小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）
2. 契約の方法：指名競争入札
3. 契約金額：¥82,720,000－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥7,520,000－）
4. 契約の相手方：沖縄県中頭郡北谷町字桑江632番地1
有限会社万代設備
代表取締役 石 嶺 晃

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

工事請負契約書と入札結果を添付してご
います。

続きまして、議案第60号 北中城村役場第一

庁舎改築事業改定契約について御説明申し上げ
ます。

議案第60号

北中城村役場第一庁舎改築事業改定契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：北中城村役場第一庁舎改築事業
解体設計業務、事務什器費の追加
2. 改定契約金額：¥1,077,440,000
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥96,040,000)
3. 契約の相手方：沖縄県那覇市おもろまち4丁目19番30号
大和リース株式会社 沖縄支店
支店長 萩 田 一

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣邦男

契約書の変更内容を添付をしております。
工事変更協議書も添付しております。

日程第18. 同意第12号 北中城村監査委員の選任同意について

○議長（名幸利積）

日程第18. 同意第12号 北中城村監査委員の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（新垣邦男）

同意第12号 北中城村監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

同意第12号

北中城村監査委員の選任同意について

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、北中城村監査委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

記

住 所 北中城村字喜舎場

氏 名 島 田 聡 子

生年月日 昭和38年生

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

令和2年12月31日付で北中城村監査委員、喜納秀樹氏の辞任のため。

略 歴 書

住 所 北中城村字喜舎場
氏 名 島 田 聡 子
生年月日 昭和38年生

学 歴

琉球大学短期大学部法経学科 卒業

職 歴

昭和57年	4月	株式会社琉球銀行	入行
昭和58年	12月	株式会社琉球銀行	退職
昭和60年	5月	那覇市役所	入庁
平成25年	4月	市民文化部	部長
平成28年	4月	環境部	部長
平成29年	3月	那覇市役所	退職
			現在に至る

島田氏の略歴書を添付してございます。よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

質問いたします。

村長の退任がたしか今月の21日だと思います

が、この監査委員の辞任が31日となっておりますけれども、その時差があるんで、次の村長がその権限あるんじゃないかと思っておりますけれども、それいかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

私は12月21日まで任期がございます。この任期中に提案するのは、何ら違法でもないですし、間違っただけじゃないんじゃないかなと思っております。それがおかしければ、当然否決されるわけですから。それを提案することがおかしいという根拠が私は分からないんですが、もしそういうのがあれば教えていただきたい。私は通常どおり、任期中に提案をして了解いただきたいというだけの話です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

あまり前例のないので、疑問に感じたんですけども、やはりこれが12月31日じゃなくて、さらに前であっても在任中だから権限はあるということですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

明確な質問の意味がよく分からないんですが、私が任期中に提案するのは何らおかしいことではないんじゃないかなと私は思っています。例えばこの方に問題があるとか、この方が不適格じゃないかという話だったら分かりますけれども、村長が提案するタイミングというのがおかしいじゃないかというのは、私はちょっと理解ができないんですが、もう少し詳しく意見があればよろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

おかしいということよりも、何となくこう、副村長も辞められてね、ちょっとどさくさを感じるもんですから、それで質問したんです。何かあったのかなど。もしそのための理由があるのであれば教えてください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、理由は何もございません。12月31日で監査委員が終わるわけですから。新村長がやってもいいんですが、またそれから人選すると時間がかかるんじゃないかなと。その間、監査委員を空けてもいいかという話になろうと思うんですね。

ですから、今回提案をして、まずければ否決していただいて、次の村長にということだと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

この島田氏、経歴を見ると、那覇市で部長をなさってきたということで、すごい人だろうということは分かるんですけども、ただ、今まで監査委員は税理士という専門家がやっていたんですけども、この専門知識があるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

必ず監査委員は税理士じゃないといけないということではないと思います。行政経験豊富ですんで、まして銀行も出身だということですから、私は結構優秀な方だと思ってお願いしたところなんですけど、税理士さんは税理士さんでいらっしゃるわけですから、もし何かあればその方に相談すればいいことだし、行政の監査として

は、私は非常に適任じゃないかなと思って提案
をしているところであります。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第12号 北中城村監査委員の選
任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第12号 北中城村
監査委員の選任同意については同意することに
決定されました。

日程第19. 報告第11号 専決処分事項の
報告について（3号調整池整備
工事（第2期）変更契約）

○議長（名幸利積）

日程第19. 報告第11号 専決処分事項の報告
について（3号調整池整備工事（第2期）変更
契約）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第11号

専決処分事項の報告について
（3号調整池整備工事（第2期）変更契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処
分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年12月11日 提出
北中城村長 新垣邦男

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和2年11月24日

北中城村長 新垣 邦 男

記

- 1 工 事 名：3号調整池整備工事（第2期）
- 2 原請負契約額：¥71,500,000－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥6,500,000－）
- 3 改定契約額：¥76,282,800－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥6,934,800－）
請負契約額を¥4,782,800円増額する。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥434,800－）
- 4 契約の相手方：北谷町字伊平318番地101号室
（有）日幸建設
代表取締役 金城 直 哉

工事請負改定契約書を添付してございます。
よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

改定契約書、ついてはありますが、印紙税は1,000円で正しい、合っていますか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の改定金額が478万2,800円ということで、特に金額的、額面的に支障はないものと思って

おります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時06分 散会

令和2年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月11日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年12月14日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年12月14日 午前11時06分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和2年12月14日（月曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第50号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第51号	北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第52号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	〃
4	議案第53号	令和2年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について	〃
5	議案第54号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃
6	議案第55号	令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について	〃
7	議案第56号	令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
8	議案第57号	北中城村立小中学校情報機器整備事業契約について	〃
9	議案第58号	学校ICT活用支援事業（大型提示装置等購入事業）契約について	〃
10	議案第59号	北中城小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約について	〃
11	議案第60号	北中城村役場第一庁舎改築事業改定契約について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第50号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第50号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第50号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第51号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第51号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

異議なしと認めます。議案第51号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

○議長 (名幸利積)

日程第3. 議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名幸利積)

異議なしと認めます。議案第52号 中部広域

市町村圏事務組合の規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第53号 令和2年度北中城村一般会計補正予算(第6号)について

○議長 (名幸利積)

日程第4. 議案第53号 令和2年度北中城村一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

稲福恭秀議員。

○2番 (稲福恭秀議員)

私のほうから3点ほどお尋ねしたいと思えます。

まず、4ページです。債務負担行為の件ですけれども、説明によると、一般財源の軽減につながるという、こういう理由であります。7月の臨時議会で諮っておるんですけれども、このときに建築基金を活用して負担軽減を図るという理由であったんですが、その時点ではそういう予算が組まれなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

あと、21ページをお開きください。

農林水産費ですね、5款1項3目8節費用弁償から特別旅費なんですけれども、これ説明によると地域おこしの向上や民間からの職員を派遣し、県外企業との調整を行うための費用ということになりますけれども、これ民間の職員を毎月県外企業ですか、そこに派遣するという費用ということなのかですね。じゃもし派遣するとなると、どういう関係者が向こうに派遣されるのか。何名派遣されるのか、どういう内容でこの企業と調整を図るのかをお尋ねしたいと思います。

あと、これまでの地域おこし協力隊と地域お

こし企業人との違いが何なのかちょっと分かりにくいものですから、その辺もお尋ねしたいと思います。

あと1点、23ページ、6款3目12委託料、観光周遊バス運行委託料の件ですけれども、運行便を増やすという理由であります、これは夜間の増便に伴う費用ということですが、これもなぜ今の時期なのかですね。当初計画でやっておけば、またそれなりのデータが得られたのかなというふうに思っていますので、その辺をお聞きしたいのと、今現在の周遊バスの乗り入れ状況、時間帯において、あるいは終日、祝祭日の状況についてデータの持ち合わせがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

稲福議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、4ページ、債務負担行為の件ですが、債務負担行為を予定しておりましたが、今回、基金の変更であります。理由としては、当初は補助の対象になるものは基金からやろうと、補助対象外については全て20年リースということの考えがあったものですから、債務負担行為を起こしました。ただ、基金の状況等を見て、備品にも充てられるので、今回変更ということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

私のほうからは、5款1項3目の8節特別旅費のほうのお話をさせていただきます。

特別旅費の中でも地域おこし企業人となっているところの特別旅費、あと費用弁済に関してどんなものかということをお説明させていただきます。

まず、費用弁済のほうですが、企業のほう、こちらで受入れを予定する企業、またはその可能性のある企業に対しまして、企業を呼んでいろいろ調整を図ったり、その調整のために来ていただく費用として計上しております。特別旅費のほうでございますが、逆にいろいろの調整が進みまして、国のほうにいろいろと、こういう企業を取り入れたいんだという調整に赴いたり、その予定する企業に赴いて、そこの役員との調整を行ったりするために、こちらからお伺いするための費用として特別旅費のほうを計上しております。

この費用に関しましては、企業人の受入れの期間前に要する経費として、上限で100万円、その半分が特別交付税として措置されるというふうなことで、今回の場合は上限の100万円の中で50万円を見て計上しております。

費用については以上です。

○議長（名幸利積）

地域おこし隊との違いは何か。

休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

費用弁済と特別旅費の何名かについて私より回答いたします。

まず、事業説明のため、今1月頃、職員2名で企業Aと企業B社役員のほうへ訪問を予定しております。そして、2回目にまた公募を行いながら、企業決定後、地域連携協定関係の調整に職員2名及び村長が企業本社へ行く予定でございます。

あと、費用弁済については、逆に企業のほうから、2企業から各1名ずつ、内容調整のため来県を2回予定して、3月に公募に選定した企

業の来県予定となっております。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

補足をしたいと思います。これは、農を活かした活性化事業の関連で、実は担当者が来年退職ということになるものですから、今回、国の補助で地域おこし企業人を3大都市から派遣ができるのでそれを活用しようということで、まず専門家を募ってみたいということです。今、ANAとかJAL、大企業がコロナで非常に人材が余っているということがあるんです。これは総務省との連携で、そういう人材をぜひ活用しながら農を活かした活性化事業を次年度に向けてやっていこうと。3年間ですが、そういう派遣を目指してみようということで、JT B、あるいはANA、そういうところへ今当たっているんですが、交渉をしに行かなきゃいけないですね、どういう人材かと。面接もしなきゃいけないということがあるものですから、今回そういう人材を村内で活用したいという思いで計上しているところであります。

ですから、具体的には、企業はどういうところがあるかということで、今いろいろ当たってはいるんですが、そういうことをやってもいいよというところにはぜひ行って、どういう人材がいるのかをこちらから発掘していきたいなというふうに思っています。

今、全国の自治体がそういう3大都市から企業人ですね、これまでは地域おこしは一般の方々を募集して、ぜひ都市から地方にということなんです、これの企業版ということで御理解いただきたいなと思っています。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

23ページの観光周遊バスですけれども、まず状況から説明しますけれども、4月、5月、コロナの影響で人数が大幅に下がったんですけれども、6月、7月と少し上がってきて、また8月に第2波が来て落ちています。ただ、その後伸びてきて、直近では11月現在では1日当たり18人まで回復をしているという状況です。

次に、夜のバスについてですね。これは、実はバスの委員会があって、そこで委員の先生からEMホテルからライカムで利用するお客さんがいるんで、夜の便が増やせないかという御意見があったので、それを踏まえて増やすということになりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃまた4ページのほうです。今、国からの補助対象外という御説明でしたけれども、これは備品の内容と、この備品は役場の備品なのか、リースなのか、備品の内容ですね。一括で購入ということだと思えるんですけれども、そのときには月々のリース代が軽減されるというのかね、そういう影響があるのか、ちょっと勉強不足で、そういうお尋ねしかできないんですけれども。それと、経費削減には利子等も軽減されるのかですね、この辺をお聞きしたいと思います。

あと、地域おこし企業人ですか、その違いということで御説明ありましたけれども、いろいろ複雑で説明を聞いてもきちんとまとめきれてはいないんですけれども、国からのあっせんというんですか、そういうことがあって企業人のお力を活用したいというお話でしたけれども、農を活かした活性化事業に係るということで、3か年ということなんですけれども、ごめんな

さい、3名でしたか、ちょっと聞き取れなかったもんですから、4月頃になるかどうか分かりませんが、何名派遣して、どういうふうな配置先ですね、どこに配置されてどういう形で持っていくのか。この農を活かした事業は大事業ですので、やはり相当な年数がかかると思うので、相当専門の人材を派遣するのかなというように見えます。今後の運用費用というんですかね、この3年間、運用費用がどうなるのかをお尋ねしたいと思います。

あとの観光周遊バスについては、委員会からの提起があったということであります。この検証結果から今、調整監からの回答がありましたけれども、量的には上昇にあるということで、転じておりますけれども、今後有償実験がまた実施されると思うんですけれども、今、有償実験に向けて、当初予定していた、得られた成果というんですかね、どういうふうに捉えているのか、その成果から得られて有償実験に向けての見通しというんですかね、この辺は以前、ちょっとふさわしくないこれは見直しもあるというふうに聞いた記憶があるんですが、今の段階で有償実験というのはまた順調に計画されるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

稲福議員の御質問にお答えします。

第一庁舎の備品の内容ですが、新庁舎の全ての備品というんですか、カウンター、机、棚等含めて、まずはリースで8,200万ということでした。それから、今持っている使えるものという差引きをいたしまして、今回歳出のほうに入れていきますけれども、5,200万円で備品を今購入する予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

稲福議員の質問にお答えいたします。

今回のこの特別旅費の計上につきましては、あくまでもこれを調整するための費用でございまして、これをもし企業人、協定を結ばれれば、次年度からの派遣となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

23ページの周遊バスの件ですけれども、予定どおり4月1日から有償実験を進める方向で現在、関係機関と調整を進めているところでございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

債務負担行為ですね、ちょっともう一回お尋ねします。これはあくまでも備品はもう役場の備品ということで理解していいんですよね。リース償還というのは影響しないということなのか、その辺ちょっと分かりにくいものですから。

あと、もちろん協定を結んでからの話になるんですが、この見通しをつけんといけませんよね、新年度。この場合のことを聞いたと思うんですが、もう一回お尋ねします。何名派遣されて、3年間というのはあったんです、この辺の費用というんですかね、もし分かるのであればそれをお聞きしたいと思います。

周遊バスの有償実験については、理解しました。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

稲福議員の御質問にお答えします。

今回、債務負担行為で変更前から変更後ゼロになっているということがありますので、これはあくまでもリースではありません。役場の備

品ということで購入したいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

この地域おこし企業人ですね、新年度から予定していますけれども、これをまた協定を結びながら、また新年度予算に反映するというところで、今のところまだ企業、今募集している段階で、調整している段階で、今1人を予定しております。

（「費用は」と呼ぶ者あり）

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

費用は今のところまだ未定でございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

訂正いたします。今、未定と申しましたが、一応、企業人のこの受入れの経費は、今上限です、年間560万円ということで、総務省からこの負担金があるんですけれども、それは今からまた調整していきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

21ページですけれども、5款1項3目8節、今質問があった特別旅費、あとは費用弁償のことなんですけれども、今答弁聞いていたんですけれども、私のほうでも質問しようかなと思ったのが、なかなか理解が私のほうもできないものですから、もう一度確認したいと思うんですけれども、企業人を、企業を回って、この企業

から派遣されて北中城村にどういったものが農を活かしたものににつながるのかなという。この企業というのは選択する場所というのはもう決まっているんですかね。それともこれから模索でやっていくのか、その辺はつきり何か見えないもんですから、どういったふうな、ほかへ出向いて、向こうから企業人を呼んできて、ここで農を活かした活性化事業を起こすということで理解していいのかなと思うんですけれども、その辺、具体的にどんなふうな形でやっていくのか。年間560万円もかけてやるということなんで、どういった方向性を見ているのか。その辺ちょっと見えないもんですから、その辺詳しくよろしくをお願いします。

あと、23ページの6款1項2目10節修繕費なんですけれども、しおさい市場のこれは修繕だと聞いているんですけれども、外部の防カビとか、内部の塗装とか、そういったもので費用的に600万かかっていると思うんですけれども、590万だ、約600万ですね。詳細を教えてくださいか。

26ページの7款3項1目10節の施設等の修繕費なんですけれども、公園等のこの備品だと思うんですけれども、場所を具体的に教えてくださいか。よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

金城高治議員の御質問にお答えいたします。

今回の特別旅費の組み方ですが、実はこの農を活かした活性化事業、かなり長期的なものになるだろうと思っています。ですから、当然、職員がつくんですが、1人ではどうしてもこれは対応が難しいなということで、今、総務省からそういう制度があるんですね。企業に派遣をしていいですよ。これは先ほど言ったように560万上限補助しますということで、この旅費についても2分の1は特別交付税で返ってくる

わけですね。だから、そういうものを活用して、コンサル関係、大手のですね。あるいは、今余っている、余っているというか、非常に人材が活用されていない、そういう旅行会社とか、そういう関連会社を当たって、これから交渉しなきゃいけないですね。そのための調査費用と言ってもいいのかなと思っております。

こういうことが活用できたら非常にいいんじゃないかなと、国とのパイプもできますし、今までも総務省の補助で調査費を充ててきました、3年間。そういうことで、ぜひ利活用していきたいということで、今回組んであります。

ただ、企業も大変厳しい時代なんで、当たってみないと、なかなかこれがはっきりしないと。今、何社か当たっていますけれども、確定していないものですから、それはお会いして、どういう人材で、こういう内容の仕事ですよということを踏まえて説明していきたいなということで今回、旅費を計上させてもらっています。ですから、これがかなり、どの企業で何歳ぐらいでこういうことがオーケーということであれば、改めて契約というんですかね、協定を結んで事業をやっていききたいなというふうに思っております。

総務省からこういう制度があるよということがあったものですから、ぜひそれを活用してみようということでの調査費用と思っていただければいいのかなと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

23ページのしおさい市場の修繕費ですけれども、大きくは3つの工事になります。1つが外側のコーキングが劣化したんで、それをやり直します。2つ目が内部の結露の対策、3つ目が今あるドアを自動ドアに取り替えるという内容になります。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、26ページ、7款3項3目の10節需用費、施設等修繕費について御説明いたします。

現在、村内の公園に何か所か遊具を配置しております、これが老朽化によって、もう修繕しても使えないようなものも今現在2か所ほど、公園にそのまま残っております。撤去を予定しているのが屋宜原公園のブランコと熱田児童公園のシーソーが撤去予定になっております。あと、スプリング遊具等は修繕したら何とかそのまま使えそうな部分もありましたので、現在はゆうな公園、あおい公園、仲順公園、若松公園、イームイ公園の5か所の公園を修繕予定をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

村長から説明がありましたけれども、視察、旅費を使っていく場所とか、そういったのがお決まりでしたら教えてください。なぜそれを聞くかということ、どうしても大都心へコロナ禍の影響で行けるのかなとも思うんですけれども、年間どのぐらいで消費しないといけないというのがあると思うんですけれども、今どきこれすぐできるのかなと思ひまして、行く場所がお決まりでしたら教えてください。

今、23ページのしおさい市場の修繕費なんですけれども、外構工事、雨漏り等あれば仕方ないのかなと思うんですけれども、自動ドアというのは、今、コロナ禍の中でオープン、空気を入替えしないといけない中で、なぜ自動ドアに今替えるのか、その理由があればお聞かせください。

あと、公園の修繕費に対しては理解しましたんで、よろしいです。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

場所という御質問がありました。現時点でどの企業というふうに明確にまだ確定しておりませんので、特に3大都市圏というふうな前提がございます。ですので、関東地方、それから中部地方、そして関西地方、こちらの地区の中から、この企業人交流プログラムに参加して、この村に派遣してもいいと考えてくださる企業がございましたら、そちらのほうに赴いて調整を行うというふうな考え方を持っておりますので、今後さらなる募集をかけたとか、現時点でいろいろと当たりをつけておりますので、その中で見えてきた段階で場所が確定すると思います。現時点ではまだどこというふうには確定しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

自動ドアについては、保健所の御指導になります。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

21ページの費用弁償については、まだ場所も決まっていないというんですけれども、コロナ禍の中なので、重々この辺も情報を収集しながらやってほしいなと思っています。

今、自動ドアについてですが、保健所の指導だと今おっしゃったんですけれども、これもうずっと経営している中で、今頃なぜ保健所の許可が、やらないといけないのかというのがちょっと理解に苦しむんですけれども、この商品を扱ったから自動ドアにしないというのではないと思うんですけれども、どのような状況で自動ドアに保健所から指導があったのかお聞かせく

ださい。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

しおさい市場の自動ドアについてお答えいたします。

当初から、しおさい市場のこの入り口のドアですけれども、保健所等から出入りの際、飲食を提供する場合はそういう指導がありまして、その対策として、まず正面入り口は少し雨が侵入してきたものですから、ここを閉めながら、裏の出窓のほうを簡易的に自動で開け閉めできるような対策をしていしましたが、今回もうそういう中で、工事とともに自動ドアに改修しようということでの予算計上となっております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

19ページをお開き願いたいと思います。

4款1項2目12節の予防接種委託料200万円が見込額ということで計上されておりますけれども、その理由と、あと、積算根拠をお願いしたいと思います。それで、対象人数のうち、これまでに予防接種を受けた方は現在のところ何名ぐらいなのかをお聞きしたいと思います。

次に、28ページをお開き願いたいと思います。

28ページの9款2項1目12節委託料、島袋小学校の校舎増築実施設計業務委託料となっておりますけれども、これから設計をするので、計画ですね、いつまでにこの実施計画を終えて、そして子供たちがそこに入所というんですかね、クラスに入るまでは何年度になるのか。そして、

教室はどれくらい増やすのかお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

まず実施設計業務ですが、令和2年度中に設計業務を完了し、令和3年度をかけて校舎改築をする予定でございます。それと、令和4年度からの供用開始を予定してございますので、あわせてクラス数に関しましては、2階建ての4教室を設計する予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

喜屋武すま子議員の質問にお答えいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の12節委託料、予防接種委託料200万の増額でございますが、こちらのほうは、一応当初予算で計上した分がまず補正で対応してくださいということで切られた経緯がありまして、それで、今の段階ではまだ、9月分までで、まだ半分しか執行はしていません。あと人数に関しては、すみません、ちょっと手持ちがないので、今分からないんですが、今後、高齢者のインフルエンザの無償化分も今年度から復活しまして、一応この200万というのはその分を見込んでいます。現状、インフルエンザの予防接種も増えていきますので、もしかしたらこれでも足りないかもしれないという予測はしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

できるだけこのインフルエンザの予防接種を受けてほしいんですけれども、今お話ししてい

るのは、4款1項2目の12節の件なんですけれども、予防接種、特にコロナウイルスの関係も今度ありまして、たくさんの方ができるだけ受けてほしいと思うんですけれども、去年のほうも途中で予算のなかなか全額計上できなくてやったと思うんですけれども、去年のほうを見ますと、53万余り流用しておりますけれども、今年も200万組んで、それでも去年より1,240万ぐらい増えていると思うんですね、今年は。だから、やはりコロナの影響とかあって、たくさんの方が増えてほしいということがあるんですけれども、やはり課長が今おっしゃったように、もしかしてまた3月議会でどうなるか、なかなかこういうのは予想が付きにくいというのもあると思うんですけれども、担当課におかれましては、たくさんの方がこのインフルエンザを受けてほしいなと考えておりますので、これから冬に向かってどういうふうにして課の方たちが啓蒙活動をしていくのかお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの9款2項1目の12節なんですけれども、供用開始は令和4年からなるということなんですけれども、これ4教室ですね。具体的に今の1年生がまた2年生にも上がるということもあるので、1年生と2年生の1教室の人数はそれぞれ変わると思うんですけれども、具体的に1年生と2年生の教室の数はどうなるのか、各クラスの人数はどうなるのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

喜屋武すま子議員のおっしゃるとおり、例年補正等で対応させていただいていますが、これは当初予算のときの財政との調整で、実績に応じて補正をしましょうということになっていきます。

今回、去年より予算が多いのは、まず、一応

10月から乳児のロタウイルスというのが新しく出ているというのもありまして、それに加え、今回またコロナウイルス対策で厚労省のほうから、高齢者の方にインフルエンザをぜひということと、あとその他、こちらで対応しているのは妊婦とか乳幼児とかもやっていますので、そこら辺に関しましては、例年どおりのチラシ配布と、あと、新しい対象者には通知もしていません。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

まず、1年生、2年生以降、1クラス当たり的人数ですが、1年生につきましては少人数学級の適用を受けまして35人以下となります。2年生以降に関しましては40人以下の人数です。

それとあと、クラス編制に関してですが、現在1年生が3クラス、2年生以降が2クラスとなっております。次年度以降はそれぞれ1年生が3クラス、2年生が3クラスとなる予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ただいま予防接種の委託料については、ぜひ課長のおっしゃったように啓蒙活動を図ってたくさんの対象者の方たちが確実に受けられるようにしてほしいと思っております。

それから、校舎増築実施設計業務委託料については、今後着実に計画どおりやっていただければ、子どもたちも安心してやっていけるのかなと思っておりますので、御答弁ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

4点ほどありますが、まずは歳入の10ページ、5目ふるさと応援基金7,151万6,000円と、計すると2億172万になりますけれども、その増になった理由を教えてくださいと思います。

それから、11ページ、2目雑入で1節の1億6,705万の中城村北中城村清掃事務組合負担金、償還金が出ていますけれども、この説明をお願いいたします。

もう一点、歳出、14ページ、35目庁舎建設費、14節工事負担264万6,000円、この御説明をお願いしたいと思います。今の件は歳出です。

それから、23ページ、2目商工業費、10節需用費、これについては、修繕費については金城議員に説明がありましたけれども、それはいいとして、592万2,000円の額が大きいような気がしますけれども、このあたりの額についてもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ふるさと納税の増額については、寄附金が増えているということになります。

あと、私のほうから23ページの修繕費ですね、しおさい市場、これは今、見積りのほうを頂いて中身を精査している状況でございます。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ただいまの比嘉義弘議員の御質問にお答えします。

歳入のほうの11ページ、23款諸収入、3項雑入、2項雑入、1項雑入の歳入の1億6,700万の件に関しましてですけれども、今現在、北中城村、それから中城村、浦添市で新クリーンセンターの建設計画に向けて事務委託を行っております。その中でもそろそろその建設工事が始まっていくという中で、まだ先ではあるんですけども、浦添市のほうから、中城村、北中城村、両村にその負担金は本当にあるのかということで確認がありました。これまでは清掃事務組合のほうでゴミ処理施設の建設費と、それから処分するための予算をずっと負担しておりましたが、その分を3月の議会で基金条例を設けて、その基金のほうにその金額を繰り入れて、中城村、北中城村、両村でそれぞれ基金を積み立てていくということでの歳入になります。新年度からはその分を抜いた額が清掃事務組合のほうから負担金依頼が来て、次年度以降はそれぞれの村単独でその建設資金に向けて基金を積み立てていくという形になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは、14ページ、2款1項35目の14節、264万6,000円の工事費の内訳ですけれども、今、総務課のほうに第二庁舎の集中管理の操作基盤を置いています。その分が新庁舎を建てるに当たって、どうしても移さないといけないので、照明と空調の操作盤を移動するということでの計上であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

歳入のふるさと応援基金、私が当初、我が村が約3,000万か3,500万ぐらいの収入しかなかっ

たんですが、もう考えてみますと2億超えています。これは評価に値するなと思っています。これ今後も力は入れていくつもりですか。その1点。

それと、次、11ページの2目雑入の1節の1億6,700万のこの件ですが、非常に今、御説明聞いて分かりましたけれども、あまりにも大きすぎるもんだから、これ当初予算で組めなかったのかなということを感じましたので、説明を求めました。

それから、歳出の14ページのこの建設費用については、PFIなのに何で村の予算を措置しなくちゃいけないのか、そのあたりももう一度聞きたいと思います。

それから、23ページの商工業振興費については、今、しおさい市場、今度700万から400万まで補助が落ちたんで、何とかうまくいくのかなと思ったけれども、今度新たに592万の修繕費が出て、また将来経営が厳しくなるのかなと心配しています。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

ふるさと納税、非常に伸びています。これは非常にいいことだろうと、村のPRも含めて、今後もぜひそれは伸ばしていきたいなというふうに思っております。

そして、しおさい市場の修繕ですから、これはもう老朽化している部分があるし、先ほどお話があったように恐らくこの自動ドアというのは衛生管理の面からやらなきゃいけないと指摘をされていますので、なるべく手で触らないような方式が今の時代ですね、いいのかなという

指摘だろうと私は認識しているんですが、やはり修繕しなきゃいけないものはしっかり修繕をして、また収益は収益で上げていきたいというふうに思っております。やはり老朽化しているものをそのまま放っておいたら、これは改善にはならないだろうと思っておりますので、しっかり直すべきところは直して、また運営もしっかり確立していきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

比嘉義弘議員の質問にお答えします。

なぜ当初予算に含まなかったかという御質問なんですけれども、平成30年から事務委託を行いまして、浦添市のほうからは両村とも基金条例がないということで質問を受けておりました。その中で調整していくという中で、中城村北中城村清掃事務組合のほうともそれぞれ調整をしまして、去年、できるだけ早めにこういった基金条例をつくってそれぞれの村で基金を積み立てるという形にしてもらいたいというのがありまして、3月の議会で今言った北中城村のほうも中城村のほうもそうですけれども、基金条例をそれぞれ認めていただきました。今回、当初予算のほうでは中城村北中城村清掃事務組合のほうの負担金の中に建設資金の積立て分も入っていたんですけれども、その分を、今まで積み立てた分をそれぞれ両村に返す準備ができたということで調整して、今回の歳入の補正になっています。年明けてからある程度のめどを見て、北中城村のほうに歳入として入ってくるという形を取っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

もう一回戻りますけれども、ふるさと応援基

金のこの非常に額が大きくなって、非常にもうこれは高く評価したいと思っています。それで、この高くなった理由の中に、返礼品はどういうふうな感じで、また増えたかどうか、これもお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

返礼品も担当が頑張って増やしまして、今179品目になっています。特にマンゴーであるとかちんすこう、ビール、あとは石窯のパンなどが売れ筋になっております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第53号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第54号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第54号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第54号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第55号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第6. 議案第55号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第55号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第56号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第7. 議案第56号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第56号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第57号 北中城村立小中学校情報機器整備事業契約について

○議長（名幸利積）

日程第8. 議案第57号 北中城村立小中学校情報機器整備事業契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 北中城村立小中学校情報機器整備事業契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第57号 北中城村立小中学校情報機器整備事業契約については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第58号 学校ICT活用支援事業（大型提示装置等購入事業）契約について

○議長（名幸利積）

日程第9. 議案第58号 学校ICT活用支援事業（大型提示装置等購入事業）契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 学校ICT活用支援事業（大型提示装置等購入事業）契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第58号 学校ICT活用支援事業（大型提示装置等購入事業）契約については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第59号 北中城小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第10. 議案第59号 北中城小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 北中城小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第59号 北中城小学校校舎防音機能復旧工事（除湿換気）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第60号 北中城村役場第一庁舎改築事業改定契約について

午前11時06分 散会

○議長（名幸利積）

日程第11. 議案第60号 北中城村役場第一庁舎改築事業改定契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 北中城村役場第一庁舎改築事業改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第60号 北中城村役場第一庁舎改築事業改定契約については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

令和2年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 1 2 月 1 1 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 2 年 1 2 月 1 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令 和 2 年 1 2 月 1 5 日 午 後 3 時 1 4 分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 恵 重		
	副 村 長		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和2年12月15日（火曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 盛 一	<ol style="list-style-type: none"> 1. 村民体育館について 2. ツルヒヨドリについて 3. 松枯れについて
2	大 城 律 也	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス第3波対応について 2. 村長の4期16年の村政運営と衆議院選挙立候補について
3	比 嘉 義 弘	<ol style="list-style-type: none"> 1. あやかりの杜の駐車場の拡張について 2. ハワイとの交流について 3. コミュニティーバスの実現は 4. プロポーザル方式とは 5. 高架橋について 6. アリーナ建設について 7. 平和を守る村民の会について
4	喜 屋 武 す ま 子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自衛官募集について 2. アンテナショップ「しおさい市場」の指定管理業務について 3. アリーナ建設について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

おはようございます。

通告に従い質問いたします。

初めに、これまでの一般質問で未解決部分の質問をいたします。

村長の任期中に改正すると約束した村民体育館賃貸借契約の改正はできたか。できていれば写しを議場の全員に配布してください。

次に、前回の質問での未解決部分の質問をいたします。

2番目、体育館賃貸借契約書で、修理等で体育館が使用できない期間もリース料を支払うとしているが、私はリースの対象物が使用できない状態の場合はリース料を支払うべきではないとただしました。それについて村長は、調べてみないと分からないという答弁をいたしました。調べた結果はどうなったのか。

3、PFI事業の契約書は議決案件ではないかとの質問のところで、PFI法12条、同施行法3条の解釈の説明がありませんでしたので、ここをどう解釈して議決案件ではないとの結論に至ったかを説明してください。

4、補助金を活用して購入したアリーナ用敷地が民間に貸与されているのは違法だと思うが、村はそういう答弁でしたけれども、いまだに看板も設置されたまま対応されている。違法状態で放置しているのはなぜか。

次、ツルヒヨドリについて。

私が初めてツルヒヨドリを一般質問に取り上げたのは昨年6月でした。その時点まで私も含めてほとんどの村民にその存在が知られていなかったと思います。私が昨年6月に問題提起してから、村としてどのような対策をして来たかを質問いたします。

1、ツルヒヨドリの村内での分布状況を問います。

2、昨年6月以降、村が実施してきたツルヒヨドリの対策を伺います。

3、ツルヒヨドリの除去方法について注意すべき点を問います。

4、なぜツルヒヨドリを除去しないといけないのか、理由を問います。

5、資源化ヤードの条例制定のとき、ツルヒヨドリの持込みを制限することは条例には入れないが、規則で定めると答弁いたしました。その規則の写しの提出をお願いいたします。

また、指定管理者の契約のときにはツルヒヨドリの件を挿入するとの答弁であった。契約書のコピーの提出をお願いいたします。

次、松枯れについて質問いたします。

イオンモール東側の松について、昨年6月の答弁では枯損木24本、健全木4本であったが、健全木4本について現況を伺います。

2番目、本村は枯損木を撤去せず放置しております。県は枯損木を原則として放置しません。この違いはなぜですか。

3、村は景観条例をつくりながら、一方でイオンモール東側にあったほとんどの松を枯らしてしまい、景観が著しく低下しております。村長並びに担当課長の責任は大きいと考えます。どう責任を取るのかお答えください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

村民体育館の件です。

これまでも議会で御質問をいただきましたが、担当課のほうで相手側と調整をしながら、契約については一通り済んでいるということになっております。後ほど詳細については担当課長のほうから答弁をさせたいと思っております。

それから、2番目のリース料の件ですが、20年間のリース期間にて月々定額を支払うという契約になっています。これは専門家にも確認をしました。その結果、決して不当なものではないということになっておりますので、私はそれはそれでいいのではないかと認識を持っております。村民体育館、3番、4番のほうは担当課長のほうに答弁をさせたいと思います。

2点目のツルヒヨドリの件ですが、これも詳細について担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

松枯れの件ですが、これも前回あったんですけども、3点目の村や職員の責任は大きいということですが、どう責任を取るかということですが、これは決して村当局の責任は私はないと思っております。ただ、その地はかなり傾斜地で機械も何も入れられないんですよ。手の施しようがないというのが現実であります。それをあえてやるとすると、大変危険を伴うものですから、なかなかその辺は手をつけられない傾斜地ということだけは御認識をいただきたいと。公園等々はしっかり投棄をしながら保全をしていくということは努力をしているつもりですが、そのイオンモール東側は、議員も御承知のとおりかなり傾斜地なんで、この辺の経緯についても担当課長に答弁をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、比嘉盛一議員の1番、村民

体育館の3番、4番について御解答いたします。

これまで同様の御質問を議会の中で何回かお受けして、また同様にお答えしてきたのですが、またその繰り返しになるんですけれども、こういった形で御質問されましたので、回答したいと思えます。

これまで議会で質問があるたびに説明してまいりましたが、PFI法施行令第3条におきましては、この法律に該当する事業については、町村において5,000万円以上の買入れ、または借入れについて議決を必要とすることが示されております。今回の賃貸借契約におきましては、既に賃借料を債務負担行為が議会で承認済みでございます。これも債務負担行為の承認というのも議決事項の一つとみなされるということで、ちゃんと議会でもチェックされているということが認識されるということで、これが議決という判断で足りるために、契約書を交わす段階での単独での議案事項として改めて議会に諮る必要はないというふうに国の専門機関でも判断を確認したところ、いたされましたので、こういったお答えをしております。

4番、アリーナ用敷地が民間に貸与されているから違法だというふうな御質問なんですけれども、村は貸与している事実はありませんので、違法状態ではございません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

比嘉盛一議員の2番目のツルヒヨドリについての質問にお答えいたします。

まず1点目、村内の分布状況をお伺いしますということですが、実際調査したわけではありませんけれども、現在、村内全域で発生しているものと思われま。

2番目、村が実施してきたツルヒヨドリ対策を伺いますということですが、昨年9月

の広報紙で注意喚起を行っているところであり
ます。

それから3番目、ツルヒヨドリの除去方法に
ついての御質問ですけれども、除去するに当た
っては、根っこや茎を残さないようにする、花
が咲く前に撤去するというのが方法になってい
ます。花が咲いていれば、当然種もあるという
ことで、種が飛ばないように花から除去するな
どの方法が取られております。

4番目、なぜ除去しないといけないかという
御質問ですけれども、国・県が指定する特定外
来生物であり、県固有の植物に影響を及ぼすお
それがあるためでございます。

5番目、資源化ヤードの条例制定時、ツルヒ
ヨドリの持込みを制限することを条例には入れ
ないが、規則で決めると答弁したということだ
すけれども、その規則の写しを提出をお願いし
たいということですが、現時点では特に
規則等は定めておりません。将来に向けて必要
事項があれば検討していきたいと思っております。

それから、6番目の指定管理者の契約書には
ツルヒヨドリの件を挿入するとの答弁であった
ということですが、その当時の答弁書の
ほうも多分御覧いただけるかと思うんですけ
れども、挿入するとは申ししてございません。あく
までも契約の段階でその業者さんと話をして調
整していきたいということでの答弁でございま
した。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

私より質問項目3番目の松枯れについての1
番と2番についてお答えいたします。

まず1番目の平成28年度に松マップ作成の際
確認した健全木4本につきましては、もう全部
枯れております。

質問項目2番目の御質問の場所は急傾斜地で、
もう伐木作業はとても危険で安全確保が困難で
あるため、作業を行っておりません。県にも確
認したところ、危険の及ぶ場所については、作
業の安全性を最優先しているとのことでした。
また、業者のほうにも問合せしたところ、同様
の回答でございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

それでは、再質問したいと思います。

まず、村民体育館契約書の件なんですけれど
も、村長にお伺いしますけれども、守秘義務の
定義を教えてください。これなっていない
と私は思うから聞くんですけれども、守秘義務
の定義を。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

公的に知り得た秘密を他人に漏らしてはいけ
ないということだと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

そうですね、これが守秘義務でいいですよ。
契約をした、契約を遂行していく上で、これが
守秘義務ですよ、公務ですよ。それで知り
得た秘密をばらしたら駄目なんですけれども、
契約書そのものをこれ秘密にしていますよ。契
約書そのものを秘密にしている。それとね、こ
の中に第三者はどんなものかといったら、守秘
義務を負う外部専門家及び相手方の承諾を得た
者を除くとあります。これね、村民が入ってい
ないんです、村民はどこに入りますか。村民は
第三者ですか、お答えください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

27条ですね。村民は第三者なのかどうなのかということ、村民は第三者なのかという話ですね。あくまでも甲乙の契約書ですから、村とルネサンスの契約書ですから、当然、第三者となる、村民も第三者になると認識しています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村民が第三者になるのはおかしくないですか。村民体育館の契約は村民の税金を使って借りる契約なんですよ。それを村民に教えない。これも前回の村長の答弁と違ってはいますが、これも前回は請求があれば見せるという言い方だったんです。だから、そこもとにかく表現が変わってくるだろうと思っていたら、全然変わっていません。村民を入れないと、村民が第三者じゃないというか、私はもう公にしていますよね、議会で取り上げていますから、全部。公にしてあるのにこれをそのまましておきますと、ルネサンスから名誉棄損で訴えられた場合、秘密をばらしたじゃないかと訴えられた場合に逃げられませんよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは開示請求があった場合は当然出しますよね。開示請求があっても出さないということはないと思いますよ。契約書ですから、甲乙が当然主体となるのであって、それ以外は第三者だから、第三者に見せないですよという話は一言も言っていないですよ、その辺はちゃんと専門家にも確認しています。だから、村民には見せ

ないとは何も書いていないですよ。それはどういう趣旨から言っているのかよく分かりませんが、私はあくまでも甲乙の契約書ですから、その辺を村民に見せないとは言っていません。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村民、私以外は開示請求しておりません。だけれども、みんなにもうばれていますよね、議会で取り上げていますから。

それと、庁舎建築のこの秘密事項のところ、分かりますか、何て書いてあるか。こんなこと書いていませんよ、こんな契約書、見たことないですよ。契約書自体を秘密にするべきじゃないですよ。これを遂行していく上で知り得た情報を他人にばらすのが、これが守秘義務違反であって、契約書自体じゃないんです。だから、これがおかしいので、村民に対しても基本的には開示請求がないときは秘密だと、そういうことですか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ですから、秘密と言っていないですよと、これは。いや、村民に知らせない、村民に秘密にしますよとは言っていませんよと。あくまでも基本的には甲乙の契約書ですから。これは理解してもらわないと、誰でも彼でもという話にはなりませんよと。あくまでも請求があっても了解すれば、当然やりますよ。何も秘密にしようと思っていないです。当然我々も顧問弁護士にちゃんと聞いて、相談してやっています。議員からいろいろ御指摘あったものですから。これを村民に秘密ですよと、これが指摘される理由は私はないと思いますが、どういう解釈なのか分かりませんが、決して秘密にするとか、自分たちで囲っているとか、そういうことはないんで、あまり深読みをしないでいただきたいなと思いま

す。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長は前から弁護士に聞いていると言っているんですけども、弁護士は守秘義務を契約したのに、ばらしたら弁護士の出番ですよ。これ書くこと自体、弁護士の出番じゃないですよ。だから、最初から間違っている。

じゃ最後に聞きますよ。村民には秘密じゃないですよ。これだけ教えてください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ですから、何度も言いますが、秘密と言ったことは一度もありませんよと、これは。

○7番（比嘉盛一議員）

文章がそうになっている。

○村長（新垣邦男）

いや、だから、解釈の仕方、これは誰が読んでも、村民に秘密にしているなという解釈しないと思いますよ、どう考えても。だったら、これは当然専門家が指摘しますよ、おかしいだろうと。行政側は村民に秘密にしているんじゃないかと言われますよ。そう言っていないんだから、通常の甲乙の契約書ですから、基本的なラインだと思います。ですから、当然我々としては、公開要求が来たら、当たり前で当然どうぞと。秘密にすることもないし、秘密にする理由もございませんから。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の件については、村民には秘密じゃないんだというお答えでしたので、一応それでもう了解したいと思います。

次にいきます。

第13条の建物の維持管理の条項で、法令に定める貸主の義務である保守点検という言葉があるんですけども、法令とは何という法令ですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この法律につきまして、今ちょっと調べているところではございますけれども、恐らく借地法だと思われれます。正しいものを今調べさせていますので、分かりましたら再度お答えしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私これ聞いたのはですね、14条2を聞くためにこれを聞いたんです。法律は民法の606条の1にちゃんと条文があります。村長が前回、私に対してですね、盛一議員はちゃんと専門家の意見も聞いて質問しているかという質問をしましたよね、覚えていますか。村長、このくらいのことから分からないで契約したんですか。私がかえってこれを聞きたいですよ。僕に質問するのに専門家に聞いているかと言いながら、村長は契約しながら、そのくらいの民法の契約も分からない、契約書に対する法律的关系も分からない。それで専門家を入れているから大丈夫ということでやっているでしょう。これこそ僕はとんでもないと思います。私は別に言われたこ

とを根に持っているわけじゃないんですけれども、だから、村長もやるからには、自分も勉強してください。私は勉強したんですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、私が法律に詳しいとは思っておりません。細かいところまではですね、当然分かりませんよ。ただ、我々も専門家と相談してつくるわけですね。ある程度それで了解してもらっていて。盛一議員からいろいろ細かく質問があるもんですから、じゃそれをもう一回精査しなさいと。これは村長が全部分かるわけじゃないですよ、この細かいことまでですね。これを分かれというほうが、それは酷な話であって、そこまでやる時間はありません。ですから、顧問弁護士がいるし、専門家がいて、その方々に相談して担当課としてはやるわけですね。最終責任は村長が持ちますよ、当然。ただ、このぐらいも分からんかと言われればもうそれまでなんです、分かりません、そこまでは私も。ですから、それだけ、盛一議員が細かく質問するもんですから、じゃこれはちゃんとこういう形で専門家に聞いてなさっているんですかと、我々もやっているもんですから。これはもうお互いがやるよりは専門家同士で、顧問弁護士同士で話したほうがいいんじゃないかと思うぐらいなんです、私は。ここで議論しても、土俵が違うもんだから、そういう議論には、なかなか細かいところまでは突っ込めないんじゃないかなと思うんです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ちょっと言い方がまずかったんですけども、私もこういうことを言いたいじゃなくて、前回、この件については前回も出したんですよ、民法の606条というのは。出したんですけども、

全然気にしていない。

それでね、次はね、また同じ質問をします。民法と契約書はどちらが優先ですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは基本的には、そういう法律に沿って契約するわけですから、当然、民法だろうと何だろうと、この法律が基本じゃないですか。私はそういう認識です。契約が先だよという話にはならないんじゃないかなと、素人の私が考えてですよ、基本的にはそういう法的なものに沿って契約するわけですから。

もう一つ確認したいのは、我々としては、一応専門家に相談しながらつくっています。それを細かくああでもない、こうでもないという話になると、これはもうすみませんが、もううちの顧問弁護士、専門家に指摘していただきたい。私はこれ、盛一議員のおっしゃるとおりですとか、盛一議員がおかしいんじゃないですかということとはなかなか言えません。ですから、その辺はぜひ我々の顧問弁護士にも指摘していただいて、おかしいんじゃないかと、遠慮なく言っていいと思いますよ。それ以上は我々事務方としても、法的な細かい問題はやれないと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

またね、私の質問とちょっとずれましたけれども、それが言いたいじゃなくて、前回も村長、民法と言っていましたけれども、民法じゃないです。民法は基本的な法律。契約書は特別法なんです。契約書が優先するんです。契約書というのは最強の法律ですよ。だから、僕が言いたいのは、民法ではこれは認められているんですけども、契約してしまうと、契約書どおりになってしまうということを私は言いたいんで

す。何でもかというね、次の14条2に続くわけです。塩害、風害対策について、本村が負担する、これ民法に反するわけですよ。前回の答弁でも答えていますよ、ちゃんと。村長も、これは区分表が間違っているからこうなったんだと、区分表。最後にある区分表、これが間違っただからこっちも影響しているということで、区分表を直せばこれも直ってくるんだと村長は答えています。それから課長もですね、これも区分表を直せば直ってくると言っておりました。そして、先方のほうにも、修正に関しては了承を取っているということだったんだけど、何でもこれが直されていないのかを聞きたい。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今、比嘉盛一議員がおっしゃっている第14条の2ですね、甲、つまり北中城村は、自己の費用負担において立地特性から本件建物等に係る塩害及び風水害の防止に努めるものとする、これ努力してください。つまり通常の維持管理ですよ、風水害に関して。こういったのは手当なりそういったものには、努力してくださいというような文言になっております。ただし、今回改正した負担区分表がございますよね。これにおいては法定点検等に関するものについては全て貸主側であるルネサンスさん側のほうでやることになっております。

細かいものにつきましては、区分表に沿って、大まかに大きく、建物の仕様に関連するものについては貸主側で負担することになっております。また、細かい日常的な補修等については、使う側の北中城村のほうでやることになってお

る文章になっておりますので、特にこの文章について変更する必要はないと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

変更すべきですよ。これはこういう、維持管理費が一番金がかかるのはどこかといったら、沖縄でいったら塩害ですよ。塩害で努力を怠ってと言われたらどうしますか。塩害で体育館が壊れた、そうしたら、そういう条項があったら、さっき言ったけれども、契約書は最強の法律ですから、民法にあるじゃない、あんたたちやりなさいといっても、何でも契約書に塩害対策すると努めなさいと書いてあるでしょう、努めてないんでしょ、そうすると責任どこにあります、村にありますよ。だから、これ相当大きな問題です。だから削除すべきだと思いますけれども、何かありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

別に塩害だけじゃなくていろいろやるべきことはお互い取り決めて、村がやるべきこと、ルネサンスがやるべきこと、取り決めていたわけですから。特段、今言われるように問題はないんじゃないかなと私は思っています。区分表で整理してきたものについて、おっしゃるとおりですから、これは担当課長が言っていたように村でやるもんだと、努力すべきだということですから、それをそうじゃないとは、私はどうして言えるかなと思っています。その辺は、だから、我々としては、取りあえず専門家にも話をしてやってきたんで、これを今ここで変えますということにはならないのかなと思っていますけれども。

だから、こういう細かい話はうちの顧問弁護士に会ってみて、おかしいんじゃないかと言っ

てもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

だから、顧問弁護士じゃない。契約してしまうと、法律に優先しますから、顧問弁護士が出てきてもどうしようもないですよ。あなたたち契約していたでしょう。はい、新垣邦男村長、あなたの責任だよ、どうにかしなさいと言われてたらどうしますか。これ、だから法律に基づいてやるときは顧問弁護士、これは法律の契約に基づいて、契約どおりやるのが弁護士の仕事ですよ。だから、契約書に書いてあるからおかしい。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

顧問弁護士が契約書分からないという話じゃないですか。顧問弁護士だって契約書を見て、おかしいところは指摘をするし、直しなさいということ、これまでもあるわけですよ。だから、顧問弁護士が契約書分らないよという話にはならないと思いますよ、これは。

だから、もう今、全然この意見の擦れ違いとか、明確な答えとしてはやりきれないわけですから、これは。だから、もし盛一議員がそんなに疑問だと、おかしいということであれば、一度、お願いですから、もう顧問弁護士に確認しにってください。村長が答えきれないから、もうあんたに行くよと、行っても構わないと思います。その辺はよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

皆さんにお配りしている表がありますよね、この表。前のを配ってあるのかな。手元に来ていますか、このA4の表。何でこれ持ってきた

かと思ったら、体育館を造るときに債務負担行為を提案しましたでしょう。提案するときに、単独事業とPFI事業のどっちが安くなりますかというときで、一番大きいのはこの維持管理なんですよ。維持管理1億5,668万9,000円、これがあつたがためにPFI事業は安いと。けれども、この維持管理、これ維持管理じゃないです、そのまま、塩害、風害は。維持管理と違えますか。じゃ何ですか、村長、教えてください、維持管理以外の何になるか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今回、比嘉盛一議員にお渡しした資料、契約書の写しなんですけれども、修繕等の区分表というのがございますよね。確認させていただきたいと思うんですけれども、実際、風水害、あと塩害等については、基本的には建物の躯体部分、つまり大体外側に影響が出るものでございます。

この区分表の中で確認していただきたいんですけれども、建物及び外構の更新とか修繕とか、また管理等についての区分はどっちがするかという表がございますので、御確認してほしいんですけれども、これは全て貸方側でやるというふうな区分表になっておりますので、あくまでも先ほどの比嘉盛一議員がおっしゃっていた第14条の2については、防止に努めるということは、相手方がその管理、維持修繕するのに協力するという捉え方で、特に問題ないかと思われるので、そういうふうな解釈をしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

一般的に見るとそう見えますか。相手方がやるから協力しますという、これ努めますと、そう思いますか、村長も。おかしいですよ、これ。誰が見ても。あの塩害、風害対策に金使いますよ。努めるんだったら、金使って努めないといけないでしょう。これお金を1円も出しちゃ駄目ですよ。こんな表をつくったんだから、それで決裁もらったんだから。これを書くとね、議会にうそをついたことになりますよ。議会にうそをついて、こんなもん出して、村がやったらこれだけ安くなると言ったのに、何で安くないじゃないですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、担当課長が言ったように、基本的には請負業者がやるということです。それは村も協力してほしいということでの契約内容ということですから、何も村が全部ひっくるめてやるよという話じゃないと思っています。ですから、これはもう議員と私の解釈の違いなのかなと思っていますが、契約ですから、双方それぞれ努力義務があるよという程度のものだろうと私は認識しているんですがね、今、担当課長から説明があったように。ですから、これを書いたからといって、村が丸抱えしますよということにはなっていないと思いますよ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

この条文からすると丸抱えですよ。甲乙協力してやりますという言葉はないですよ。村がやるというふうに書いてあるんです、これに。おかしくないですか。いや、村長、おかしくないですか、この文章。維持管理は先方が全部やり

ますよ、区分表に書いてあるのと条文にあるのと、どちらが優先すると思いますか。これも契約の問題です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

同じ契約書の中で記載されているものなので、整合されていないというものであれば、やはりこちら疑義事項になります。ただし、これは契約書内に両方ともものっているものなので、両方とも、優先という言い方はおかしいと思います、どちらが大事かというのは。ただし、この第14条の前に第13条ですね、本件建物の維持管理及び修繕という条文がございます。こちらには、読み上げますけれども、本件建物維持管理、法令に定める貸主の義務である保守点検を除く、報告、設備の保守、日常点検、清掃、警備等及び軽微な修繕等は甲の責任及び費用負担にて行うものとする。それで、（添付各区分表による）というふうに記載がまずございます。ということで、必ずこの区分表がまずこの第14条の前に、区分表でまずどちらが何をすべきかという文言がありますので、まずこれが先行します、理解の仕方としてはですね。この中でまた追加して、14条で甲のほうは乙のそういった作業についても、塩害とか風水害への防止に努めることとするというふうな、協力してほしいというような文言になっておりますので、これは両方とも大切にすべき文言だと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今、課長が説明したとおり、こういう条文があつて区分表があつたら、条文優先しますよ、当然ですよ、区分表より。これ分かっていながら、これ残した理由が分からない。区分表はあ

ってもいいですよ。何でここは削除しますと言いつつながらも、相手の了解も取ってあったんでしょう、課長。そう言いながらも残している理由が分からん。だから、向こうは何かあったときに村に負担させるためにこれ削除しなかったと勘ぐるのが普通じゃないですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

またこれも同じように平行線になります。絶対これ僕は間違っていると思うんだけど、一応、指摘はしておきます。もうまたこんなすると時間がないから次へいきます。

次は体育館修繕の期間中もリース料を払うことについて。

これも、リース契約というのは、借りているものを使って初めてリース料を払うんであって、これは修繕中もリース料を払うということになっていますよね。これについておかしくないかと、答弁では、不当なことではないということを行っているんですけども、何で不当なものじゃないんですか。リース対象物がなくて、借りていないのに払うんですよ。何で不当じゃないんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今、比嘉盛一議員の御質問だった建物がなくなった場合でもお金を支払わないといけないというお話ですか。なくなった場合ということですか、建物自体がなくなった場合。

○7番（比嘉盛一議員）

修理中ですよ、修理中。

○建設課長（瀬上恒星）

あくまでも修理中であれば、リース期間というのをもともと決めて、定期的に20年間で毎月、毎月それに対して対価を支払います、定額をです。お支払するというような契約書になっておりますので、仮に20年間の間は必ず毎月支払いますよという約束事でこの契約は交わしているものです。この中で特にそういった支障があった場合でも、私どもは支払うべきだというふうに考えております。このあたりも弁護士さんに御相談したところ、その判断で問題ないと。

仮に、これはちょっと確認していただきたいんですけども、契約書の中に、第26条に遅延損害金というのがございます。北中城村が賃料、その他本契約に基づく債務の支払い、相手方に、貸主側のほうに支払いを怠った場合は、またこの支払いに対して損害金等を要求されます。そういう契約書にもなっておりますので、逆にこういった場合、こういった請求が発生する可能性もございますので、私どもは支払うべきかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

全く意味不明な答弁でした。支払いを怠った場合は当然罰せられるのは当たり前ですよ。だから、支払いを怠らないためには、この期間は払いませんということを契約しておけば怠っていませんよ。1回直すのに1か年ぐらいかかったらどうしますか。1か年6,000万ですよ。体育館を使えないのに6,000万払わんといけないという契約ですよ。これ借入契約じゃないんです。借入契約は総額があって、毎月少しずつ払う、対象物関係ない。だから、そうじゃないから、借入契約だったら、それでいいんですけども、これリース契約ですよ。この契約書のどこにあれがあるんですか、総額があって、毎月

幾ら払うなんて、総額ないですよ。毎月幾ら払って、最終的には全額払いますというのが規定がありませんでしょう。だから、そのリース契約の中でこういう規定があること自体おかしいと、そういうことですから。どう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

リース契約で、これは顧問弁護士と相談しても、いや、通常そういう契約だよと言いますよね。当然長期的にだったら、30条にあるように、協議事項でありますよね、30条に。本契約の各項の解釈又はその運用について疑義が生じた場合及び本契約に規定のない事項については、借地借家法、民法、その他の関係法に従い、双方誠意を持って協議の上定めると。何かあった場合は、この協議でやりましょうという話です。だから、それが例えば10日ぐらいで修理が直ると。じゃ10日分払わないよという話はないと思うんですよ、基本的には。だから、何かあった場合は双方で協議しましょうねということ、ちゃんと書いてあるから、そこには問題は私はないと思うんですけれどもね。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

またちぐはぐな答弁ですよ。こう書いてあるからそうなるんじゃないかと、あれを書いてあるから、もう払わんといけないというのは、もう協議云々じゃないですよ。払わんといけない、協議しなくても払わんといけない。これも平行線か。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

逆にですね、盛一議員、こうなった場合、リース契約の中で払わないでいいという規約、あ

るいは民法上とか法律上とかあるんですか、これは。もしそういうのがあれば教えていただきたい。それは体育館の修理期間中払わないでいいという法的な根拠があるのかどうか、我々はないと思っているものだから、弁護士に聞いても。当然この20年の契約するんだったら、リースをやるんだったら、それは当然毎月払わないといかんよと、基本的には。ただ、長期間とかなんとかというんだったら、それは協議事項の上で、双方で相談しましょうということじゃないかなと思うんですが、払わないでいいという根拠が分からんもんですから、私は。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

リース契約で対象物件が使えなくても払わんといけないという法律ありますか。書いていたから、僕はこれを聞いているんですよ。払わなくてもいいという法律がないんじゃないかと、これは多分ないですよ。私は調べていませんけれども、あるかないかは。じゃありますかと、対象物件は手元にないのに払わんといけない。そういう法律あるはずないでしょう。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これはゼロか100かの話じゃないですか、今この契約の中で、基本的には修理期間が1週間だとか、例えば1年になる、2年になるという話になると、協議しましょうよと、それは通らないだろうという話ですよ。だから、普通、契約というのはそういうことでしょう、いろんな契約をして。何かおかしい場合はお互い協議しましょうねと。例えば通常、何らかが起きたりとか、常識以外のことが起きてしまったとかいうんだったら協議しましょうよと。これが契約じゃないですか。当然20年からのリース契約ですから、例えば3日ぐらい使わなかったと、そ

の分も払わないよという話が本当に通るのか。
これでは誰も契約しないですよ。

その辺はしっかり理解していただかないと、
あまりにもゼロか100かという話になると、こ
れはもう契約どころの話じゃなくて、議論の余
地もないんじゃないかと私は思っています。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これも解釈の違い。新垣邦男村長は、相当私
は村民に迷惑を今後かけると思っております。

これ何でね、不当じゃないかと、弁護士に聞
いたら不当じゃないですよ。今、村長がおっし
ゃっているように契約したんだから。契約書に
基づいたことをやるから不当じゃないです。さ
っき言ったように契約書というのは最強の法律
ですから。契約書に入れてしまうと、もうこれ
が成立ですから、ほかの法律を持ってきても不
当じゃない。民法でですね、民法よりこの契約
書がさっき有効と言ったんですけれども、契約
書が有効じゃないのがただ一つだけあります。
著しく公序良俗に反するときは契約書有効じゃ
ないけれども、それ以外は全部契約書有効です
よ。これもそうです。だから、契約書有効です。
これを書いてしまうと、契約書が有効ですよ。
とすると、村民が損させるんじゃないかとい
うことが私の懸念で質問に入れてあります。もう
この件はじゃ終わります。

次、PFI事業の契約書、議決案件ではない
という事を出したんですけれども、前回ですね、
地方自治法を持ち出して、地方自治法分かって
いるでしょうと、課長がおっしゃったんですけ
れども。地方自治法に基づいてやると、これは

議決案件ではないという話をしておりました。
それで、PFI法12条と施行令3条を説明して
くださいと言ったら、これはもうあのときは説
明しませんでした。だから、今回あえてまた説
明させたんだけど、そうしたら、これに今
度は基づいて、国の意見も聞いて、議決案件じ
ゃないということでしたから、もうこれにつ
いては私の解釈違いということで、もうこれは取
下げたいと思います。

次は補助金適正化法違反についてですけれ
ども、今、看板がありますよね。看板を立ててい
ながら貸しておりませんか、アリーナ敷地を貸
しておりませんかというのはおかしいですよ。看
板は撤去されておりません。前回の質問で村長
は、看板を確認して、本当は分かっているはず
だけでも、分からんふりして、看板を確認し
て対処しますとおっしゃっていたんですけれ
ども、何で看板があるんですか、看板。スポー
ツクラブの看板がありますよね、スポーツクラブ
臨時駐車場という看板が。何でこれがあるん
ですか、貸していないのに。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今のアスファルト舗装してある村民体育館及
びスポーツクラブ前の駐車場ですね。こちらは
今、向こうと話をして、供用させていただいて
おります、村民体育館利用者も含めてですね。
やはりイベントごととかある際には、やはり大
変混雑するというお話を伺っております。現在、
私どもがアリーナ建設予定地として土地を買収
させていただいたところの土地につきましては、
まだ、今平地といいますか、何も造られていな
いような状態でございます。

現在、村民体育館利用者も含めて、あそこの
施設の利用者が混乱しないように、それであれ
ば、そういったときは使ってもらっても構わな
いんじゃないかというような判断で利用してい

ただいているところなんですけれども、やはり同じ敷地内で両施設の利用者が利用される場合には大変混雑等があるというふうに向っております、その時間的にもですね。この混乱を避けるために利用していただくのについては、特にこちらとしても問題ないのではないかというふうに判断しております。

先ほど比嘉盛一議員がおっしゃっていた看板につきましては、やはりスポーツクラブの利用者さんもあの駐車場、アスファルト舗装がされている駐車場にとめられない場合は、どういった場所にとめるかというのを店員の方に聞かれるそうです。こういったのもあって、それであれば、村民体育館利用者もあそこのアスファルト舗装部分の駐車場も使わせていただいているので、うちが使っている土地については利用しても構いませんというようなお話でやっているところです。

それで、混乱するのを恐らく避けたいということもございまして、そういった非常用駐車場ですかね、そういった文言だったと思いますけれども、そういった看板を立てられておられます。

この看板につきましては、実際、スポーツクラブ及び体育館用地として、先方のほうに村から貸し出している、これは補助金を使っていない土地、もう実際にお貸ししている分に立てられておられますので、そういった関係では特に問題ないような行為だと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

最初に看板の問題を持ち出したときに、あれにルネサンスの専用駐車場というように見えるから、これに村民体育館を入れてくれというお願いしたんですよ。村長は入れる必要はないと。お互い共用だから、別に入れる必要はないとい

うことで、看板があることを認めました。結局、貸してあることを認めているわけですよ。

その次に質問は、今、財政苦しいんだから、有償にしてくれと言いました。そうすると、今度は調整監が有償は駄目だけれども、無償は問題ないと、じゃ貸していることを認めていますよ。それで、その次に、この看板の話になって、看板撤去させてくれと。あの看板は、お互い共用だからとか、空いているとき使ってくださいの看板じゃないですよ。立っているのは、僕、多分こう言うだろうと思ってね、立っているのはですね、体育館敷地に立っています。体育館敷地に立っているんだけれども、何であっち向いているんですか。あれいったら、体育館敷地越しているから、後ろにとめるのあたり前でしょう。だからこれは絶対にもう貸しておりますよ。貸してはないんだけれども、使っていいですよだったらまだ分かりますよ。契約担当者に、駐車場担当に、とめていいですかといったら、いいですよ、どうぞとめてください、それだったらまだ分かります。それじゃなくて、看板について何で消させないのかと。村長、看板、何で消させないんですか。村長に聞きたい。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

別に貸与しているわけじゃなくて、混雑するから利用してください、看板がないと、利用者は使っていいのか使えないのか分からないですよ。だから、あの看板がおかしいんじゃないかということにはならないんじゃないですか。利用者にとってはありがたい話で、我々としては混雑しないように、なるべく分かりやすいようにということで、お互い協力関係でやっているものです。特にあの看板が問題だとか、あれだったら貸しているよとか、そういうことにはならないと今、担当課長から説明があったわけですから、ぜひ御理解いただかないと、余計混

乱しますよ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今、議員の皆さんみんな笑っていますよ。何で貸しているのを認めていながら、今こんなこと言うのかと、私は思っています、完全に。何で看板撤去させるのに問題ありますか。あのね、今、多分、建設課で作ったか分からんけれども、この手作りの村民体育館駐車場というのがありますよね、手作りね。これが立てられたの最近から、2週間ぐらい前からですかね。立てているんだけど、このルネサンスのでかいきれいな看板が立っていますよ。何で撤去させないんですか。村長、もしかして企業に物を言えないんですか。それを聞きたい。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

別に物を言えないことはないですよ。ただ、両方立っているから、利用者にとっていいんじゃないですか、どう考えても。何も立たないよりは。

○7番（比嘉盛一議員）

貸していることになる。

○村長（新垣邦男）

だから、貸していないと言っているじゃないですか。どうぞ利用してくださいと、今、村として空いている、正式な賃貸していませんよ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ごめん、休憩。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃこれについては、ちゃんと新垣邦男村長の了解を取りましたので、私は内部告発も卑怯なまねもしていませんので、これを写真に撮ってちゃんと送ります、違反じゃないのか調べてくれということで。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いいんですが、どうぞ調べて照会もしてください。それが違反じゃないよといった場合、次の議会で、いや違反じゃなかったですとちゃんと説明して、次の村長に安心感を持たせていただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これやった本人がいないから、もう後ができないから非常に厄介ですよ。私悩んでいますよ、来月からどうするのか。

次、ツルヒヨドリいきます。

ツルヒヨドリ分布状況、前回から相当あるということは村長認識していたんですけども、今の分布状況は、村内あちこち全部あるということで今答弁来ていますよね。見た目で測ることできないです。見た目、何十倍にもなっていますよ、今ツルヒヨドリは、何十倍にも。去年手を打ってれば、北中城村も措置はしたんだけど、こんな広がってしまったと言い訳できるけれども、今、言い訳できませんよ。村長、まず言い訳してください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

別に言い訳はしませんよ。ただ、なかなかこれは難しいんですよ。うちの村だけじゃない

と思います。全県的にこれ非常に今、対応に苦慮していると。金もかかる、労力もかかる。だから、それで1回やったら、これでもう生えてこないというんだったらいいんですが。なかなかそうにはならないもんですから、もうどう対処したらいいかというのは正直いって我々も困っている状況です。ですから、ここに莫大な予算をかけて撤去して全部なくなりましたというならいいのですが、これはもううちだけじゃなくて、全県的な対応をしたほうがいいんじゃないかなと私は考えているんですね。

ですから、ぜひその辺は、どうすればいいかということは、今非常に悩んでいるというのが現状であります。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

何にも悩んでいませんよ。私はやる気がないと思っています。去年の6月に言って、12月に言って、何をしているんだということをやったんだけど、結局、いや何もやっていないわけじゃないよ、やっていますよという村長はおっしゃっていたんですけども、何をやったのかと。じゃ何をやったんですか。何かやっていて、それでもこうなってしまったというのは仕方ないですよ。何もやらんでこうなってしまった、責任ありますよ。ありませんか。何もやっていない。何かやりましたか、村長、教えてください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

盛一議員の御質問にお答えします。

何もやっていないではなくて、先ほども答弁しましたけれども、去年の9月の広報のほうに注意喚起で、こういったものがありますよと、あった場合はそのように措置してくださいということで、広報しておりますので、何もやって

いないということには当たらないと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

去年の広報はですね、私このことを知って、西原町が載っているというので西原町に見に行っただけですよ、西原町の全域を見て、広報担当者のところへ行って、載せてあるのを見てきたんです。これをここに、農林水産課長だったんじゃないかな、話をして、それで農林水産課長が載せたんですよ。結局、生活環境課じゃなかったと思うんです。

だから、それ以外、結局、私がこれ載せたほうがいいよといって載せていた、これ対策ですか。それ以外、対策を言ってください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

比嘉盛一議員がおっしゃる対策というのは、調査とか実際撤去をやるのが対策ということだと思うんですけども、広報等で注意喚起するのも十分対策の一環だと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

あの1回以外に、それ以降にお願いします。12月に私一般質問しましたから、それ以降の。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、今、行政で全部やるというのはなかなか難しいと思うんですね。ですから、もう民間の皆さんに、村民の皆さんに取りあえずお願いするしかないんじゃないかと。これは我々で莫大な予算をかけて全部やるという話にはなかなかならないもんですから、取りあえず、村民の皆さんでできる場所はお願いするということが

しか今やれないんじゃないかなと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

だから、住民にお願いしないといけない、だけど、今まで放ったらかしで何もしていない。村が住民に対して注意喚起していれば分かりますよ。広報も毎月載せて、注意喚起も何もしていない。住民が分かりますか。住民がツルヒヨドリ、最近分かってきたけれども、何で分かってきたかというと新聞に載るからですよ。11月に東村と名護市が対策したのを、村長分かりますか。だから、あれをやってもですね、やってもなくなる。もうそれで困っているわけです。北中城村は、やっても、外から来るからやらない。おかしいと思いますよ。北中城村はやったけれども、ほかから来てしまって、なかなか除去できないと、それだったら格好いいですよ。だけれども、何もしないでね、本当に何もしないで、何かしましたかといったら何もしていない。だから、何もしないで住民も一緒にならないとできませんよ。じゃ住民と一緒に何をしようとしたのかお答えください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ですから、例えば一時的にですね、この部分だけやろうという話はすぐできますよ。ただ、問題は、盛一議員もおっしゃるとおり、全域的な問題じゃないですか、これは、なくさないといけないという話でしょう、基本的には。これを村が全部やるのという話。できますかという、私は今、村で全部はできません。どの地域をやるかと、優先的に。うちが先にしてくれという話になりかねませんよね。

ただ、全体的な問題だから、その部分部分だけじゃなくて、根本的にどうするかということ、をまず対策を講じないといけないと思っていま

す。広報も少ないんじゃないかという御指摘です。それはしっかり広報は広報で啓蒙はしていく必要があるだろうと思っております、ただ、おっしゃったように東村や名護市がやっているんですが、あそこも、もう一時的にやっ、またすぐという話ですから、これはもう私たちごっこですよ。一体これをどうすればいいのかということをや、やはり根本的に考える必要性は当然あるだろうと私は認識をしています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

東村とか大宜味村とか、本部、今帰仁、名護、何でここがあんなに力を入れているかといったらですね、やがて、国頭に国定公園がありますけれども、国頭地区を世界遺産にしようとしているんです。ツルヒヨドリがあつたら駄目なんです。特定外来生物がいたら。マングースも蔓延してしまつたら駄目なんです。だから、これを世界遺産にするために努力しているんですね、向こうは。こっちは世界遺産はないですか、そこにありますよ、中城城跡が。中城城跡に3日ぐらい前に行ったんです。どうなっているのかなと。そうしたら、駐車場のほうにはありますけれども、中には、有料地域にはなかったんです、有料地域の部分はね。それで聞いてみたんです。そうしたら、意識的に取っています。だから、取ってみると、ああいう広いところでもなくすことできるわけです、今のところないんです。じゃ何が心配かといったら、北中城村で蔓延してごらん。綿毛となって、冬に綿毛が出ますから、今、花が咲いています。北風ですよ。これが全部中城城跡に行つてごらん。もう誰が処理しますか、世界遺産の中城城跡はもうツルヒヨドリだらけ。緑が全部なくなりました。その責任もありますよ。北中城村だけでもやると駄目ですよと言っているわけです。中城村よりも北中城村が北側ですから、や

らんといけない。それについて何かありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

中城城跡管理協はしっかりその辺はですね、作業員もいて、恐らく細かく除草も踏まえてやっています。ただ、本村の場合、当然これはやらないといけないという認識はあるんですが、じゃどのぐらいの予算を使ってどこまでやるのかということ是非常に考えないといけないんじゃないかなと思っております。限られた予算で一部だけやるかという話になると、やって、ここはなくなったけれども、ここが出るという話ですから。ただ、根本的に少し解決方法がないかなと、その辺だったら、これに予算を投入して、まだやれるということができないかなと、ということで今考えて調査させていますけれども、ぜひ早めに、一部でもいいからやれということであるならば、予算措置をして検討していきたいと思っておりますが、これは本村だけの問題じゃなくて全県的な問題なんで、他市町村もどういう対応をしているのかを調査しながら進めていこうというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私、言葉だけの言い訳聞きたくないんですけどもね。実際やりながらやらないと。今ね、資源化ヤードがあるでしょう。資源化ヤードのこの塀、ツルヒヨドリ満開していますよ、わかりますか。分かる、分かりながら放っているんですか、あれ。それで、私この前行ったんですよ、資源化ヤードへ。そうしたら、私こんなこと聞いていませんよと、責任者が。ツルヒヨドリが何かも分からん。その壁に今、花が咲いて満開している。それから、資源化ヤードとこの墓造っていますよね、その間の緑地帯、もうほとんど覆っていますよ。もう一つ、役場の敷地

内にありますけれども、御存じですか、知っていたら言ってください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

謙虚にやっているつもりなんですけど、ただ、全体的なものの対応がですね、非常に難しいなというのが正直なところなんです。どこからやればいいのか。先ほど公共の役場のところというのは認識しています。これは職員が除去したりという作業は少しずつやっちはいるんですが、全体的なことになると、じゃどうするかというのが非常に私としては懸念事項なんです。当然、金を投資してここだけやろうということ優先的にやっけていいのかわかなのかということも踏まえて、ちょっと調査を今入れてやろうということですから。全くやらないということじゃなくて、効率的なものはどうしたらいいかということをやっけていきたいと思います。

ただ、これは盛一議員が議会で再三再四御指摘ですから、対応はやっていきたいと思っております。ただ、今明確に、このぐらい予算つけて何日でやりますというのがなかなか言えないもんですから、非常に苦しいところではあります。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

すみません、比嘉盛一議員がほかのところは、名護とかやっているよというお話がありましたけれども、つい最近、琉球新報さん、12月10日、タイムスさんが11月25日に一応新聞に出してあ

ります。この中には、名護市がやったということとは書かれておりません。特に名護のほうの屋我地に関しては自治会のほうでやったということで、除草剤をまいたということで書かれております。

以前に名護市がやったという新聞がありましたけれども、これいつだったかちょっと資料を持っていないので分かりませんが、そのときは名護市の市営公園、山間部にある市営公園の谷沿いであって、それを撤去したという記事が載っていました。それはあくまでも管理する公園敷地内ということで撤去したかと思いません。

基本的には村有地、それから村の施設等であれば、当然、村がやるべきものですね。それから個人用地とか農地等に関しては、本来は地主がやるべきものだと認識していますので、それがそういう農家さんとかからどうしようもないという状況であれば、その辺はまた相談にも乗っていただけるのかなと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私もこれも言い訳にしか聞こえないんですけど、私、農家を回ったんですよ。聞いたらですね、どういう農薬が何倍の希釈でだったら効くとかね、そういうことを研究している人もいます。だけれども、役場の動きが全く見えません。特に担当課長の動き、全く見えません。資源化ヤードはあなたの担当でしょう。そこにいっぱい咲いていますよ、見ましたか。分かりますか。

それからもう一つ、役場のどこにあるかという、環境系の窓を開けてみてください。そこに花が咲いていますよ、木の上まで行って。こちらの階段から見えます。

だから、こういうこともやらないということは、課長も村長も全く意識がないんです。こっちに花が咲いているんですよ。これさえ意識しない。全くやる気がない。どう言われてもしようがないじゃないですか。

それと、こんな状況なのに、答弁書にはですね、何て書いてあった、またあまり時間ないね、すみませんね。この規則のときに、条例のときに、村長覚えているでしょう、条例のときに、条例には入れないけれども、後で規則に入れますと村長も答えた、課長も答えた、だけれども入れていない。今度どうなっているかといったら、現時点では特に規則等は定めておりません、将来に向けて必要事項があれば検討していきます。今まさにその必要なときでしょう。これも入れないから、こんなに増えるんですよ。何もしていないでしょう。何で規則に入れなかったんですか。

入れる約束をした。それから、指定管理者の条例をつくったときも、そのときも質問を私はしました。いや、これもちゃんと規則に入れます。それから、指定管理者の契約書にも入れますと言いながら入れていない。それから、直接話していると言ったけれども、担当者に聞いてきたんですよ、全くツルヒヨドリ分かんですよ。これは議員みんなが分かりますよ、全員で視察へ行ったときに私聞きましたから。それからその後、私また行って、全く聞いておりませんと、何がツルヒヨドリかも分かんよ。だから、その塀にある花が咲いているの、これがそうですよと。それから、目の前にたくさん咲いているもの、これがツルヒヨドリですよと。そして、じゃもうすぐすぐ取り除きますというから、あなたは僕に言われてやるんじゃないで、役場に言われてやってくださいと私言ったんですよ。名幸課長、言った覚えはないんですか、契約書に入れると言った覚えはないんですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

契約書に入れますという答弁は、前も、答弁書にも書いてありますけれども、言った覚えはございません。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

こちらは国会の大臣答弁を求めているんじゃないよ。私全く記憶にございませんって、こんなこと言っちゃ駄目ですよ。読みますか。細かいことまで、この辺、指定管理契約の中に入れていければなと思っています。その辺御理解いただきたいと思います。入れたいなと思っています、その辺御理解くださいということ、入れるということですよ。もしかしたら言葉のこの意味も分かりませんか、課長。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

調整しながら考えていきたいということで答弁をさせていただきます。契約の段階で、特に本当に入れる必要があるかどうかというのが話になりまして、今まであったコウブシとかですね、そういったものの等という形で、ほかの濁した形で、前の規則等もあったんで、そのままやっているところなんです。規則に関しましては、その他必要事項があったら、村長が規則で定めるといって条例になっていますけれども、ツルヒヨドリ1行入れるだけで規則をつくる予定は今のところ考えておりません。ほかの運用の中でいろんなのがあれば、その中で入れていきたいなと思っていますところなんです。まだ運用も始ま

って半年ちょっとですので、その辺も踏まえながら規則等は定めていこうかなと思って、必ず規則を定めなさいということではないと思いますので、その辺も認識お願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ほらね、全然認識していない。この重要性を全く理解していない。何で、前回ですね、条例にコウブシ、カタバミ、その後ろにツルヒヨドリを入れてしまえば、それで終わりだったんですよ、新規だから。別に新たにやるわけではないし。これをお願いしたんだけど、規則に入れますと、村長もそうおっしゃっていた。入れない。それで蔓延した。責任取らされますよ、2人。僕この2人の責任だと思っていますよ。村長、思いませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、責任云々というよりも、認識はしております。ですから、規則に入れてないというのは今調整中、調整して、これだけじゃなくてほかにもあるんじゃないかということで、今、業者さんと調整中ということなんで、それは入れないとは言っていない。調整させてくださいということですから、遅いじゃないかという御指摘ですから、それが必要であれば、早めに整備はしていきたいというふうに思っています。

ですから、確かに今何もやっていないじゃないかと、具体的にですね。アクションを起こしていないじゃないかという御指摘ですから、しっかりその辺は、どういう形でやればいいのかということも踏まえて、対応していきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

もう時間はないんですけれども、じゃこれはもうすぐ入れてください。また入れます、検討しますにしたらいつ入れるか分からんから、次の3月議会までに課長、これ絶対入れてくださいね、約束してください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

条例改正等については議会事項ですので、あと、条例の改正を踏まえて例規審に諮ってオーケーということであれば、その対応はしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひお願いします。

村長、最後の質問、北中城村全村植物公苑づくり条例がありますよね、景観条例。その中で緑についてどう書いてあるか分かりますかね。村長がつくった条例です。緑について。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

意識しているかなということでも今これ聞いたんですけれども、その中にね、緑豊かな自然環境及び文化の香り高い快適な生活環境の形成を図ることを目的とするとちゃんと緑豊かな自然環境と書いてあるんです。それから、建造物による景観づくりが主体ですよ、これね。でも、緑豊かな景観地区としても指定して、斜面緑地帯の眺望や保全もうたっています。それなのに

松を枯らしてしまつたと。僕は責任というのは、枯れた松を切ってくれと言っていないですよ。

松を枯らしたのについて、28本の松があつたのが全部枯れているんです。これについては、私責任感じてもいいと思うんですけれども。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

責任を感じるというのは、松を枯らさないようにしてくださいという意味でしょう、松を枯らすなという意味ですよ、村長の責任として。

○7番（比嘉盛一議員）

何回も議会で取り上げられていますよ。その後も枯れていますよ。

○村長（新垣邦男）

だから、あそこは、急傾斜地なんで、対処のしようがないって答弁したじゃないですか。

○7番（比嘉盛一議員）

あります。

○村長（新垣邦男）

ある、ごめんなさい。

○7番（比嘉盛一議員）

道のそばも枯れた、道のそばも。

○村長（新垣邦男）

いやいや、急傾斜地の対処が。

○7番（比嘉盛一議員）

あの道のそばも枯れた、こんな大きなやつが、島袋の。村長分かると思うんですけれども、渡口へ行くときに見えましたでしょう、この大きいのが。

○議長（名幸利積）

質問と答弁をしてくださいね、会話になっています。

村長。

○村長（新垣邦男）

これを村長が枯らしたという話になると、僕の責任の取り方がないんですよ。私は意識的に枯らしたわけでもないですし、一応、担当課

としては、予算の限りで対応はしているということで報告を受けていますので、あれも枯れた、これも枯れた、村長のせいじゃないかと言われても、あそうですかというわけにはいかんだろうと思っております。ある程度、行政としても補助があるわけですから、松が枯れないような対策は打ってきたつもりです。ただ、完璧にはできなかつたということだけは御理解いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

完璧と言っていないよ。ゼロになったこと自体問題だと言っているんです。

以上、終わります。時間になりました。

○議長（名幸利積）

10分間休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

まず初めに、今回のこの定例議会、新垣村政にとっては最後の議会であります。改めてお疲れさまと、そして感謝も申し上げたい。そして、行政側には、比嘉前副村長の姿がありません。議会においては天久朝誠議員の姿もありません。一抹の寂しさがあるわけであります。改めてお二人には、それぞれの道でまた頑張っていたいただきたいな。特に天久さんには、一生懸命頑張ってもらった同僚、議会の一人として、天久さんには将来のつぼみを咲かせ、こういう思いでエールを送りたいなというふうに思っています。

それでは、質問に入ります。

1番目、新型コロナウイルス第3波対応についてであります。

2番目、村長の4期16年の村政運営と衆議院

議員立候補についてお聞きしたい。

1、冬本番を控えて全国的に新型コロナウイルス感染が急増をしています。県内でも1日の感染者70人以上が確認されています。第3波との指摘もあります。中高年の感染者が増える傾向にあると言われております。季節性インフルエンザとの同時流行も防ぐ必要があります。

質問してまいります。

質問事項の1と2に関連して質問いたします。

①クリスマス、大みそか、初詣など、催物の主催が存在しない中で、多くの人が集まるケースが多い行事について、感染防止対策が徹底されていない場合が想定をされるわけであります。不特定多数の人が密集する場所においては、一人一人が適切な感染対策を徹底しなければならないと考えます。予防策の先手先手の対策を防災無線、広報車等で注意喚起を図りながら、村民の安心・安全を守る必要があります。年末年始の広報活動の取組について伺います。

②コロナ禍における職員体制の課題は様々ありますが、今後の第3波への備えや今後の自然災害への備えとして取り組んでいく必要があります。新型コロナウイルス感染拡大の可能性はまだあります。また、大雨、台風、地震、津波といった自然災害への脅威にもさらされているのであります。今回の新型コロナの影響により、避難所の在り方、運営の仕方、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について、村の計画を伺います。

③避難所として今まで以上のスペースが必要と考えます。災害の規模の避難所が3密にならないように、第2避難所も状況によっては開設する必要があります。住民に対して定員状況やどの避難所への避難が可能か、住民に混乱を招くことのないように情報の伝達が必要と考えます。住民とのコミュニケーションをこれまで以上にどう構築していくかということが大事になります。当局の考えを伺います。

④新型コロナウイルス感染拡大で地方経済は大きく減速をしています。活動、集会の自粛により地域イベントは相次ぎ開催中止となり、ホテル、飲食、観光施設を中心に大幅な減収を余儀なくされています。これらの中止がもたらす地域経済への影響は計り知れない。企業収益が悪化すると、企業が納める法人住民税や法人事業税が減少するとともに、解雇や減給になれば、従業員が納める住民税も減少する。企業収益の悪化は、これらの地方税の税収減につながり、自治体財政への影響が出てくる。自然災害のように復興すべき施設もなく、公共事業によって地域経済を再稼働させるという性質のものでもない。自然災害とはダメージの性格が異なる。地域経済の崩壊を食い止めるそれぞれの施策が求められています。自然災害や感染症の拡大といった非常時こそ、行政の活動が住民の生活や生命を支えます。当局の認識を伺います。

⑤新型コロナウイルスの影響でどう自治体が変わっていくのか、実態の見通しであります。最も心配するのは、職員や議員で感染者が出たり、議会が開けなくなったらどうなるのか、オンラインで行政、議会そのものの対応ができるものかを検討しなければならない。議員は、地方公共団体の長から招集され議会を開いています。招集は議場にされています。議員定数の半数が出席しなければなりません。

新型コロナの感染拡大により庁舎閉鎖という状況に追い込まれるなど、行政サービスを行う体制に支障が出た場合でも、ごみ処理、上下水道など、生活に欠かすことのできない行政サービスを滞ることなく提供する使命があります。感染者が発生したらどうするか、職員の組織体制を見直さざるを得ない状況になったときの対応をじっくり考察すべきと考えます。当局の考えを伺います。

2、新垣邦男村長の村政運営の達成感と衆議院選挙立候補の決意を伺いたいと存じます。

①4期16年にわたり村長として北中城村政を担われ、12月21日をもって退任されるわけですが、16年の村政運営であります。今、走馬灯のように頭の中を駆け巡っていると思います。村民、そして職員の理解と協力に感謝をしなければなりません。リーダーは時には孤独であります。人間集団の中であって、様々な苦勞を重ねて村政を運営する。好機に決断を迫られる。また、人を育てる喜びを経験されたと思います。

県内最大規模のイオンモール沖縄ライカムが全面開業しました。複合商業地区と中部徳洲会病院の医療福祉地区であります。新たなまちづくりが動き出しました。また、村政運営に当たり、村民サービスに直結する施設の整備を進めた上で、最後にこの役場新庁舎の建設であります。示唆、勧め、提言を大切にして、魅力ある責任者としての村政運営でありました。大変お疲れさまであります。改めて感謝を申し上げます。そこで、村政運営の達成感について、万感の思いをお聞きしたいと存じます。

②衆議院選挙であります。融和と前進をモットーに物と心の調和した真に豊かな沖縄を創造し、快適なふるさとづくりに精魂を傾けて県史に誇りある飛躍を試みる天の時と自覚して挑戦であります。沖縄の政治家は、中央から圧力があっても沖縄の政治を正々堂々と主張できる強い政治家でありたいものであります。

総選挙がいつあってもよいように、常在戦場の選挙体制であります。沖縄の誇り、信念、矜持を大切に、気力、知力、体力の三力を充実させて、住民福祉を基本に鳥の目、虫の目、魚の目で選挙区内をくまなく把握をしていただきたい。犬も歩けば棒に当たるであります。声ある声も、声なき声も、十分酌み取って、いよいよ国政への挑戦のときであります。読谷村、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、各支部と連携をしまります。国政新

垣クニオ後援会北中城支部も力と知恵を合わせて未来の沖縄のためにここに一致団結、結集して支援してまいります。新垣邦男村長の衆議院選挙立候補の決意を改めて再確認をしたいと存じます。

以上であります。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、大城律也議員の御質問にお答えします。

まず1点目です。新型コロナウイルス第3波対応についてということで3点ございました。

年末年始の取組方ということですが、年末年始の広報活動の取組には、県から出されております年末年始のコロナ対策について、本村のホームページに掲載しております。村広報1月号にも掲載予定をしております。

また、議員から御指摘があったように、防災無線による注意喚起もぜひ呼びかけていきたいなというふうに思っている状況であります。

特に昨日のニュースでも、GoToトラベルが全国的に中止ということが発表されております。かなり年末年始、危機的な状況になるんじゃないかという心配もしておりますので、しっかり対応をやっていきたいと、やらなきゃいかんだろうなと思っておりますので、2番目と3番目についてはそれぞれ担当課長のほうに取組状況を答弁させたいと思っております。

次に、4点目ですが、これも村内事業者施策ということで、今現在取り組んでいる状況を企画振興課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

5点目です、議員が御指摘のように全体的な集団感染というんですかね、非常に感染が広まっていったらどうするかということなんで、この辺も非常に警戒をしているところであります。

業務継続計画を策定をしておりますので、その辺もしっかり念頭に入れながらやっていきたいと思っております。

詳細については、それぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

2点目、村長の4期16年の村政運営と衆議院選挙立候補ということですが、個人的な話で大変恐縮であります。過分なお言葉をいただいて、大変恐縮をしているところであります。

4期16年、本当に議会議員の皆さん、村民、そして職員の協力があって、何とかこなしてきたかなという思いであります。合併問題に始まり、様々な課題があったなど、振り返ってみるとそういう認識をしておりますが、ただ、やはりこの時代ですから、スピード感を持って取り組まないといけないということだけは肝に銘じながらやってきたつもりですが、ただ、全てを完璧にこなしたということではないだろうという認識はしております。当然、村民の皆さんの御批判も受けながらやってきたつもりですが、ぜひその辺はまた、御批判は批判として受け止めて、これからのまた自分の糧としていきたいなというふうに思っております。

そしてまた、やり残したことも多々ございます。その辺については、次の比嘉村長にしっかり引継ぎをお願いしながら御協力をいただきたいというふうに思っております。そういう意味では、本当に村民の皆様、そして職員、議会議員の皆様には、本当にお世話になったなということで、そういう意味では、何とか務めさせていただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思っております。

2点目の衆議院選挙であります。もう既に後援会が発足をして、動いている状況であります。照屋寛徳衆議院議員が6期17年、しっかり頑張っていたいただいた2区ですから、これをどう収集していくかということが非常に大きな課題だろうということで私は認識をしております。とり

わけ2区は普天間基地、嘉手納基地を抱える基地の被害が多いところでありまして、この2区を取りこぼすようなことがあると、これは沖縄全体の大きな問題になるなという認識は持っておりますので、今、既にもうこの村長の任期が終わると、本格的な総選挙戦に入っていくのかなと思っております。

ただ、この衆議院選挙、いつになるか分かりませんが、しっかり取り組んでいって、8市町村の支部の皆さん、もう既に支部は立ち上がっておりますので、これからしっかり取り組んでいって、寛徳先生が築いたこの議席はしっかり守り抜いていきたいなということを意識しながら、精いっぱい努力をしていきたいと思っております。

簡単な決意ですが、そういうことにしたいと思っております。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

大城律也議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、1番目の新型コロナウイルス第3波対応についてということで、2番、3番、5番についてお答えしたいと思います。

まず、2番目の避難所における新型コロナの対応であります。新型コロナ禍における避難所の開設につきましては、感染予防のための仕切り、体温測定及び消毒液等の準備を行っております。さらに、体調が悪い住民の方については、別室の準備も行っております。

次に、第2避難所の状況の開設についてであります。現在、避難所については小中学校や公民館など、施設として26か所を指定しております。開設に当たりましては、職員がやはり配置しないとイケませんので、配置完了後の開設になることから、その災害状況によりどの施設を開設するかを判断して、防災無線、またマスクなどにより伝達することになります。

次に、5点目の新型コロナウイルスの影響で職員の組織体制の件がありますが、以前より新型インフルエンザ対策のための業務継続計画を策定しております。それを基に、今回、新型コロナ感染対策として、4月に感染状況に応じて各課の業務継続、休止等を見直しを今4段階で行っているところであります。できるだけ行政サービスが維持できるような体制で努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

4番についてお答えします。

村内事業者向けとして、以下の施策を行っております。

飲食店への感染拡大防止用品の配布、中小企業支援金事業、20万円の支援です。それと、地元商品販売促進イベント、キタナカフェをしました。観光コンテンツ開発発信支援、それと地域通貨導入事業、これはプレミアム券です。それと、3密対策による快適な空間創出事業、これは宿泊施設への支援です。あと、テレワーク勤務採用試行への支援などを行っております。

今後も感染状況、経済状況、国や県の方針等を踏まえ、必要な時期に必要な支援を行えるように状況を注視してまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ありがとうございました。

今答弁いただきましたものについては、行政としても万全な運用マニュアル、あると思いますが、これはもう誰が、この役場の職員がですね、いつ何どき、このマニュアルに沿って対応できるように、そのマニュアルも作成をされていけばなというふうに思っております。

それから、このコロナ禍の時代なんですね、アフターコロナ、ウイズコロナであります。コロナに負けない職員のチームワーク、これは最も大事なことだろうと思っています。不安のある職員は、周囲と積極的にシェアしながら、助けていただきたい、解消してあげていただきたい。私たちは、この北中城村行政業務の運命共同体の中にいるわけです、村民ですね。命の絆、地域の絆、暮らしの絆で結ばれています。これも100年以上続いているわけですね、中城村ができた、それから北中城村が分村して、そういうふうになるわけです。人と人のぬくもり、思いやりの心であります。

村民は、行政に助けられる、支えられる、守られるありがたさと感謝をする心を十分知っておりますので、村民のこのコロナ禍の重圧を少しでも解消するため、未曾有の感染症に対する行政活動に改めて心から感謝を申し上げたい、そのように思っております。どうぞ村民を守っていただきたいなというふうに思っております。

もう今日は、新垣村長最後の議会でありますので、再質問ありましたけれども、万感の私の思いも込み上げてきておりましたね、再質問なしで、これで一般質問を終わりたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。午後1時30分再開します。

午前11時54分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（名幸利積）

上間堅治議員と比嘉次雄議員は午後欠席の届がありました。

再開します。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

質問に入る前に一言だけ。新垣村長が村のた

めに16年間、一生懸命御尽力いただきまして、大変お疲れさまでございます。次はぜひ国のため、村民のために衆議院に当選されて、さらに御尽力いただきたいと思っております。頑張ってください。

では、質問に入りたいと思っております。

通告に従い、一般質問をいたします。

前回の9月議会が村長への質疑は最後と考え、欲張って7点ほど質問を考えました。しかし、2点を残し最後まで質問ができませんでした。今回の12月議会が村長との最後の議論になりますので、今回も7点ほど取り上げましたが、確認だけの質問に拘泥し、何とか最後までやり遂げたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1点、あやかりの杜の駐車場の拡張の件ですが、1、あやかりの杜の図書館については、村内外の方たちから高く評価を受けておりますが、駐車場が狭いということでイベント事業等が若干企画しにくい欠点を持っています。10年の時間をかけて取り上げておりますが、現在の状況はどうなっているか御説明を求めたいと思っております。

2、国との補助申請もうまくはかどらず、結局別な手法で予算を確保するとのことではあったが、その前に地主との問題があり、地主との交渉が難航すると考えていました。幸いに2か所の地主が村に譲ってもよいとの理解を示してもらいました。しかし、どういうわけかもう一か所に問題があることで、地主との交渉が進んでいないとのこと。その後、時間も経過したが、地主との話合いを持ったかどうか。

3、県と国にも補助申請をしたが、うまく運ばず、一括交付金で資金を確保したいとのことであったが、そのほうはどうなったか問う。

4、村長が勇退することになったが、今後はどうなるか問う。

2点目、ハワイとの交流について。

1、比嘉太郎さんの後援会長に就任し、シンポジウムも開催されたので、今度こそ本格的なハワイとの交流が始まると考えていましたが、その実現はあるかどうか。

2、戦前戦後において、ハワイの移民が圧倒的に中城村、北中城村からが多かったとのこと。南米との交流も大事ではあるが、南米よりも何かと近いということで、便利でもありますので、そこもぜひ検討いただきたいなと思っていました。4,000人以上の移民があるので、ハワイとの交流は不可欠だと思いますが、どうか。

3、比嘉太郎さんのシンポジウムにおいて、積極的に話を進めていければ、幾らでもノウハウがあり、関係先も結構あると思ったが、村長はどう感じたか。

3点目、コミュニティバスの実現は。

1、村民のコミュニティバスがいつの間にか観光バスの実証実験に変わってしまった。買物難民のためのコミュニティバス等を考える必要はないか。

2、あやかりの杜の2台のバスを活用することにより、本来の村民のためのコミュニティバスが実現できると考えるが、いかがですか。

3、念のためにあやかりの杜の理事長にその点を話してみたが、特に反対はなかった。逆に、さらにあやかりの杜へのお客様は多くなるのか。

4点目、プロポーザル方式とは。

1、村長の4期目は、これまでと違い、建設関係等の事業はプロポーザル方式により企業が決まるようになった。プロポーザル方式の利点や欠点の説明を求めたいと思います。

2、競争は経費が安価になるケースがほとんどだと思うが、プロポーザル方式は逆に高くなる傾向にあるが、その考え方は間違いか。

3、プロポーザル方式の本庁舎は、村内の業者は1社も恩恵に浴していないと承知でしょうか。

5点目、高架橋について。

1、高架橋建設は費用対効果から考えると、やはり無理ではないかと考えます。後継者にも、その事業継続を望むか。

2、既に設計料として1,000万円強の支出があるが、もし中止になったら責任の所在はどこにあるか。

6点目、アリーナ建設。

最終的には裁判も考えているとのことだったが、その考え方は今も変わらないか。

2、既に支出が4億円弱あるとのことだが、計画が中止になった場合は責任問題が発生すると思うが、それはどこにあるか。その所在を問う。

7点目、平和を守る会。

1、平和を守る会は、とりわけ新垣村長になってから活動が若干鈍くなっているように感じるのは私一人でしょうか。それは、常々発言の中に、今は保守や革新の時代ではないとあるが、それと関係があるのか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、あやかりの杜の駐車場の拡張ということですが、これまで長くその問題に関して御質問いただきましたが、あやかりの杜の駐車場については、駐車スペースが少ないことは、私でも理解をしております、承知しておりますが、ただ、図書館の利用者については、あやかりの杜発着の巡回バスや観光周遊バスぐすくめぐりんについてもあやかりの杜を巡回コースに組み込むなどして、確かに十分ではないかもしれませんが、住民の利便性を図るよう努力をしてきたつもりであります。

2点目の地主との話合い、交渉ですが、令和2年3月議会以降、地主との話合いは今現在持

っております。

3点目です。一括交付金の資金を確保したいと、できたらそうしたいなということなんです。ただ、一括交付金にも期限がございます。まずは地主の交渉が成立しないと、なかなかそういうこともできんということ、今後何らかの方策を考えなきゃいけないのかなと思っております。

私が勇退して今後どうなるかということですが、これはぜひ時期村長にも引き継いでお願いをしていきたいというふうに思っております。

2点目、ハワイとの交流ですが、この話はもう以前からあって、私もハワイの関係者にもお願いをしているところであります。ぜひこれは、今後も、次期村長にもぜひ御尽力いただけたらなと思っております。

ただ、今現在、ハワイの北中城村人会がなかなか組織的にまとまりがないということで、もうしばらく時間をくれということです。私としても必要なことじゃないかなというふうな認識を持っております。

3点目、コミュニティバスの実現ですが、詳細については後ほど企画振興課長のほうに答弁させたいと思いますが、1のコミュニティバスがいつの間にか観光バスの実証実験に変わったということですが、そういうことではなくて、コミュニティバスが観光バスに変わったということではなくて、手法が変わったと。まずコミュニティバスをやりたいんですけど、運転手の問題とか資金の問題、いろいろあったんで、それを観光バス、有償バスにして、村民も乗れるような形で実証実験をやっていききたいという経緯であります。

詳細については、後ほど企画振興課長のほうに答弁させたいと思います。

4点目です。プロポーザル方式についてですが、これは村が発注する業務、委託工事につきましては、そのほとんどが指名競争入札方式、

もしくはプロポーザルを介さない随意契約で実施をしているところであります。単独議案として議会に諮った契約についても、そのほとんどが同様であります。ですから、プロポーザル方式というのはそんなにはないですね。

あと、その詳細については、後ほどまたそれぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思いますが、3の本庁舎、村内の建設業者は1社も恩恵を受けていないということですが、そうではなくて、設計とか、何社か入っているんですね。ただ、今忙しくてなかなかできないということがあって、これは大和リースさん、民間からの発注になりますから、大和リースさんをお願いをして、ぜひ村内事業者も組み込んでくれというお願いはずっとしてきております。

5点目、高架橋についてですが、費用対効果からは無理と思うが、どうかということですが、これはアワセ地区の整備計画に沿ったものでありまして、調査した通過交通量や横断者数からも、ぜひ必要だと、私は今だに考えております。徳洲会さんも、イオンさんも、ぜひそれは実現してもらいたいということでぜひ自分たちも協力したいということは常々言っております。ただ、国との交渉事項になると思っておりますから、今現在、防衛省にもお願いしているところですが、まだ明確なお返事をいただいておりますので、ぜひこれは継続事業を望みたいなと思っております。

2の設計料として1,000万円の支出があるが、もし中止になったらということですが、この事業について検討するために、いろんな事業については、準備段階として、調査、その必要最低限の費用はどうしても必要だろうと思っております。ですから、これは議会にも承認をいただいた上で執り行っているということです。ただ、これは継続して頑張ってください、私としてもバックアップしていきたいなと思っております。ですから、この件については、ぜひ今後も継続し

て、事業としては成立をさせていただきたいなというのが強い思いであります。

6点目、アリーナ建設についてです。

最終的には裁判も考えていると、変わらないかということですが、前回、法的措置ということでご説明いたしましたが、裁判ではなくて、あくまでも土地収用法に基づく用地取得という方法を考えております。やむを得ない場合は、そういう判断もせざるを得ないのかなということで考えているところであります。

2の4億円弱の支出があるが、中止になったら責任問題が発生しないかということですが、このアリーナ建設、現在計画は全くやらないという判断はしておりません、用地交渉をしてですね。ただ、沖縄市にアリーナができたんで、同じようなものやってもいいのかという課題はあります。ただ、形を変えてやれるのかどうなのかという検討は今後必要だろうなと思っております。

これは国との交渉事項にもなってくるんで、今ここで、はい、やめますということは考えておりません。ですから、これは少し時間をかける必要があるのかなとは思っています。まずは地主の御理解をいただいて、これが解決したら次の段階にいく、そういうことだろうと思っております。

7点目、平和を守る村民の会ですが、私が村長になってから若干鈍くなっているんじゃないかということですが、確かに当初は民間で平和を守る村民の会をしっかりとやっていて、行政はサポートということだったんですが、なかなかその事務局体制もやられないということで、今、総務課でやっていますけれども、どうしても行政が主導的になると、積極的な運動というのはなかなか難しいなということを思っています。

ただ、例年の事業自体はしっかり取り組んでおりますんで、今後もぜひ継続をして、これだけはやっていただきたいなという思いでありま

す。

ただ、保守、革新とか言っているんですが、それとは全く関係ないことだろうと思ってます。これは村民全員が主体的に動こうという趣旨であります。平和を守る村民の会は、発足当時は各市町村でやっていましたが、今現在、本村だけあります。ですから、大事なそれは運動体として、ぜひ村民の皆さんにも、再度意識をうながしながら、平和運動の一環として継続していけたらいいなというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

コミュニティバスについてお答えします。

1番目です。観光周遊バス実証実験は、一括交付金を財源としているため、当初より観光客を主たるターゲットですと国に説明して実施しています。しかし、運行ルート上の公共交通空白地域にお住いの住民の方々にも広く利用いただいているところです。

本事業の今後の展開については、令和3年度までの実証実験の結果を踏まえ、検討いたします。

2番目ですね、本事業の計画当初、あやかりの杜の巡回バスの活用についても検討を行いました。当該バス、あやかりの巡回バスですね、3つのルートで村内を網羅している利点もありますが、便数が少ないことや大型商業施設、イオンモールを経由しないなどの課題があり、検討の結果、直接的な活用は行っておりません。

一方で、あやかりの杜については、今回の実証実験において、村の公共交通会議に参加いただき、バス停を設置させていただいております。あやかりの杜を起点とした乗換えが可能なことから、現時点で可能な範囲での連携を行っているものと考えています。

3つ目です。さきの質問でお答えしたとおり、現時点で可能な連携は行われております。本実験が開始されてから、周遊バスを使ってあやかりの杜で乗り降りされる利用者は、令和2年10月時点で505人となっております。あやかりの杜の利用者増に寄与していると考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私からは、4番のプロポーザル方式の1番と2番についてお答えしたいと思います。

まず、このプロポーザル方式につきましては、主に業務委託先や建築物の設計書を選定する際に、複数の業者さんに対して、こちらが望む目的物の企画を提案していただくというやり方を取ります。また、その提案されたものの中から優れた提案をまた選択して、この方と契約していくというやり方がプロポーザル方式、これは事業提案方式とも言われております。

こういった内容ですので、専門性を要する調査業務とかの場合につきましては、単に価格の安さだけで選定したのでは、こちらがもともと期待していた内容でないような、そこまで求められないような内容で提案されてくる安い業者さんとかもいらっしゃるんで、これはこちらの望むところでもないものですから、こういった金額と、あとはこの契約の、こちらが提案してほしいような内容に沿った提案ではないような場合もございますので、こういったところがちょっと、業者さんが期待するような結果、実際契約できなかったというような状況が発生する場合がございます。

また、2番の競争による経費が安価になるケースがほとんどで、プロポーザル方式は逆にあり、高くなる傾向にあるのではないかとということでございますけれども、もともとプロポーザル方式といいますが行き過ぎた低価格での競

争入札、これは安ければ安いほどよいなどとした品質保証、もともとこの成果品に対する品質保証の担保がちゃんとできるものかどうかというような懸念とか、あと、下請さんや労働者などへの報酬の不払いですね、この可能性などもございますので、こういったことを予防するためにも考えられた方式でもございます。

そのため議員のこの考えは間違いかどうかというのは、完全に間違いではないんですけども、断言することは難しいというふうにお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

あやかりの杜について質問をいたします。

あやかりの杜は、私も10年議員をやっていますけれども、あやかりの杜についてはしぶとく何回か質問させてもらっていますけれども、村外からのお客様の意見も聞いていますと、やはりあやかりの杜の図書館というのはすばらしいと、沖縄で一番じゃないかというお褒めをいただく一方、ちょっとその多目的ホールを活用してお客さんが満杯になったときには、駐車場に少し難点があるなど。そういうことで、その点を中心にして質問をしてみましたけれども、2点ほど問題がありました。

1点目は資金の確保、当初、一括交付金でやろうと。しかし、時間と、これでは難しいということで、国・県にもお願いしましたけれども、これが今まだ実現できないということで。それからもう一点は土地の問題がありました。これ当初、2か所でいいというふうに考えていました、その後、たまたま私の地域の地主さんが2か所あって、売ってもいい、さらに貸してもいいということ返事をいただいて、これは副村長にも会ってもらって、もし資金が調達できたら、我々に言ってもらえますかという交渉もし

てもらいました。やはりオーケーでということ
で、副村長からもその答えをもらいました。

ところが、思わぬ、前回かな、もう一か所の
地主がそれも少し関わらないと、その土地2か
所譲ってもらっても問題があるということで、
そこの話合いも副村長は持たれたようだけれ
ども、意外と難航していたのか分かりませ
んけれども、まとまらなかったということです。

今回、副村長がいらっしゃらないんで、担当
課長に聞きたいんですけども、その後の交渉
はあったかどうか聞いておりますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問にお答えします。

たしか今年の3月議会の定例会でも同様の一
般質問が出ていたんですけども、その3月以
降、地主との面会、相談等は行っておりませ
ん。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

多分、前回もその質問をさせてもらったのは、
やはりそういうことが気になっていたんで、こ
れ大事な問題、交渉次第では早くもいく、ある
いはまた我々が少し消極的になったら遅くなる
んじゃないかと思えますんで、ぜひ早めに交渉
していただいて、実現するように期待しており
ます。

あやかりの杜について、終わりたいと思いま
す。

次、ハワイとの交流について、これも私も元
は旅行社だったということもあって、ハワイに
は非常に関心があります。また、時々行かせて
もらって、やはりハワイとウチナーというのは
非常に関係が深いなと思って、何とかハワイと
のいわゆる交流を持ちたいということで、去年、
今年かな、比嘉太郎さんのシンポジウムに参加

させてもらって、やる気になれば意外とルート
はあるなど。僕もハワイ協会ぐらいしかないと
かなと思ったけれども、あのときに感じたのは、
一生懸命やっていけば、向こうとのつながりも
簡単とは言いませんけれども、可能性が十分あ
ると思っていました。そのとき村長にも答弁も
求めましたけれども、もう一度、ハワイの交流
について御説明いただけますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほども答弁したんですが、ぜひハワイとの
交流は、本村の移民が多いので、ぜひ南米同様
やったほうがいいなという思いを強くしており
ます。ただ、いろいろお話を聞くと、中城村人
会は非常に活発らしいんですが、北中城村人会
の皆さんが高齢も伴って、なかなか中心に動
ける人が今いませんよと言われて、少し時間を
かけながらやったほうがいいのかなどは思っ
ております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

例えば比嘉太郎さんや、あと、比嘉武次郎
さんにも私はお会いしまして、このままいくと、
何となく村との交流が途切れてしまうんじや
ないかという、前行って、本人から聞きまして、
できるだけ早めにこの交流を持つ機会をつくり
たいと考えておりました。

今回も村長も任期が21日までですんで、次は
提案して、次の村長にでも実現を求める質問を
していきたいと思えます。

次、3つ目のコミュニティバスの実現につ
いてですが、私も当初は村民から、買物難民が大
分出て非常に困っているんで、何とかこれを実
現できないかなという質問を受けました。ふと
考えたときに、あのときの時点では、これは厳
しいのかなと思っていただけども、幸いに一括

交付金が出たということで、この一括交付金で何とかこの実証実験でもして実現に向けられないものかと思っていましたけれども。令和3年で実証実験が終わって、そのもう一度、検討するようですけども、見通しとしてはどうですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

今年度まで無料の実験をして、次年度、有料の実験をしますんで、双方の実験が終わらないと、見通しはちょっと分からないです。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、あやかりの杜には2台バスがあって、そのバスをよく見ていると、あまりお客さんが乗っていないような感じがする。あるいはまた中には多く乗っている場合もありますけれども、何か少ないような気がするもんだから、これにあと1台加えて、何とか買物難民を救える方法がないかなと、一応念のために、越権行為かも分かりませんが、向こうの理事長にも話してみました。こういったことが計画されたら、皆さん方不都合ありますかと聞いたら、特に問題はないと言っておりましたけれども。こういう手法は、課長どうですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

理事長という方がどの方が、どうやってお話しされたのか分からないんですけども、私もこの事業をやる前にあやかりの杜の館長さんのところへ、一緒にできないか聞きに行ったんですけども、あやかりのバスはもうルートも決まっています、例えばそこにイオンモールなどを組み込んだ場合に、運転士さんの休憩時間も取れないであるとかという課題があったんで、

じゃ別々にという経緯になっております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この可能性はどうですか。

そういう意味で、こういったことを検討してみたいということであるとすれば、可能性はどうですか、厳しいですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

取りあえずもう現時点では、内閣府のほうに今年度まで無料の実験をやって、次年度有料の実験をやるということで採択をいただいているわけですから、一旦はそれをやりきって、報告して、その結果を踏まえてが次の段階というふうに考えています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今回はこういった質問で終わりたいと思いますけれども、またこれも新たな次期村長にも問うていきたいと思えます。

4つ目です。プロポーザル方式とはということで質問いたしましたけれども、なぜ質問したかということ、村長も御存じのとおり、例の認可保育園の件で、認可して資金も確保した、そして次は土地を確保した、それから業者を決めたということの中の流れで、結局、認可を決めたけれども、実は資金が調達できていないんで、辞退すると。次の年は、今度、土地は確保したけれども、逆にいわゆる建設業者が見つからないということで、このときもいわゆる認可を辞退した。3年目に初めて両方がうまくかなって、今現在建設中ですけども、やはりその間に、じゃどこにも迷惑かからなかったかということ、やはりこの園児の皆さん方を待たせたということで、1回目の迷惑は本土系の認可保育園が急

遽できて、それで助かったと思いますけれども、2回目はその対応ができないということで、90名の園児に迷惑がかかったんじゃないかなと思っていて、気になって、この方式はプロポーザル方式を取っていたのかなと。また、僕のこれ勘違いかもしれないですけども、プロポーザル方式はややもすれば1者に決めておいてというふうなことで、少し疑問を感じながら、プロポーザル方式を考えていましたけれども。今、聞いていると、そうでもないようですね、課長。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時01分 休憩

午後 2時03分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

プロポーザル方式で業者さんをまず募集する際には、恐らくこちらが要求する内容をまず開示して、私たちが提示する内容に沿った提案ができる業者さんは手を挙げてくださいというような流れでやります。今、議員がおっしゃっているのは、たまたま手を挙げた会社が1者だけだったという1件にすぎないんですけども、ただ、この手を挙げた1者さんが提案の内容をまずこちらが出した条件に合っているかを確認します、書類上不備がないか。それで不備がある場合には、やはりそのときは失格として、また再募集とかそういったものをかけるようにして、できるだけ多数の方々が参加できるような機会を設けるような、そういったやり方になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

そこにちょっと、その保育園にこだわります

けれども、1者しか来なかった理由の中に、例えばこの場所はもう指定されていたんですか、アワセ地区に。若干あれば土地取得するには結構高いですよ、向こうの土地は。だから、高いから、いわゆる1者しかこれなかったのかなということですけども、それはどう考えますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

今おっしゃっているのは、先ほどありました、現在、ライカム地区に建築している認可保育園の件だと思われるんですけども、当初の公募に際しましては、条件といたしましては、県内の社会福祉法人という条件をつけておりました。あと、建設場所につきましては、特に指定はしておりませんでした。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

1回目募集したときに1者しか来なかった。やはり資金が確保できなかったということになっていまして、いわゆる遠慮されたということになっていまして、それはいわゆる採用しにくい条件になっていませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

今回の温和会の選定につきましては、おっしゃるとおり1回目につきましては、1回選定はされたんですけども、決して資金繰りがどうこうということではなくて、予定していた土地の

取得がどうしても遅れるということで辞退がありました。それで、2回目の公募を行いましたところ、また同じように社会福祉法人温和会の1事業者のみの応募で、そこを選定させてもらって、現在そこが進行しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

建設課長からも説明あったんで、やはり内容がすばらしい、それを中心にして、このプロポーザル方式は決めていくんだと。それも1者じゃなく二、三者を上げて決めていくということですので、それから今、若干反しているのかなと思って質問をしました。

次にいきます。

高架橋について、これもしぶとく何度か質問させてもらいましたけれども、多分、村長がそれ行けどんどのときに、徳洲会でも必ずやりますよと言っておりませんか。高架橋をここはぜひ造るという話もしたんじゃないかなと思います。というのも、私も最近は徳洲会にお世話になっているものですから、先生方ともお友達になるんで、これはいつできるんですかと。それで、先生、私は先生方も大好き、看護師さんも大好きだけれども、これはできませんよと言ったりしていますけれども、やはり前もありましたけれども、ないよりかあったほうがいいという考えでは、あるいはこれもまた行政の一番大事な理念だと思うけれども、少ない経費で最大の効果をもたらす、あれはさらに、例えば塩害でね、非常に傷みも速いということなんで、今後費用もかかると。そういったことからすると、高架橋については、私は見送ったほうがいいんじゃないかと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員が皆さんにですね、これは無理だよと、まずおっしゃらないでいただきたいなと。これはまだ計画途中ですから。これはアワセゴルフ場全体の構想の中でできているんですね。当然、その避難場所も踏まえて、徳洲会病院とイオンモール、それは障害を持った皆さんもすぐに行けるような形、そしてアリーナと高架橋でつないで出入りができるようにと、駐車もやりやすいようにという当初からの計画であります。

ただ、そこは県道ですから、県にまずお願いをしました。県の優先順位としては低いよと、あそこは。ならば、村でやっていいかと、村ができるならやりなさいよと。ただ、村としては、国に今お願いしているのは、社会資本整備の補助を使ってやろうと。7割あれば、3者で1,000万、1,000万、1,000万でやれるんじゃないかという考えなんですね。それをお話ししたら、徳洲会もイオンモールも、それはぜひやってほしいということです。これは国との交渉で、社会資本整備の事業の中で、これは本来、県がやるんですが、それをその分を村に回してもらえないかと国交省とも交渉をやってきました。防衛とも今やっています。軍用地跡地ですから、その辺ぜひ面倒を見てもらいたいということでやっているんですが、このコロナの対策とかいろいろあって、今なかなか難しいですということなんです。ぜひ中止ということじゃなくて、ぜひこれはここまでやってきているんで、その辺は国も分かっているんで、ぜひ継続交渉でやっていただけたら非常にありがたいなと思っています。

ですから、徳洲会病院は、入り口のほうはできているんですよ、あとつなぐだけということです。特に徳洲会病院の皆さんに関しては、先生方も全て、ぜひそれは欲しいなということ当初からおっしゃっていた。ですから、もう何

度も言うんですが、途中から取ってつけたようなものではなくて、全体的な整備の計画の中で考えられてきているということですので、補助がもらえるような交渉も次期村長にはぜひお願いしていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

さっきの話は、お医者さんとも冗談を言いながら話合いをしたんですけれども、じゃまた村長のフォローにもなったのかなと思ったんですよ、いずれできないんじゃないかなと、前もって言ったほうがいいのかなと思って、多少冗談でやり取りしていますけれども。

それからですね、中止ということを考えていらっしゃるんで、これ質問していいのか分かりませんが、この1,000万強のいわゆる費用が出ているけれども、もし中止になった場合には、この費用を誰が責任持つかということで、いわゆるそれは何とかこの計画の許される範囲内ということで答弁書を書いてきていますけれども、それはもう少しどういったことが説明してもらえますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この意味合いについてということで申し上げますと、先ほど村長からもありましたとおり、今回のこの設計料といいますのは、どういったものが必要かということを検討するために最低限必要な費用として議会に計上して承認をいただいた費用でございます。これが誰が責任を取るかといいますと、この今、議会の議場に同席されている皆さん方がそれぞれやはり責任ある立場で御参加いただいていますので、そういった考え方になるかと思われま。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

6つ目のアリーナ建設について、これも大分、僕も質問させてもらった中で、いよいよ、いわゆる追いつめられる、あるいは何とか時間が迫ってくるという中で、村長が最後は、僕の言葉の使い方が間違っていたようではございますけれども、土地収用法に基づく用地取得を活用して土地を確保したいということですが、もう時間もないんで、その点については、次の村長に委ねますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

やはり継続事業として私は考えておりますので、丁寧に御説明しながら、ぜひそういうことで検討していただきたいというふうに思っております。これは継続して地主との交渉があるんですが、もうここは都市計画決定をされていて、公共用地ということの認定ですから、それをまた外すとなると、また一から、ゼロからやって、県に申請をして、じゃ外す理由は何なんだ、当初の計画は何だったんだと、必ず言われます。ですから、その辺は慎重にやっていただいて、ぜひ例えばこの土地収用法で収用したとしても、その建物については考え直してもいいのかなと私は思っております。

ですから、ただ、この当初計画がしっかりあったの計画なんで、地主さんがなかなかオーケーしないとなるともうそれしかないのかなと、最終的にはですね、思っています。地主さんも、そこは、公共が買いますよということに同意していただいたんで、ただ、それを仮にやっても、ここへ来て金額が合わないという話になると、この計画、全部、ほかの皆さんはもうこれで承認して買ってもらっているんで、なかなかこれは厳しいんじゃないかなと思っております、地主さんに対してもですね。ですから、勝手に使えないし、売ることもできないとなると、だん

だん不利益というんですかね、大きくなっていくんじゃないかなという心配もしています。

地主さんには丁寧に最後まで御理解いただくような形でやりたいなと思っています。ただ、地主さんも交渉をやりたくないということで少し遠ざかっていますが、私に対するそういうこともあったかもしれません。次期村長にはまた態度が軟化する可能性あるんで、その辺は継続して検討していただきたいというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

実際、今、村民体育館ができて、あのあたりを見てみますと、やはり体育館ができたことによって、またいろんな問題が出てきた。その中で、あの駐車場が狭い、物理的に非常に厳しい状況に見える。そこにまたアリーナが建つということは、非常に実現性としては厳しいんじゃないかなと思うけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、駐車場に関しては、前から言っております。これはもう完璧に何千台もそろえるという環境ではございません。当然イオンモールとの提携をしながら、ですから、高架橋を使ったらもっと利便性があるんじゃないかというような考え方でございます。だから、全く駐車場を課題にしてやめるという話はなかなか難しいんじゃないかなと私は思っています。それはそれなりに、駐車の問題はまた別問題として考えなきゃいけないんじゃないかということと、もう一点は、これまでやってきた事業をやめるとなると、かなりリスクが高いんじゃないかなということで、ちょっと心配はしております。

ただ、この辺はしっかり検討していただいて、どういう御判断されるか分かりませんが、その

辺は慎重な判断が恐らく求められるのかなというふうに、今の私はそういう認識を持っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

また、皆さん方も御承知のとおり、もう一つ、また不都合な条件が出てきた。これは、沖縄市にあの大きなアリーナができて、やはり競争どころではない。もうあっちが圧倒的に大きいアリーナなので、我々がこの北中城村の3,500人ぐらいのアリーナで本当に太刀打ちできるかなという心配もあるんです。当然、村長もその点では心配されていると思うんですけれども。どこかで結論を出すべきじゃないかなと思います。多分、村長も今、悩んでいるんじゃないですか、進めるか、退くかというか、そういう意味では、悩みながらなんとか続けていこうという、あるいは実行していこうという考えではないかと思っておりますけれども、それはどうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

確かに沖縄市がもう先行して1万人規模のアリーナを完成させようとしているわけですから、同じような施設というのはなかなか難しいだろうと。ただ、話は我々のほうが先だったんですね、北中城村のほうが。中部にないからということで、コンベンションとも連携してやりましょうということでやっていたんですが、あそこはもうぱつぱつとやっているものですから、同じようなものを造ってもしようがないなという認識はあります。ただ、じゃどう変えていくかということ。

ただ、これをゼロにするとなると、なかなか厳しいんじゃないかなと、国との関係上ですね。私はそういう認識を持っています。これを今後どういう有効利用、仮に土地がオーケーになっ

た場合、どういう有効利用をするのか。補助金の中でやれるのかどうなのかということも検討してやっていけたら、私はいいんじゃないかなと思っています。

ですから、一旦この補助決定されて土地購入をして、はい、そこでやりませんという話になると、かなりまた大きいリスクを抱えるのかなと思っていますので、その辺はしっかり情報交換をしながら慎重に進められたらいいのかなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

平和を守る会について、7番目の質問に移りたいと思います。

この件については、以前も質問をしました。これは多分、沖縄県で行政と民間、協働してこの平和団体をつくっているのは北中城村だけじゃないかなと私は思っております。その平和団体が、先輩方がつくられて、そしてどんどんいい形で活動が展開されていたけれども、最近また、いわゆる辺野古の問題とか、いろいろ出てきているので、またこの平和を守る会の出番が多々あるんじゃないかなと、そのようにずっと思っていました。

しかし、平和を守る会の予算もあまり変わらない。イベントも大体同じということになると、少しこれは停滞しているのかなという危惧をしていました。ただ、最後にですね、村長、今度、社民党に入党されますよね。社民党に入党されて、いわゆる衆議院活動をされるというのであれば、またより一層、この平和を守る会の個人としても、あるいは衆議院としても、頑張れたらいいなと期待もしているし、さきの冒頭の挨拶をここでしようと思ったんです。村長、ぜひ当選してもらってね、この平和を守る会をまたにぎやかにしてくれと、先ほど冒頭で、こっちで言うつもりだけれども、大城律也さんが怖い

もんだから、先にやれと言われたんで、やりましたけれども。いずれにしましても、ぜひ村長には、この平和を守る会については関心をさらに持っていただいて、活発にしていきたい。ちょっと感想だけ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

平和を守る村民の会は、結成当初から私もお手伝いさせてもらっています、職員時代からですね。ですから、大変、本村だけ残っていると、もう三十四、五年になるので、大事な会だろうというふうに認識は持っております。

ただ、社民党とか衆議院とはあまり関係ないんですが、個人的にはしっかり応援していきたいなというふうに思っております。

○10番（比嘉義弘議員）

終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

一般質問を始める前に、新垣村長には4期16年という長い年月、いろんな御苦労もあったと思いますけれども、村民のために御尽力を賜り、本当に感謝を申し上げます。

それでは、私の一般質問を3点ほど伺います。

1点目は、自衛官募集について、2点目は、アンテナショップ「しおさい市場」の指定管理業務について、3点目にアリーナ建設についてです。

それでは、1点目の自衛官募集について伺います。

本村は、これまで平和で豊かな田園文化村を希求し、歴代村政は平和憲法を遵守し、平和を基本に行政を進めてきました。そして、歴代村政は、自衛隊沖縄地方協力本部による自衛官募集案内を本村の広報北中城への掲載は一度もしてこなかった歴史があります。私は、村が自ら

自衛官等の募集業務することに反対です。青年を戦場などへ送る自衛官等募集業務をする行為は許されません。

しかし、今年の北中城広報10月号に自衛官等募集が掲載されています。新垣邦男村長の任期満了を目前にして、自衛官等の募集を掲載し、村民に周知するのはなぜですか。それらの理由を端的に答弁をお願いします。

1、村広報に自衛官募集を促すのは、どのような考えによるものですか、御説明をお願いします。

2、自衛官募集業務について、北中城村広報に掲載することを庁議で議論はされたのですか。

3、日本国憲法第9条第1項で「戦争の放棄」、第2項で「戦力の不保持」と「交戦権の否認」を定めています。憲法第9条第1項、第2項について村長の見解を伺います。

4、辺野古の米軍基地建設反対運動は、沖縄の平和を築くための戦いであります。村長は、北中城村民の会の会長として、これまで辺野古の基地建設反対の抗議集会に何回足を運ばれましたか、お尋ねします。

5、自衛官募集についての掲載は、次期村長にも引き継ぐという考えですか、お尋ねします。

6、革新首長として、今回の自衛官募集についての掲載を取り下げる考えはありますか。

次に、2点目について伺います。

アンテナショップ「しおさい市場」の指定管理業務について伺います。

北中城村産品のアンテナショップしおさい市場の指定管理業務に係る公募型プロポーザル実施について伺います。

アンテナショップしおさい市場の経営については、これまで多くの議員が一般質問に取り上げ、努力を促してきました。大変厳しい状況下で、経営体制等を見直す必要があることは重要であります。しかしながら、村長が任期満了を迎えて指定管理に移行することは好ましくない

と私は考えます。アンテナショップしおさい市場の再生は、常識的に考えても新村長によって判断されるべきものであると考えます。村長の所見を伺います。

3点目について、アリーナ建設について伺います。

アワセ土地区画整理組合は既に解散しておりますが、その後どうなっておりますか、御説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、自衛官募集についてです。

確かに、村広報に自衛官募集が掲載をされているということを承知しております。基本的には、公的機関の掲載依頼については、誌面に余裕のある範囲で情報の提供という観点から、極力掲載するようには務めております。

ただ、正直申し上げまして、今回の自衛官募集、広報に掲載されるということがですね、私もちょっと知りませんでした。実は、自衛隊の方々は必ず私のところに自衛官募集業務をやってもらいたい、広報に掲載してもらいたいということで総務課を通して必ず来ていたんですよ。これは私できませんよと、これは歴代、北中城村はその業務、募集をやっていないんで、やりませんとずっと断ってきたんですが、今回、担当が直接、広報、企画のほうに行って掲載依頼をしたようで、それをちょっと私も知らないで、そのまま見過ごしてしまったという経緯がございます。この見過ごした点については大変申し訳なかったなと思っているんですが、あくまでもこれは村長として、断る、自衛官募集業務の広報掲載は遠慮してくれという願いをずっとやってきました。

だから、そういう経緯があって、これまでは

やっていたんですけど、今回、私もちょっとこの辺が見落としとして申し訳ないなと思ってるんですが、担当としては、国からの機関なんで、来たら掲載というような感じになったと思っております。これについては非常に私も、村長として申し訳なかったなというふうに思っております。この辺はちょっと見過ごしてしまったという経緯がございますので、これは決して他意があって、ぜひやろうという趣旨でやったものではないということは御理解いただきたいなというふうに思っております。

関連して、次の村長に引き継ぐのかということですが、決してこれは引継ぎ事項とは思っておりません。新しい村長の立場で考えていただけたらなというふうに思っております。

3点目です。憲法9条第1項、村長の見解ということですが、これはもう当然、9条については平和憲法であることから、私としてはぜひ大事にしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

辺野古の米軍基地建設反対運動ですが、これは当初の頃は村民の会の会長として足を運んだ経緯もあります。最近はあまり行っていなかったんですけど、先日また集会に参加をさせていただきました。

6点目、革新首長として今回の自衛官募集については掲載を取り下げる考えはないかということですが、もう今回、掲載をしてあるんで、また一つの職業として考えている方もいらっしゃるかもしれませんので、情報提供という意味で、載せたものをですね、あえて掲載を取り下げるという考えは今持っておりません。

2点目です。アンテナショップですが、しおさい市場の指定管理業務についてということですが、この指定管理は、次期村長でやるべきじゃないかということですが、実はこれは当初は、佐敷中城漁業組合が指定管理をやっておりました。平成27年4月より、地産地消出品者協議会

が運営を行ってきておりますが、ただ、かなり運営が厳しいということは、これまでも議会から指摘をされてきたところでもあります。運営委員会で何回か協議をしてきましたが、これまで希望者が見込めないということで、指定管理を見送った経緯があります。

ただ、次年度から指定管理に移行するという方針で公募をしたら、村内2者から公募があったということで、新年度予算に反映をさせていきたい。これは新規事業じゃなくて継続事業だという認識で、早めに指定管理を、村内でやりたいというところがあれば、決めていきたいなというふうな思いで公募をしたところではありません。

3点目のアリーナ建設についてですが、解散してどうなっているかということですが、アワセ土地区画整理組合については、今年の3月30日に解散の認可を取得しております。その後、組合員に総代会にて業務の清算金の取扱い等について承認を受け、現在、清算業務の事務が行われているというところでもあります。

事業用地の確保については、土地所有者の、先ほどもお話がありましたが、土地所有者との合意がまだ得られていないという状況のままでございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、まず、村広報に自衛官募集を誌面に掲載したということなんですけれども、これはやはり村民はすごく驚いたと思います。私のほうに電話が来た方もおります。これは村長の姿勢を問われているかと思えます。これはやはり職員にふだんから、この平和行政について、あるいは平和に対する思いということが職員に浸透していないという証拠でもあると思うんですね。ですから、村長がしっかりと自分の意志を伝える必要があったかと思っております。

村長は気づかなかったというんですかね、ということをおっしゃっておりますけれども、私は担当課にも確認しております。村長の決裁はちゃんと得ています、印鑑も押されております。それを知らなかったというのはどうでしょうか。私は非常にこれは疑問に思っております。

見過ごしたというんでしたら、それはまたそれでいいかもしれませんけれども、でも、それは正直に答えるべきことだと考えております。やはり内容にしてもですね、ただ、公的機関のほうからお願いするから自動的にやる。あるいは誌面に空きがあるから掲載するというのは、やはりいかがなものかと思えます。ふだんから自分の政策であるとか、あるいは考え方、村政に対する思いとかですね、これを職員に、我が村はこういう姿勢でいくんだということをしっかりと周知しないと、こういうミスも起きるわけなんですよ。

だから、そこら辺は職員の方も、村長の思いとか考え方をしっかり把握していただけたらなと思っております。

それから、2点目のこの自衛官募集業務について、北中城村の広報に掲載することを庁議で議論はされたのですかということなんですけれども、議論はされていないということなんですけれども、例えば北中城村村政運営会議設置規定の目的には、次のことが記されています。第1条、「この訓令は、村長の政策形成を補佐する村運営に関する会議を設置し、政策の実施及び行政運営に関する重要事項を審議し、行政の効率的運営を図ることを目的とする」と記されています。また、第3条の5項、三役会議とか、庁議においてする事項は次のとおりしております。村の行政運営の基本方針に関する事項、2に村の制度及び行政に特に重大な影響を与える事項と記されています。

私は、この規定から見ますと、やはり重大な事項と考えております。歴代の村政が自衛官等

の募集業務の村広報への掲載をしてこなかった、守り続けたことの変更であり、庁議や三役会議に付する事項であると考えております。

また、北中城村の行政運営の柱の基本方針は、「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化の村 北中城村」と銘打っています。それから、本村には、平和を守る北中城村民会議や辺野古建設北中城村民の会などがあり、平和を守るための活動が行われておりますし、村長は両会議の会長でもあります。そのことからしても、やはりこの自衛官募集業務を村広報に掲載したことは、住民感情からしても好ましくないことではないかと私は考えています。やはりこれは村政のこれまでの運営方針の変更であり、庁議に諮るべきだったと私は考えております。

再度お尋ねします。村長は、北中城村村政運営会議設置規定があるが、審議しなくてもいいと、あるいはしなかったということを今でもお考えですか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

その審議会規定とか庁議とか、そういう議論に行く前に、これは本当に私のミスであります。大変申し訳なかったなと思っております。見過ごしたとは正直にですね、これはもう私のミスで、政治姿勢とはちょっとかけ離れた、これまでの経緯としてはしっかり断ってやってきたんですが、今回本当に申し訳ないなと思っております。歴代村長がしっかり守り抜いたことについて、私が見落としてしまったということは、大変深くおわび申し上げたいなというふうに思っております。

ですから、これを上げるかどうかという議論ではなくて、全くこれはもう私のミスだということで、深くおわびを申し上げたいということであります。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

今、村長の答弁、ありがとうございます。村民は一方では安心したのではないかと思っております。

この日本国憲法のことについて伺ったんですけども、憲法を推進するという立場ということですので、やはり平和をぜひ貫いてほしい。平和の意志、あるいは沖縄を平和にするんだという意志をしっかりと明確にしてほしいなと思っております。

それから、辺野古の米軍基地反対運動なんですけれども、村長は会長でもありますし、忙しい中ではあったかと思いますが、しかし、私たちは辺野古に行って、他市町村の首長が来ているのに、我々の首長が来ていないということをいろいろ言われました。なかなか姿が見えないということがありましたけれども、先週行ったということなんですけれども、これまでもう5年間になるんですね、村民会議の会長として。ですから、これまで本当に何回行かれたのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

恐らくですね、北部の首長さんは参加も多かったと思うんですが、なかなか中南部から首長が何度も何度も行くというのはなかなか難しいなということを我々もそれは話し合っております。ただ、集会とか大会とかにはぜひ参加をしながら、共に運動を強化していきたいというふうに思っておりますが、現職のときはなかなか行けないというのが現実なんですけど、今回、退任をいたしますので、ぜひ個人的な参加としてもやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひ辺野古に足を運んでほしいと思います。辺野古に行けば、本当にいかに沖縄が傷めつけられた、沖縄の人たちがいかほど被害を受けているかということも、もう本当に実証として分かりますし、沖縄の傷めつけられたこの自然、あるいは心、それをやはり酌み取ってほしいと考えております。

これは、やはり村長の辺野古にいついつ行ったかというのは、村長日誌でも分かると思いますので、総務課長、ぜひ後で分かれば公表してほしいと思います。よろしいですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時43分 休憩

午後 2時43分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

すみません、これは公務じゃないもんですから、あくまでも村民の会の会長、あるいは個人的に行くということなんで、恐らくですね、日程表には書かれていないと思うんですね。行っています、私は。行っているんですが、平日はなかなか難しい、休日行ったりなんかはしたと覚えがあるんですが、何回行ったかと言われると、ちょっと数えられないんですが。もう数回行っているんじゃないかなとは思っています。ただ、これ公務とは別なんで、恐らくここに入っていないんじゃないかなと思っているんですね。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私は、この行動を公務とは言っておりません。村長日誌にないかということ聞いております。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ないと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

大変残念です。これは辺野古に行った方なら、大体分かっております。

それでは、次に、2点目にアンテナショップの件なんですけれども、指定管理にするということなんですけれども、既に広報等で公募があって、第1回の審査も終わっているということがホームページにありましたけれども、これまですりゃ、もうしおさい市場の経営状況を見ますと、平成25年度2月にアンテナショップきた漁としてオープンし、一括交付金事業を活用し地域ブランド構築事業として設計委託料、それから工事管理委託料、案内所設置敷金、工事請負費を含めて1,217万6,800円をかけてオープンしております。そして、佐敷中城漁業組合が指定管理を受け経営してきました。

しかし、平成26年度の年度末に経営不振で佐敷中城漁業組合は閉鎖し、指定管理は解除されました。その後、管理を村が行い、嘱託職員を配置し、電気代合わせて152万円投資しました。平成27年8月にしおさい市場はリニューアルオープンしました。村が直営で管理し、施設整備工事費約473万円、人件費となる補助金778万円、備品購入費約133万円、光熱水費約86万円、その他看板設置や印刷製本費、それから備品等修繕費、通信運搬費、火災保険料、警備委託料、自動車委託料など、合わせて約1,556万円を投じてきました。そのほかにも地産地消コーディネーター委託料、これはしおさい市場の店長の人件費だと思いますが、200万円予算に計上され、議会もしおさい市場の再生を期待し応援してきました。

平成28年7月頃からは、先ほどの答弁にもあ

りましたが、地産地消出品者協議会が運営してきました。相変わらず人件費等に使われる補助金約730万円、光熱水費約131万円、その他もろもろの経費を合わせて936万円の予算を執行してきました。引き続きアンテナショップしおさい市場に平成29年度約794万円、それから30年度に約718万円、平成31年度、これは令和元年ですけれども、約648万円の運営費補助やその他の経費が使われました。

また、平成28年度からこれまでに地産地消コーディネーター委託料300万円も一般財源、つまり村民の税金で賄われ、運営されてきました。村もそれなりに努力はしてまいりました。

村民には、これまでのアンテナショップしおさい市場の経営状況をしっかり報告することが大事だと考えています。これまで多額の私たちの税金が使われたことからすると、じっくりあらゆる角度から精査する必要があると私は考えます。村長は、アンテナショップの経営に関してどのように経営分析しておりますか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員から御指摘のとおり、しおさい市場、アンテナショップはなかなか厳しい経営状況、ずっと担ってきております。ただ、これは一括交付金事業で、村の地場産業、村からできる農産物、そして漁業の商品、そして加工品も踏まえて売りたいということで、その生産者の生産意欲をかき立てるような場所になったらいいなというふうにも思っております。

ただ、なかなか生産者も定期的に出すというのは厳しいとかいうことで、大量のものはもう農協を通していくとか、その辺がまだまだ安定していないなという思いはあります。これはあくまでも行政というんですかね、我々が運営をしているからなのかなど。

以前から指定管理のお話があるんで、まず民間の経営ノウハウを生かしながらやることによって、安定的な運営ができるものじゃないかという思いでぜひ指定管理を取り急ぎやりたいなという思いがございました。指定管理を公募するとき、どこでもいいというわけにいかんだろうと。当然、村内でやる企業がないことには、なかなか指定管理の公募もできないということでしたが今回、指定管理に移行するという方針で、それを明確にしてやったら、2者来たということですから、その内容を精査しながら決めていきたいなというふうに思っているところがあります。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

現在この2者が上がっているということなんですけれども、これをどのようにして、この方たちにどれぐらいの能力があって、どれだけのノウハウがあるというのは、これ誰が精査できるのか、運営委員でやるのか、そこら辺はどうなっておりますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時51分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

この内容のそういった審査、プロポーザル審査委員会を設けてあります。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

じゃプロポーザル審査委員のお名前をお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

プロポーザル審査委員は、企画振興課長、総務課長、そして農林水産課長、副村長も入っていましたけれども、今不在ですので、今後はその3名で行っていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

この審査委員ですね、とても重要だと思います。これまで何回も何回もいっぱい補助金を投資してやりくりしてきたんですけども、それでも思うようにいかなかった。しかも、募集しても集まらなかったという経緯もあるので、これは非常に慎重審議が必要ですし、2業者が来たからといって、必ず1業者を決めるということになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

これは第1次審査、そして第2次審査を経て、内容が充実していれば、そういう中で、結果として通知していきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

1次、2次審査があるんですけども、この2業者のうち、あるいは2業者とも適切ではないということもあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然2業者しかないんで、それが審査して不相当だと、あるいはその経営基盤が弱いとか、いろいろこちらが思っているようなことがないんであれば、当然2者も落選ということはありません。

得るだろうと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、やはりこれはアンテナショップの経営分析であるとか、そういうのをしているのかなのか。あるいはまた、これまでの経営実績はどういうものがあったのかをお聞きしたいと思います。2点お願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

すみません、プロポーザルの審査委員の訂正をいたします。委員会は5人の委員で、副村長、企画振興課長、農林水産課長、商工会経営指導員、企画振興課、地域振興係長でございます。

2者のそういった今までの経営方針ですね、この2者については、結構いろんな事業を展開しながら今回応募になっております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私は、経営分析はどうなっているかということをお聞きしております。経営分析したものがあれば、議員さんみんなに配ってほしいと思います。

それから、今までの経営の実績としてどういうものが上げられるのかお聞きしたいと思います。経営分析したのはあるんでしょうか、お伺いします。今のこの経営実績はどういったものがこれまでにあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

しおさいのそういう経営分析におきましては、今年度、特にコロナがそういったコロナ禍したもんですから、いろいろ事業を展開しながら、やはりそういった費用も結構かなり使ってきて、そしてまた実際、今の状況では、法人でも個人企業者でもないもんですから、臨時給付金とかそういった対応もないということでした。以前からしおさい市場については指定管理が望ましいということは委員会でもお話はされていたんですが、今回、そういう新年度予算の時期ということで、そういう中で継続事業として考えて、今回プロポーザルにしております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私が聞いているのは、この経営分析、収入と支出がありますよね。そういうものをちゃんときちんと精査して指定管理に持っていったのか。あるいは、ただもうおおよそで決めてやったのか。やはり数字というのはないとおかしいと思うんですよ。だから、そういうものがあれば、もう議員さんにも公示してほしいと、公表してほしいということなんです。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時02分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

経営分析につきましては、これまでのしおさい市場の決算がありますので、ちょっと今日、資料をお持ちしていないですので、後で配付していきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひよろしくをお願いします。

それから、しおさい市場、いろいろやってきて挑戦したんですけれども、何か経営実績というんですかね、そういうのがあったら教えてほしいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時03分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

農水産物の販売促進とか、いろんなことをやっていますけれども、細かい内容については、今手持ち資料がありませんので、後でお渡ししたいと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

その資料もぜひお願いしたいと思います。

このアンテナショップのしおさい市場なんですけれども、今後の課題ですね、これまでの課題と今後の課題はどういったものがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

これまでの課題は、いろいろ議会等にもお話ししましたが、やはり商品の品ぞろえというの

が一番これまでの課題でございました。というのは、農産物についても店舗を埋めるぐらいの農産物がなかなか集まらないというか、当初、水産物、魚等も取り扱う予定でしたが、免許だとか、そういったのでもなかなか進まない状況ではありました。今後は民間の企業の力を入れることによって、いろんな商品の展開が図れればいいなと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それは課題を克服するために指定管理に持っていくということもあろうかと思えますけれども、これはまだこれからのアンテナショップが歩いていく道だと考えております。

ですから、これはですね、ちょっと言い方は悪いんですけれども、慌てふためいてというんですかね、継続事業だからそれをするというだけの単純な考え方じゃいけないんじゃないかと思っております。やはりまた、新村長も誕生したことですし、新村長のまた視点も入れながら、経営をどうしていくのか、どういった方法があるのかということを私は模索しながらできないか、あるいはまた新村長に委ねるべきではないかと考えております。

次に、最後の3点目にいきます。

アリーナ建設について伺います。

これまで非常にアワセ土地区画整理組合のいろんなお世話にもなりながら、いろいろ体育館であるとか、またアリーナの問題について土地区画整理事業組合とも連携しながらやってきたと思うんですけれども、特にこのアリーナ建設について、課題とか、もろもろのことがあったと思うんですけれども、土地区画整理組合に御報告はなされたという経緯があるんですけれども、そこではどういう話合いというんですかね、報告を行ったのか、ちょっともう一度、詳しいことを教えていただければと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時06分 休憩

午後 3時07分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

この事業計画は区画整理組合の皆さんも御承知なんで、特段こちらから、今滞っていますとかという報告はありません。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

特にこれからの大きな課題として、本村においてはこのアリーナ建設が非常に大きなウエートを占めてくるし、それは本当に新垣村長の大きな政策の思い、本当にもう重大な事業としてやっていたらよかったと思うんですね。やはり土地が取得できなかったということは大きな非常に進まない理由になったというのがあるので、先ほどちょっと村長ちょこっとおっしゃっていました、もうどうしようもなければ土地収用法の活用というんですかね、やることも考えられるというか、考えられるのかということをおっしゃっておいりましたけれども、そういうことについては、土地収用法というのも本当にやるというのは大変なことだと思うんですけれども、そこまで、やはりそのアリーナ建設をやってほしいという思いがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これまで何度もお話ししてきたんですが、当初からアリーナという計画をしました。したんですが、なかなか用地交渉が難航して了解いただけないと。その間に沖縄市がアリーナ建設を

進めて、やがて完成ということですから、そのまま踏襲して、本当にこのアリーナ当初計画のままでいいかというのは、それは見直す必要性もあるだろうという思いはあります。

ただ、これは当初計画からやってきて、この区域は公共でやりましょうということで地権者にも了解してもらっています。ですから、これを変えらる、また都市計画を再度練り直さなきゃいけない。県に申請して、国に了解をもらわないといけない。じゃこれ皆さんはやらないのかと、75%の補助金を返すんだなということを手続しなきゃいけないと思います。それが1つ。

それがどういうデメリットがあるのかなかなか計り知れない部分があります。補助金を頂いて事業ができないと。この理由が土地が買えないと。ただ、その間に公的機関の土地を買っているわけですから、土地収用法というのがあるわけですね、当然。逆にそういう了解の下に地権者もここに土地を移してきたわけですから、その金額で土地収用しましょうという法的には、それは手続上、ある得ると思います。

ただ、それでアリーナがいいのかどうなのかというのは、当然今後議論しなきゃならないと。同じようなものを造ってもしようがないんで。ただ、この補助金をどう生かすかということを考えるのが第一義的じゃないかなと思っております。最初からこのエリアは公共で買いますよということで了解してもらって仮換地したわけですから。その中で、いや、金額が合わないというようなことを言われても、これはこっちは鑑定で審査して提示をして、皆さんに了解してもらって買ったところがあるわけですね。そこだけぽつんと残って、じゃうちはもっと高くという話になると、これはほかの皆さんに、説明がつかないと思います。基本的には区画整理組合が解散をしたあと、行政として土地収用法に基づいて、その土地の取得をしていくというの

が基本的なパターンじゃないかなというふうに思います。

仮に、これは難しい、もうやらないということになると、また別のサイドの手續等々が要るのかなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

例えばこのアリーナ建設を、これはどうしてもできなくて、あるいは変更を余儀なくされるということもあり得ると思うんですけども、例えば意見として、何か文化施設を造るという話もあったんですけども、それは防衛省とかそういう関連の国とかそういう機関に聞かれたことはあるのか。本当にこれは変更ができるのか。やはりアリーナというのと文化施設というのは全然中身が違うと思うんですね。村長はそういうのを聞かれたことがあるのかお聞きしたいと思います。国とかですね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

国にはアリーナ以外に造っていいかという問合せはできません、これは。基本的にはアリーナでいこうという話ですから。ただ、この補助金はちょっとプールにしておいてくれというお願いはしました。まだ事業を継続するんで、用地が確定したら事業を行いますよと。そこは当初から防災計画という範疇でやっていますんで、それはそれでやると。ただ、見直すとなると、土地を取得して事業計画を見直しますよと、それを了解してくれという交渉はそれからだろうと思っています。

用地も取得できないのに、この計画を見直すとなると、最初からめちやくちやな計画じゃないかと、これは言われます、当然。ですから、今、防衛省にお願いしているのは、この決まった金額の補助金の率についてはそのままお願い

しますということで、これは交渉ですね、お願いしてきたところであります。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時14分 散会

令和2年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月11日					
招 集 の 場 所	北中城村議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年12月18日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和2年12月18日 午前10時28分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和2年12月18日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	陳情第2-8号	嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の汚染水の取水を止める陳情	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	陳情第2-9号	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情	〃
3	陳情第2-11号	陳情書について	〃
4	陳情第2-12号	令和3年度福祉施策及び予算の充実について（要請）	即 決
5	意見書第6号	有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書	〃
6	意見書第7号	有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書	〃
7	意見書第8号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．陳情第2－8号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の汚染水の取水を止める陳情

日程第1．陳情第2－8号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の汚染水の取水を止める陳情を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

陳情第2－8号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の汚染水の取水を止める陳情についてを報告します。

○議長（名幸利積）

1．審査事件

陳情第2－8号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の汚染水の取水を止める陳情について

2．審査経過

同陳情は、令和2年9月定例会において付託され継続審査となっていた陳情案件です。本委員会は、9月7日、10日、15日、10月16日、11月5日、12月11日、14日、15日、16日に開催し、12月15日に比嘉次雄委員が欠席のほかは全委員出席のもと審査を行いました。

3．審査結果

一部採択です。

4．審査意見

令和2年9月の定例会において、有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の生命を守る会からの陳情で今日まで継続して調査を行った。

本委員会は、10月16日に陳情者を呼び趣旨説明を求めた。陳情者の説明によると嘉手納井戸群からの取水する水の中には、汚染濃度の高い有機フッ素化合物（PFAS）が含まれており、それによって健康被害が起きることを危惧し、取水を止めるよう説明を受けた。

そのことを踏まえて、本委員会は11月5日に沖縄県企業局への調査を行った。現在問題になっている嘉手納井戸群からの水量が2万トン程度を取水しているが北谷浄水場の水量の割合でいうと13パーセントの貴重な供給源である。井戸群からの水を止めると安定給水に支障が生じる事になる。ダムの貯水率が100パーセントに近い場合は井戸群からの取水は半分の1万トンまで抑制して運用している。また井戸は基地内と基地外に全部で23個あり、もっともPFAS濃度の高い井戸については取水停止をしている。

企業局としては原因究明をし、それに繋がる対策として基地内の立ち入りを強く要望し、今年5月にも2回目の申請をしたが未だ実現出来てない。

よって本委員会は、嘉手納基地内への立ち入り調査のみを全会一致で一部採択する事に決定した。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2－8号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の汚染水の取水を止める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は一部採択です。

陳情第2－8号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の汚染水の取水を止める陳情は委員長の報告のとおり一部採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第2－8号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の汚染水の取水を止める陳情は委員長の報告のとおり一部採択されました。

日程第2. 陳情第2－9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情

○議長（名幸利積）

日程第2. 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

1. 審査事件

陳情第2－9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情

2. 審査経過

同陳情は、令和2年第8回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和2年12月14日、16日、17日に開催し、全委員出席のもと審査を行いました。

3. 審査結果

採択です。

4. 審査意見

北中城村では、1982年に非核宣言を行い、平和に生きる礎を確保するために核廃絶をめざして全力を尽くすこととした。また、核兵器廃絶は唯一の被爆国である日本国民の使命でもある。

よって、本委員会では陳情を採択し、意見書を提出することを決定した。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2-9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第2-9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求

める意見書の提出を求める陳情は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第2-9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第3. 陳情第2-11号 陳情書について

○議長（名幸利積）

日程第3. 陳情第2-11号 陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

読み上げて報告いたします。

1. 審査事件

陳情第2-11号 陳情書について

2. 審査経過

同陳情は、令和2年第8回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和2年12月14日、16日、17日に開催し、全委員出席のもと審査を行い

ました。

3. 審査結果

採択です。

4. 審査意見

本委員会は、陳情提案者、担当課より説明を求め、保育現場の切実な要望や北中城村が行っている、子ども・子育て支援事業計画を踏まえた処置はなされているか議論致しました。結果、要望に村も答えているが、まだ待機児童解消には至っていない現実もある。本委員会としても保護者が安心して預けられ、保育士も安心して働ける保育環境であってもらいたいと強く要望する。

よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2-11号 陳情書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第2-11号 陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第2-11号 陳情書については、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第4. 陳情第2-12号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について（要請）

○議長（名幸利積）

日程第4. 陳情第2-12号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第2-12号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について（要請）については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから陳情第2-12号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第2-12号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第2-12号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は採択されました。

日程第5．意見書第6号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書

○議長（名幸利積）

日程第5．意見書第6号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

読み上げて報告したいと思います。

意見書第6号

有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年12月18日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

金 城 高 治

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

比 嘉 盛 一

安 里 道 也

有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書（案）

近年、県内7市町村（北中城村、北谷町、沖縄市、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市）に供給されている北谷浄水場（1日供給量約15万 m^3 ）からの水道水が有機フッ素化合物で汚染されていることが明らかになっている。

有機フッ素化合物は、極めて安定していて生体内や自然環境の中に長く残留、蓄積し、発がん性や胎児や乳児の発育障害、コレステロール値上昇など健康への悪影響が指摘されている。

比謝川、長田川、天願川、嘉手納井戸群等の有機フッ素化合物で汚染された取水源からの取水量は、1日約6万 m^3 で原水の約40%にあたり、残りの60%の9万 m^3 は、中系許田、久志系、倉敷ダム、山城ダム、海水淡水から供給されている。

沖縄県企業局は、1日最大供給能力61万7000 m^3 を有しているが、2017年度企業局統計によると1日最大配水量の実績は、約45万7000 m^3 で、およそ16万 m^3 の余裕があるとされている。本来ならば汚染濃度が極めて高いといわれる嘉手納井戸群等からの取水を止めたいところであるが、調査の中で今後の給水に影響を及ぼす可能性があると分かった。水道水の有機フッ素化合物の汚染に関して、沖縄県は2016年1月から米軍基地への立ち入り調査を日本政府に求めたが、現在に至るまで実現していない。国は令和2年4月より基準値を50ng/Lと設定し、健康被害は少ないと言われているが、住民の不安は解消されていない。

よって北中城村議会は、村民、県民の生命と安全、安心な生活を守る立場から、関係機関に対し下記3項目をすみやかに実現するよう強く要請する。

記

1. 沖縄県や各自治体の基地への立ち入り調査を米軍に強く要求すること。
2. 有機フッ素化合物に関して、基地内での浄化や除去作業を米軍の責任で履行させること。
3. 有機フッ素化合物にかかる沖縄県、沖縄県企業局、各自治体の調査費用等に、財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月18日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣、外務大臣、防衛大臣、
沖縄防衛局長

○議長（名幸利積）

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第6号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。意見書第6号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書については可決されました。

日程第6. 意見書第7号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書

○議長(名幸利積)

日程第6. 意見書第7号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

金城高治議員。

○6番(金城高治議員)

意見書第7号、読み上げたいと思います。

意見書第7号

有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年12月18日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

金 城 高 治

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

比 嘉 盛 一

有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書（案）

近年、県内7市町村（北中城村、北谷町、沖縄市、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市）に供給されている北谷浄水場（1日供給量約15万 m^3 ）からの水道水が有機フッ素化合物で汚染されていることが明らかになっている。

有機フッ素化合物は、極めて安定していて生体内や自然環境の中に長く残留、蓄積し、発がん性や胎児や乳児の発育障害、コレステロール値上昇など健康への悪影響が指摘されている。

比謝川、長田川、天願川、嘉手納井戸群等の有機フッ素化合物で汚染された取水源からの取水量は、1日約6万 m^3 で原水の約40%にあたり、残りの60%の9万 m^3 は、中系許田、久志系、倉敷ダム、山城ダム、海水淡水から供給されている。

沖縄県企業局は、1日最大供給能力61万7000 m^3 を有しているが、2017年度企業局統計によると1日最大配水量の実績は、約45万7000 m^3 で、およそ16万 m^3 の余裕があるとされている。本来ならば汚染濃度が極めて高いといわれる嘉手納井戸群等からの取水を止めたいところであるが、調査の中で今後給水に影響を及ぼす可能性があると分かった。水道水の有機フッ素化合物の汚染に関して、沖縄県は2016年1月から米軍基地への立ち入り調査を日本政府に求めたが、現在に至るまで実現していない。国は令和2年4月より基準値を50ng/Lと設定し、健康被害は少ないと言われているが、住民の不安は解消されていない。

よって北中城村議会は、村民、県民の生命と安全、安心な生活を守る立場から、関係機関に対し下記2項目をすみやかに実現するよう強く要請する。

記

1. 住民の有機フッ素化合物の血中濃度測定と健康調査を実施すること。
2. 日米両政府に米軍基地への立ち入り調査ができるよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月18日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

沖縄県知事、沖縄県議会議長、沖縄県企業局長

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第7号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書についてを採決

します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第7号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書については可決されました。

日程第7. 意見書第8号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

○議長（名幸利積）

日程第7. 意見書第8号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、読み上げて意見書を提出します。

意見書第8号

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年12月18日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

山 田 晴 憲
伊 集 守 吉
稲 福 恭 秀
上 間 堅 治

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の85か国、批准国は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に50か国となりました。これにより、同条約は2021年1月22日に発効します。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年（2020年）12月18日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第8号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第8号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書については可決されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決

事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって、令和2年第8回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____